鮭川村地域防災計画資料編

一目次一

I		資料関	係		. 6
	資	料1	法令等	<u>.</u>	6
		資料1	- 1	鮭川村防災会議条例	6
		資料1	- 2	鮭川村防災会議運営規程	8
		資料1	- 3	鮭川村災害対策本部条例	9
		資料1	-4	鮭川村豪雪対策本部設置要綱	. 10
		資料1	- 5	山形県災害報告取扱要領	. 11
		資料1	- 6	山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領	. 31
		資料1	- 7	山形県災害救助法施行細則	. 39
		資料1	- 8	山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱	. 78
		資料1	- 9	山形県防災資機材等管理運営要綱	. 85
	資	料2	広域応	援等の関わる協定等	. 98
		資料2	- 1	災害時等における隊友会の協力に関する協定	. 98
		資料2	- 2	技術職OBによる災害支援に関する協定書	103
		資料2	- 3	災害時の情報交換に関する協定	105
		資料2	-4	山形県消防防災ヘリコプター応援協定	107
		資料2	- 5	他市区町村間との相互応援協定等	111
		資料2	- 5 -	1 山形県広域消防相互応援協定書等	111
		資料2	- 5 -	2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定等	117
		資料2	- 5 -	3 東京都荒川区との災害時における相互応援に関する協定	123
		資料2	- 5 -	4 埼玉県伊奈町との災害時における相互応援に関する協定	125
		資料2	- 5 -	- 5 福島県桑折町との災害時における相互応援に関する協定	127
		資料2	- 5 -	- 6 原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書	129
		資料2	- 6	民間事業者との協定等	131
		資料2	- 6 -	- 1 鮭川村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書	131
		資料2	- 6 -	- 2 災害救助に関する鮭川村長と新庄市最上郡医師会長との協定書	137
		資料2	- 6 -	- 3 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定	139
		資料2	- 6 -	- 4 災害時等における物資調達に関する協定書	142
		資料2	- 6 -	- 5 災害時等における応急対策活動及び生活必需品の確保、供給等に関する	る協
				定書	144
		資料2	- 6 -	6 災害時における福祉避難所指定等に関する協定書	146
		容料 9	- 6 -	- 7 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協会	定書

	資料2-6-		災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する	
			定書	
	資料2-6-	- 9	災害時における葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定	*書
	資料2-6-	-10	災害時の協力に関する協定書	155
	資料2-6-	-11	災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協定書	157
	資料2-6-	-12	災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書	161
貨	¥3 災害危		所等	164
	資料3-1	土砂	り災害危険箇所等一覧	164
	資料3-1-	- 1	地すべり危険箇所(国土交通省所管)一覧	164
	資料3-1-	- 2	地すべり危険地区(林野庁所管)一覧	164
	資料3-1-	- 3	急傾斜地崩壊危険箇所一覧	165
	資料3-1-	- 4	土石流危険渓流一覧	166
	資料3-1-	- 5	山腹崩壊危険地区一覧	167
	資料3-1-	- 6	崩壊土砂流出危険地区一覧	168
	資料3-1-	- 7	地すべり防止区域(国土交通省所管)一覧	168
	資料3-1-	- 8	急傾斜地崩壊危険区域一覧	169
	資料3-1-	- 9	砂防指定地一覧	169
	資料3-1-	-10	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域一覧	170
	資料3-2	重要	[水防箇所一覧	174
	資料3-2-	- 1	重要水防箇所(国管理)一覧	174
	資料3-2-	- 2	重要水防箇所(県管理)一覧	175
	資料3-3	村内	gのため池等一覧	176
	資料3-4	地吹	て雪危険箇所一覧	177
	資料3-5	雪崩	自危険箇所一覧	177
資	資料4 防災旅	6設・	設備等	178
	資料4-1	村保	是有車両状況	178
	資料4-2	緊急	- 輸送道路及び避難路	179
	資料4-2-	- 1	山形県最上管内道路ネットワーク	179
	資料4-2-	- 2	村内の緊急輸送道路及び避難路一覧	180
	資料4-3	村队	5災行政無線等の整備状況	181
	資料4-4	最上	上広域消防本部の消防施設等整備状況	184
	資料4-4-	- 1	消防装備の概要	184
	資料4-4-	- 2	消防車両一覧	185
	資料4-5	消防	5団の消防施設等整備状況	186
	資料4-6	水(消)防団員等の現況	186
	資料4-7	水防	5備蓄資器材等一覧	187
	資料4-7-	- 1	水防備葢資哭材一覧	187

	資料4	- 7 -	2 最上地区の河川水防ステーション等の整備状況	187
	資料4	- 8	危険物等施設一覧	188
	資料4	- 9	災害対策用臨時ヘリポート登録状況	190
	資料4	-10	山形県ドクターへリ臨時離着陸場一覧	190
	資料4	-11	村内の医療機関一覧	190
	資料4	-12	最上地域の救急告示病院一覧	191
	資料4	-13	災害拠点病院一覧	192
	資料4	-14	県内DMAT指定医療機関一覧	193
	資料4	-15	村内の社会福祉施設等の状況	193
	資料4	-16	村内の指定文化財一覧	194
	資料4	-17	空地(村有地)一覧	195
	資料4	-18	緊急通行車両確認標章	196
	資料4	-19	通行止標識	196
	資料4	-20	最上広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理能力	197
	資料4	-21	県内の一般廃棄物処理施設一覧	197
	資料4	-21-	1 ごみ焼却施設整備状況	197
	資料4	-21-	2 粗大ごみ処理施設(焼却前処理施設を除く)整備状況	198
	資料4	-21-	3 資源化施設の整備状況	198
	資料4	-21-	4 埋立処分施設の整備状況	199
	資料4	-21-	- 5 し尿処理施設の整備状況	199
	資料4	-22	最上地域の火葬場一覧	201
	資料4	-23	食料、飲料水、生活必需品等の備蓄状況	202
資	料5	避難関]係	203
	資料 5	- 1	鮭川村避難計画	203
	資料 5	-2	指定緊急避難場所一覧	213
	資料 5	-3	指定避難所一覧	214
	資料 5	-4	その他の公共施設一覧	214
	資料 5	- 5	村内の福祉避難所指定状況	214
資	料6	その他	L	215
	資料6	- 1	孤立する可能性のある集落一覧	215
	資料6	-2	(社)日本アマチュア無線連盟山形県支部 登録最上地域クラブ等	217
	資料6	- 3	東北地方太平洋沖地震鮭川避難所設置・運営マニュアル	218
	資料6	-4	村内ボランティア団体等一覧	234
	資料6	-4-	1 村内ボランティア団体等一覧	234
	資料6	-4-	2 村内自主防災組織一覧	234
	資料6	- 5	県活断層分布状況	236
	資料6	-6	村地質図	237
	資料6	- 7	防災関係機関等連絡先一覧	238

Π	様式队	룅係		241
7		共通.		241
	様式1	- 1	職員応援要請書	241
	様式1	-2	救助実施記録日計票	242
	様式1	- 3	物品受払状況簿	243
	様式1	-4	臨時傭上人夫勤務状況表	244
7	羡式 2	医療・	救助関係	245
	様式2	- 1	救護班活動状況簿	245
	様式2	-2	救護班診療記録	246
	様式2	-3	救護班医薬品衛生材料使用簿	247
	様式2	-4	病院診療所医療実施状況	248
	様式2	- 5	助産台帳	249
	様式2	- 6	り災者救出状況記録簿	250
7	兼式 3	避難別	f関係	251
	様式3	- 1	避難所収容者名簿	251
	様式3	-2	避難所設置及び収容状況簿	252
	様式3	-3	避難所用施設及び器物借用整理簿	253
7	羡式 4	生活支	区接関係	254
	様式4	-1	飲料水供給簿	254
	様式4	-2	炊出し給与状況簿	254
	様式4	- 3	炊出用物品借用簿	256
	様式4	-4	物資購入(配分)計画表	257
	様式4	-5	物資給与状況簿	258
7	兼式 5	遺体の)捜索、処理・埋葬関係	259
	様式5	-1	埋葬台帳	259
	様式5	-2	死体搜索台帳	260
	様式5	- 3	死体処理台帳	261
7	兼式 6	住宅関	月保	262
	様式6	- 1	応急仮設住宅入居該当者調	262
	様式6	-2	応急仮設住宅入居者台帳	263
	様式6	- 3	応急修理該当者調	264
	様式6	-4	住宅応急修理記録簿	265
	様式6	-5	障害物除去の実施状況記録簿	266
	様式6	- 6	障害物除去該当者調	267
7		教育関	月係	268
	様式7	- 1	り災使用教科書等調	268
	様式7	-2	被災教科書一覧表	269
	様式7	- 3	学用品購入(配分)計画表	270
	様式 7	<i>–</i> 4	学用品給与状況簿	271

様式8 輸送	関係	272
様式8-1	輸送記録簿	272
様式9 公用令	令書等様式	273
様式9-1	公用令書(災害対策基本法施行規則第7条 別記様式第5~7)	273
様式9-1-	- 1 別記様式第 5	273
様式9-1-	- 2 別記様式第6	273
様式9-1-	- 3 別記様式第7	274
様式9-2	公用変更令書(災害対策基本法施行規則第7条 別記様式第8)	274
様式9-3	公用取消令書(災害対策基本法施行規則第7条 別記様式第9)	275
様式 10 り災	証明書等様式	276
様式 10-1	り災証明書	276
様式 10-2	り災届出証明書	277
様式 11 自衛	隊災害派遣要請書	278

I 資料関係

資料 1 法令等

資料 1 - 1 鮭川村防災会議条例

鮭川村防災会議条例

昭和38年3月28日 条例第5号

改正 平成11年3月19日条例第2号

平成12年3月21日条例第3号

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき、鮭川村防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

- 第2条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
 - (1) 鮭川村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
 - (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
 - (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。 (会長及び委員)
- 第3条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。
 - 2 会長は、村長をもって充てる。
 - 3 会長は、会務を総理する。
 - 4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
 - 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者 5人以内
 - (2) 山形県の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者 4人以内
 - (3) 山形県警察の警察官のうちから村長が任命する者 2人以内
 - (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者 10人以内
 - (5) 教育長 1人
 - (6) 最上広域市町村圏事務組合消防本部消防長 1人
 - (7) 消防団長 1人
 - (8) 指定公共機関又は指定地方公共機関若しくは公共的団体の職員のうちから村長が任命する者 8人以内

- (9) 自主防災組織を構成する者又は学識経験の有る者のうちから村長が任命する者 2人以内
- 6 前項第8号及び第9号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、その 前任者の残任期間とする。
- 7 委員は、再任されることができる。

(専門委員)

- 第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
 - 2 専門委員は関係行政機関の職員、山形県の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、 関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、村長が任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。 (議事等)
- 第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、 会長は防災会議に諮って定める。

附則

- この条例は、昭和38年4月1日から施行する。
- 附 則(平成11年3月19日条例第2号)
 - この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(平成12年3月21日条例第3号)抄
 - この条例は、公布の日から施行する。

(施行期日)

- 1 この条例中第1条から第8条までの規定は、平成12年4月1日から、第9条の規定は、平成 14年4月1日から施行する。
 - 附 則(平成26年3月14日条例第5号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

資料1-2 鮭川村防災会議運営規程

鮭川村防災会議運営規程

(目 的)

第1条 この規程は、鮭川村防災会議条例(昭和38年条例第4号)第5条の規定に基づき、鮭川村防災会議(以下「防災会議」という。)の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(会議の招集)

第2条 会議は会長が招集する。

(専決処分)

- 第3条 会長は、防災会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事情により会議を招集 することができないときは、会議が処理すべき事項のうち次の各号に掲げる事項について、 専決処分をすることができる。
 - (1) 鮭川村地域防災計画に基づき、その実施を推進すること。
 - (2) 災害に関する情報を収集すること。
 - (3) 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互連絡調整をはかること。
 - (4) 非常災害に際し、とりあえず緊急措置の実施を推進すること。
 - (5) 関係機関の長に対し資料又は情報の提供意見の開陳その他必要な協力を求めること。
 - (6) 災害対策本部の設置についてあらかじめ防災会議において決定された設置基準に従って村長に意見をのべること。
- 2 会長は前項の規定により専決処分をしたときは、次の会議に報告しなければならない。 (委任)
- 第4条 この規程に定めるもののほか、防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規程は、公布の日から施行し、昭和43年1月20日から適用する。

資料 1-3 鮭川村災害対策本部条例

鮭川村災害対策本部条例

昭和38年3月28日 条例第6条

(目 的)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223条)第23条の2第8項の規定に基づき 鮭川村災害対策本部に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(組 織)

- 第2条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
 - 2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
 - 3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

- 第3条 災害対策本部長は、必要があると認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
 - 2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
 - 3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。
 - 4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

- 第4条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、 災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者 をもって充てる。
 - 2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑 則)

第5条 前各号に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定め る。

附則

- この条例は昭和38年4月1日から施行する。
- 附 則(平成26年3月14日条例第6号)
 - この条例は、公布の日から施行する。

資料1-4 鮭川村豪雪対策本部設置要綱

鮭川村豪雪対策本部設置要綱

平成23年1月31日

(目的)

第1条 村は、豪雪に係る諸般の対策を統一し、かつ関係機関及び団体との緊密な連絡調整を図るため、鮭川村豪雪対策本部(以下「対策本部」という。)を設置する。

(任務)

第2条 対策本部は、豪雪災害を未然に防止し、村民生活の安全に万全を期すために、気象情報の収集、被害状況等の的確な把握、指導体制の整備及び諸対策の総合的な推進にあたる。

(構成)

- 第3条 対策本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
 - 2 本部長は、村長をもって充てる。
 - 3 副本部長は、教育長をもって充てる。
 - 4 本部員は、各課長等をもって充てる。

(設置基準)

第4条 曲川観測点において積雪深が概ね150センチメートルを越え、引き続き多量の降雪が 見込まれて住民の生活に大きな影響を及ぼす恐れがあるとき、又は豪雪による災害の発生が 予想される等、本部長が必要と認めた場合設置する。

(本部会議)

- 第5条 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
 - 2 本部会議は、第2条に掲げる任務を達成するため、被害状況の把握、対策の確立及びその推進について調整を行う。

(事務局)

- 第6条 対策本部に事務局を置く。
 - 2 事務局長は、危機管理監をもって充てる。
 - 3 対策本部の庶務については、危機管理室が行う。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附則

この要綱は、公布の日から施行する。

- 1 この要綱は、公布の日から施行する。附 則(平成23年1月31日告示第3号)
- 1 この要綱は、公布の日から施行する。
- 2 鮭川村豪雪対策連絡会議設置要綱(平成18年1月11日村長決済)は廃止する。

資料 1-5 山形県災害報告取扱要領

山形県災害報告取扱要領

1 趣 旨

この要領は、市町村長が災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第53条第1項、消防組織法(昭和22年法律第226号)第22条の規定に基づく災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防第246号)及び山形県災害救助法施行細則(昭和35年県規則第4号)第1条によりなすべき災害報告について、統一した形式及び方法を定めるものとする。

2 災害の定義

「災害」とは、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付け消防第246号)第1の2に定める災害をいう。

3 災害の報告

市町村長は、当該市町村の区域内において災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合に おいて総合支庁長を経由のうえ知事に報告するものとする。

ただし、総合支庁長に報告できない場合にあっては知事に、知事に報告できない場合にあっては内閣総理大臣(総務省消防庁)に、一時的に報告先を変更するものとする。この場合において、連絡がとれるようになった後は、原則どおりに報告するものとする。

なお、報告の方法は、防災行政無線電話、ファクシミリ等によるものとする。

4 報告の種類等

(1) 報告の種類及び様式は次の表のとおりとする。

報告の種類	様式	摘 要
《《本本和	笠 1 旦	災害が発生するおそれがある場合、または災害が発生した
災害速報	第1号	が被害(状況)が把握できないとき
災害情報	第2号~第13号	災害が発生したとき
災害中間報告	约 14日	
災害確定報告	第14号	
《《字左却	学1 F 甲.	毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況に
災害年報	第15号	ついて、翌年1月31日現在で明らかになったものとする。

(2) 報告の提出期限は次のとおりとする。

ア 災害速報 即時

イ 災害情報 即時及び被害状況・対応状況の変動に伴い順次

ウ 災害中間報告 県防災危機管理課が指示するとき以降順次

エ 災害確定報告 応急対策を終了した後10日以内

才 災害年報 2月15日

5 記入要領

各様式の記入要領は、次に定めるところによるものとする。

(1) 人的被害

ア 「死者」とは、当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。

- イ 「行方不明者」とは、当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いのある者とする。
- ウ 「重傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1月以上の治療を要する見込みのものとする。
- エ 「軽傷者」とは、当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち 1月未満で治療できる見込みのものとする。

(2) 住家被害

- ア 「住家」とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうか を問わない。
- イ 「世帯」とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。同一家屋内の親子夫婦であって も、生活の実態が別居であれば2世帯とし、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生 活を営んでいるものは原則として1世帯とする。
- ウ 「全壊」とは、住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没したもの、又は住家の損壊(ここでいう「損壊」とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。)が甚しく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊若しくは流出した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素(ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。)の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
- エ 「半壊」とは、住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の 損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には損壊、焼失部分が その住家の延床面積に20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家 全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。

- オ 「一部破損」とは、全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度の ものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
- カ 「床上浸水」とは、住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂竹 木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
- キ 「床下浸水」とは、床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。

(3) 非住家被害

- ア 「非住家」とは、住家以外の建物でこの報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。これ らの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
- イ 「公共建物」とは、例えば官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建 物とする。
- ウ 「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫、納屋等の建物とする。
- エ 非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。

(4) その他

- ア 「田の流失、埋没」とは、田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。
- イ 「田の冠水」とは、稲の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
- ウ 「畑の流失、埋没」及び「畑の冠水」については、田の例に準じて取り扱うものとする。
- エ 「文教施設」とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
- オ 「病院」とは、医療法(昭和23年法律第20号)第1条に規定する病院及び診療所とする。
- カ 「道路」とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。
- キ 「橋りょう」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
- ク 「河川」とは、河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川若しくは その他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しく は沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。
- ケ 「港湾」とは、港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。
- コ 「砂防」とは、砂防法(明治30年法律第29号)第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定 によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
- サ 「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。
- シ
 「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
- ス 「被害船舶」とは、ろかいのみをもって運転する船以外の船で、船体が没し航行不能になった もの及び流失し、所在が不明になったもの並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受け たものとする。

- セ 「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
- ソ 「電話」とは、災害により通話不能となった電話の回線数とする。
- タ 「電気」とは、災害により停電した戸数とする。
- チ
 「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
- ツ 「水道」「電話」「電気」及び「ガス」について、災害中間報告にあたっては、報告の時点で 判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあたっては、被害の最大値を記入 するものとする。
- テ「ブロック塀等」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
- ト 「り災世帯」とは、災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。例えば寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。
- ナ 「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。
- 二 「地すべり」とは、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
- ヌ「がけ崩れ」とは、がけ地の崩壊をいうものとする。
- ネ 「土石流」とは、河床勾配が1/20以上の渓流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。

(5) 火災発生

「火災発生」については、地震又は火山噴火の場合のみ報告するものであること。

(6)被害金額

- ア「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
- イ 「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
- ウ 「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
- エ 「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設 をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
- オ 「農産被害」とは、農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物 等の被害とする。
- カ 「林産被害」とは、農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とす る。
- キ 「畜産被害」とは、農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
- ク 「水産被害」とは、農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。

- ケ 「商工被害」とは、建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
- コ 「商工建物被害」とは、商店、工場等の被害とする。住宅と併用の場合は、住宅部分を除いた 被害額とする。
- サ 「鉄道施設被害」とは、鉄道施設の被害とする。
- シ「電信電話施設被害」とは、電信電話施設の被害とする。
- ス「電力施設被害」とは、電力施設の被害とする。
- セ この要領において、「被害額」とは原則として、施設等被害については、その施設等の再取得 価額、又は復旧額、生産物被害については時価とする。

附則

- この要領は、昭和53年5月10日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和57年6月28日から施行する。 附 則
- この要領は、昭和60年1月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成8年5月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成9年10月15日から施行する。 附 則
- この要領は、平成13年9月18日から施行する。 附 則
- この要領は、平成17年4月1日から施行する。 附 則
- この要領は、平成30年3月9日から施行する。 附 則
- この要領は、令和3年5月20日から施行する。

様式第1号

	災	害	速		報			
				(月	日	時	分現在)
発信機関及び発信者								
受信機関及び受信者								
災害の原因								
災害発生(予測)年月日	年	月 日	時					
災害発生場所		(市、町、村)						
災害の概況及び応急対策の状況								

(注):被害発生場所を5万分の1の図面に×印で付し(A4又はA3の部分図、以下の様式も同) 併せてファクシミリで送付すること。 様式第2号

人 的 被 害 情 報

報告先: 報告機関名: No.

令和 年 月 日(): 現在

								13.414 1 /	月 日()	: 現任
整理						被害	発生			
TE -T	业中	<i>a</i>	紀 扶	1 8	司丘			₩ 巛 ¥ ff. Þ		/±= ±z.
	被害	0)	態 悚	場	所	月	日	被災者氏名	被害の原因	備考
番号						時	分			
						i	1		i	l

- (注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に順じ、死亡、行方不明、重傷、軽傷等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 - 3 備考の欄には、負傷者の傷害状況等を記入すること。

様式第3号

住家 • 非住家被害情報

報告先:	報告機関名:	No.

令和 年 月 日() : 現在

1 住家被害

整理番号	被害の態様	場	所	被害 月 時	発生 日 分	被害内容	被害の原因	復月時	旧 日 分	備	考

2 非住家被害

整理番号	被害の態様	場	所	被害用	発生 日 分	被害内容	被害の原因	復 月 時	旧 日 分	備	考

- (注) 1 被害の態様の欄には、「5 記入要領」に順じ、全壊、半壊、一部破損、床上浸水、床下浸水等の別を 記入すること。
 - 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
 - 3 「1 住家被害」の被害内容の欄には世帯主名、世帯数及び人数を記入すること。 ただし、世帯主名、世帯数及び人数については、後日改めて報告することで構わない。
 - 4 復旧の欄は、床上浸水、床下浸水の場合に記入することとし、見込の場合は見込と記入すること。
 - 5 備考の欄には、住家被害の場合は住民の被害の有無等を、非住家被害の場合は被害が生じた建物名等 を記入すること(避難状況については、様式第4号に記入すること)。

様式第4号

住 民 避 難 情 報

報告先: 報告機関名: N

令和 年 月 日(): 現在

				ı					十 71			. 501	
整 理	住	民 避	難			避難	開始	住民避難		避難	解消		
				場	所	月	日		避難先	月	日	備	考
番号	の	原	因			時	分	の内容		時	分		
								(世帯数)					
								(E1130)					
								世帯					
								压而					
								(人数)					
								(人数)					
								人					
								(世帯数)					
								(世帝毅)					
								111. +11+					
								世帯					
								/ I NG. \					
								(人数)					
								人					
								(世帯数)					
								世帯					
								(人数)					
								人					
								(世帯数)					
								世帯					
								(人数)					
								人					
								(世帯数)					
								世帯					
						-					-		
								(人数)					
								人					
						İ	1	八			<u> </u>		

- (注) 1 住民避難の原因の欄には、道路規制、土砂災害(崖崩れ、地滑り、土石流等)、住家被害(全壊、半壊、
 - 一部破損、床上浸水、床下浸水等)等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には、可能な範囲で、地番まで記入すること。
 - 3 住民避難の内容の欄には、避難した世帯数、人数等も記入すること。
 - 4 避難先の欄には、何々地内、施設名等まで記入すること。
 - 5 避難解消の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 - 6 備考の欄には、避難勧告の発令、解除等を記入すること。
 - 7 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第5号

道路規制情報

報告先: 報告機関名: No.

令和 年 月 日() : 現在

## rm	na vá a	l					[.□ #ke	10011						20017	
整理	路線名	===				Let distance 1		開始				規制加		/++-	- 1•
-TE	(\ \\ +n+ +\	区間	•	場	肵	規制理由	月	<u> </u>	規制内容	世世	ョ 路	月	日	備	考
番号	(道路名)						時	分				時	分		
										有	無				
										有	無				
										有	無				
										有	無				
										有	無				
										有	無				
											/m²				
										有	無				
										+	Ann.				
										有	無				
										+	/mr.				
										有	無				
										#	Aur.				
										有	無				
]			

- (注) 1 道路そのものの被害が生じていなくとも、冠水、事前規制等により、道路が規制されている場合にも記入すること。
 - 2 路線名の欄には、一般国道、主要地方道、一般県道、市町村道等の別も記入すること。
 - 3 区間・場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 - 4 規制理由の欄には、土砂崩れ、路肩欠所、道路亀裂、落石、冠水、事前規制等の別を記入すること。
 - 5 規制内容の欄には、全面通行止め、片側交互通行、重量制限等の別を記入すること。
 - 6 迂回路の欄には、有無に○をつけ、有に○の場合は具体的な路線名を記入し、無に○の場合は備考の欄に道路不通等による孤立化の状況を記入すること。
 - 7 規制解除の欄には、予定の場合は予定と記入すること。
 - 8 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第6号

河 川 被 害 情 報

報告先: 報告機関名: No.

令和 年 月 日(): 現在

								1741			. 5	
整 理						被害	発生					
	ýπľ	Ш	夂	場	所	月	日	被害内容	数	量	備	考
亚口	1")	711	1	200	121	刀	H	双百四日	奴	里	V⊞	~
番号						時	分					
							İ					
						-	-					
							İ					
						-						
							İ					
	<u> </u>						<u> </u>					
	_											
							İ					
	l					1	i					

- (注) 1 河川名の欄には、一級河川(国管理)、一級河川(県管理)、二級河川、準用河川等の別も記入すること。
 - 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 - 3 被害内容の欄には、堤防決壊、護岸欠所、法面欠所等の別を記入すること。
 - 4 数量の欄には、延長 (m)、面積 (m²)、土量 (m²)、等を記入すること。
 - 5 備考の欄には、水防団の出動状況、住民の避難の有無等を記入すること(避難状況については、様式第 4号に記入すること)。
 - 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第7号

土 砂 災 害 情 報

報告先: 報告機関名: No.

令和 年 月 日(): 現在

						7741 十	月日()	: 現任
整理				災害	発生		住民の	
TE -T	災害の態様	場	所	月	日	災害内容		備考
亚. 口	火音の態体	勿	ולו	月	H	火台门谷	2005年後(17:20円)	// // // // // // // // // // // // //
番号				時	分		避難状況	
				-	-			
				+	-		1	
	l	I			İ			1

- (注) 1 災害の態様の欄には、崖くずれ、地すべり、土石流等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 - 3 災害内容の欄には、災害の規模等を記入すること。
 - 4 住民の避難状況の欄には、住民の避難の有無等を記入し、避難状況については、様式第4号に記入すること。
 - 5 様式第5号に記入した分については除くこと。
 - 6 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第8号

ライフライン被害情報

報告先: 報告機関名: No.

令和 年 月 日() : 現在

												,		. 5011	
整 理	ライ	'フラ	イン			被害	発生					復	旧		
TE -T	′ '	- /	. •	場	===			444	#	н	伝			備	考
				場	所		目	傚	害	M	谷	月	日	7月	45
番号	の	種	別			時	分					時	分		
						ļ									
													<u> </u>		

- (注) 1 ライフラインの種別の欄には、水道、電話、電気等の別を記入すること。
 - 2 場所の欄には、断水、送電不能、停電等の地域を記入すること。
 - 3 被害内容の欄には、被害が生じた世帯数等を記入すること。
 - 4 復旧の欄には、見込の場合は見込と記入すること。
 - 5 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第9号

その他被害情報(

関係)

報告先:

報告機関名: No.

令

7和 年 月 日() :	現在	
---------------	----	--

整理	か 字の 作样	48	元		発生	地字の中容	対字の原因	烘	±z.
番号	被害の態様	場	所	時	日 分	被害の内容	被害の原因	備	考

- (注) 1 本葉は、農林、鉄道、文教施設の被害等について記入すること。
 - 2 場所の欄には、何々地内等まで記入すること。
 - 3 備考の欄には、応急対策の状況等を記入すること。
 - 4 山形県防災情報システムに上記内容を入力した場合は、本様式による報告を要しない。

様式第10号

生活救援関係情報

報告先: 報告機関名: No.

令和 年 月 日() : 現在

整理 避難 遊難 遊難 食料、飲料水、生活必需品等 人	等の不足状況

(注) 1 避難者内訳の欄には、できる限り男女別に幼児、小人(小学生 ~ 20 歳未満)、大人(20歳以上 ~ 6 5歳未満)、高齢者(65歳以上)毎に記載すること。

様式第11号

医療救護関係情報 I

報告先:	報告機関名:	No.

令和 年 月 日() : 現在

病院、診療所等の被害及び受入れ可能状況

整理番号	病院、診療所名	所 在 地	被害内容	診察の可否	収 容 可 能 人 数

- (注) 1 収容可能人数の欄には、総合病院等の場合は診療科目別に重傷者等の受け入れ可能な人数を記載する こと。
 - 2 既収容人数を()内書きで記入すること。

様式第12号

医療救護関係情報Ⅱ

令和 年 月 日() : 現在

人的被害状況

区分	人 (人) 数	場所	これまでの対応	市町村外病院への搬 送必要者数及び内訳	備	考
死者						
	(計)					
行方 不明者						
	(計)					
重傷者	(計)					
軽傷者	(計)					

⁽注) 1 市町村外病院への搬送必要者については、必要な診療科目別に記載すること。

様式第13号

医療救護関係情報Ⅲ

令和 年 月 日() : 現在

マンパワー及び医薬品等不足状況

整理			マンパワー	不足する医薬品等の	
番号	場所	医師	看護婦等	種類及び数量	備考
		人	人		
		, ,	八		
	1	L	l	L	I .

- (注) 1 場所については、病院名や救護所名を記載すること。
 - 2 医師については、必要な診療科名を記載すること。

災害報告(中間・確定)

5	災 害	名					区	分		被	害		区 分		被	害	災	{	力和			
						ш	流失	・埋没	ha			公	共文教施設	千円			害対	f 2	名称			
	報告者	采 巳	第	報		田	冠	水	ha			農	林水産業施設	千円					設置	月	日	時
	TK 口 1	# 7	(月 日 時現在)		畑 -	流失	• 埋没	ha			公	共土木施設	千円			部	3	解散	月	日	時
						ХЩ	冠	水	ha			その	の他の公共施設	千円								
	市町村	計 夕				文	教 施	設	箇所			小	計	千円			災 部 ——害 置	受 置				
	1141.11	1.1				病		院	箇所			農	産 被 害	千円			対 計	打 打				
		区	分	被害		道		路	箇所			林	産 被 害	千円			災害対策本部	讨 占 				
		死	者	人	~ ~ -	橋	りょ	う	箇所			畜	産 被 害	千円					計			団体
人的被害		行方不同	明者	人		河		Ш	箇所			水	産 被 害	千円								
被害	負傷者	重	傷	人		港		湾	箇所			商	工被害	千円								
	署	軽	傷	人	0	砂		防	箇所			商	工建物被害	千円			 災 通 実 B					
				棟		 清	掃施	設	箇所			鉄	道施設被害	千円			災害救助	持				
		全	壊	世帯	他	鉄	道不	通	箇所			電信	言電話施設被害	千円			助 _木 法 名	(十)				
				人	-	被	害船	舟白	隻			電	力施設被害	千円								
				棟		水			戸			そ		千円					計			団体
		半	壊	世帯		電		話	回線			小		千円			消	 防職員	出動延	 人数		人
住				人		電		気	戸			被	害総額	千円					出動延			人
				棟		 ガ			戸													
家		一部指	昌 懐	世帯			コックり	 星 筌	箇所													
被		HI 12		人				// //	四//1													
害				棟		n «	世帯	Ktr	世帯													
音		古 L 湯	∃ <i>→</i> レ	世帯								備										
		床上浸	灵 /八				* 者		人													
				人	災害		すべ		箇所			1										
				棟	の 態 –		け崩		箇所			考										
		床下浸	浸 水	世帯	禄		石	流	箇所													
				人	火。	建		物	件													
非住家		公共建	土物	棟	火災発生	危	険	物	件													
家		その	他	棟	生	そ	の	他	件													

様式第15号

災害年報

市 (町 · 村)

			555	害 名			(m) - \(\lambda_1\right)
							計
区	分		発生	年月日			βl
	死		者	人			
人的被害	行 方	不 明	者	人			
被害	急	重	傷	人			
	負傷者	軽	傷	人			
		.		棟			
	全		壊	世帯			
				人			
				棟			
住	半		壊	世帯			
工				人			
家				棟			
ht	→ †	部損	壊	世帯			
被				人			
害				棟			
	床	上 浸	水	世帯			
-				人			
	<u></u>	 >=	1.	棟			
	床	下浸	水	世帯			
-H:	公	 共 建	物	人 棟			
非住家	そ		他	棟			
7,			流失・埋没				
	田			ha Ha			
		 流 失・	水畑処	ha			
	畑	冠	水	ha			
そ	文		設	箇所			
			院	箇所			
0			路	箇所			
		りょ	う				
他	河		<u>ノ</u> 川	箇所			
	 港		湾	箇所			
	砂		防	箇所			
		 掃 施	設				
	1月 3	10170	以	回り			

		害 名						
								計
区	分	年月日						
	鉄 道 不 通	箇所						
	被害船舶	隻						
	水道	戸						
そ	電 話	回線						
の	電気	戸						
他	ガ ス	戸						
TE	ブロック塀	箇所						
	地すべり	箇所						
	がけ崩れ	箇所						
	土 石 流	箇所						
火	建物	件						
火災発生	危 険 物	件						
	その他	件						
	り災世帯数	世帯						
	り 災 者 数	人						
	公立文教施設	千円						
	農林水産業施設	千円						
	公共土木施設	千円						
	その他の公共施設	千円						
	小 計	千円						
	農産被害	千円						
	林 産 被 害	千円						
	畜 産 被 害	千円						
	水 産 被 害	千円						
	商 工 被 害	千円						
	商工建物被害	千円						
	鉄 道 施 設 被 害	千円						
	電信電話施設被害	千円						
	電力施設被害	千円						
	そ の 他	千円						
	小 計	千円						
	被害総額	千円						
災対		置	月 日	月 日	月日	月日	月 日	
本		散	月 日	月 日	月日	月 日	月 日	
	消防職員出動延	人数						
	消防団員出動延。	人数						
	備	考						

資料1-6 山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領

山形県農林水産関係被害報告取りまとめ要領

昭和48年7月3日 部長通知 平成14年4月9日 一部改正 平成20年12月26日 一部改正 平成21年4月1日 一部改正 平成22年4月1日 一部改正 平成23年4月1日 一部改正

(趣 旨)

第1 この要領は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第51条の規定による災害に関する情報収集及び伝達を円滑に行うため、農林水産業及び農林水産部の所管施設に係る被害に関する取り扱いを定めたものである。

このため、同第34条に基づき中央防災会議が作成した防災基本計画第2編第2章第1節1 (4)及び第3編第2章第2節1(3)等に基づき市町村が、被害の情報を収集し、山形県農林水産部に農林水産関係被害を連絡する場合には、この要領の定めるものに準じて適切に被害状況の提供を行うようお願いする。

(定義)

- 第2 この要領において「被害」とは、暴風雨、豪雨、洪水、高潮、地震、津波、低温、干ばつ、 降霜、降ひょう、豪雪、その他異常な天然現象若しくは大規模な火事その他大規模な事故等 により生じた災害又は当該災害が主因となって発生もしくは著しく増加した病害虫等によっ て農林水産業及び農林水産部所管の施設が受けた被害をいう。
 - 2 この要領において「被害額」とは、施設等被害についてはその施設等の再取得価額または 復旧額、生産物被害については時価(卸売価格から販売手数料及び生産者が出荷に要した諸 経費を差し引いた価格)又は公定価格のあるものは当該公定価格に被害数量を乗じて得た額 をいう。
 - 3 この要領において「被害報告」とは、農林水産業及び農林水産部所管の施設に係る被害の 報告をいう。

(被害の取りまとめ区分)

第3 被害報告は次の区分により取りまとめ、別添被害報告様式(以下「別添様式」という。)に より報告するものとする。

ただし、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)に定める農地、農業用施設、林業用施設のうち林地荒廃防止施設及び漁業用施設については、それぞれ農地農業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和40年9月10日40農地D第1130号農林事務次官依命通知)、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の適用を受ける林地荒廃防止施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和47年7月19日47

林野治第1622号農林事務次官依命通知)、漁業用施設災害復旧事業事務取扱要綱(昭和59年9月28日付け59水振第2339号農林水産事務次官依命通知)に定めるところに、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)に定める海岸、林地荒廃防止施設および漁港については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令(昭和26年政令第107号)および海岸、林地荒廃防止施設並びに漁港に関し公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法を施行する省令(昭和26年農林省令第53号)の定めるところにより、報告様式が定められているものについては、これを準用するものとする。

1.177	中巨八	I E V	様式										
大区分	中区分	小区分	市町村	総合支庁	各課								
農地・農	農地	農地	1-1, 1-3	1-1, 1-3	1-2, 1-3								
業用施設	施設等	農業用施設	1-1, 1-3	1-1, 1-3	1-2、1-3								
農作物等	施設等	耕種関係施設	2-1	2-2	2-2								
		畜産関係施設	2-1	2-2	2-2								
		蚕糸関係施設	2-1	2-2	2-2								
		園芸関係施設	2-1	2-2	2-2								
		その他関係施設	2-1	2-2	2-2								
		自然放野	2-1	2-2	2-2								
	農作物等	農作物	2-1, 3-1	2-2, 3-2									
		樹体	2-1, 3-1, 4-1	2-2, 3-2, 4-2	2-2, 3-2, 4-2								
		家畜	2-1, 3-1, 4-1	2-2, 3-2, 4-2	2-2, 3-2, 4-2								
		蚕繭	2-1, 3-1, 4-1	2-2, 3-2, 4-2	2-2, 3-2, 4-2								
		その他	2-1, 3-1, 4-1	2-2, 3-2, 4-2	2-2, 3-2, 4-2								
		農業協同組合および農業		2-2	2-2								
		協同組合連合会の在庫品											
林業	施設等	林地	5, 6	5, 6	5, 6								
		治山施設	5, 6	5, 6	5, 6								
		林道施設	5, 7-1, 7-2	5, 7-1, 7-2	5, 7-1, 7-2								
		造林地	5, 8	5, 8	5、8								
		林産施設	5, 9	5, 9	5、9								
		苗畑施設	5, 10	5, 10	5、10								
	林産物等	林産物	5、11	5、11	5、11								
		種苗	5、11	5、11	5、11								
		森林組合および森林組合		5	5								
		連合の在庫品											
水産業	施設等	漁港	14	14	14								
		漁船	12、13-1	12、13-1	12、13-1								
		漁具	12、13-1	12、13-1	12、13-1								
		養殖施設	12、13-1	12、13-1	12、13-1								
		漁場	12、13-2	12、13-2	12、13-2								
		その他施設	12、13-1	12、13-1	12、13-1								
	水産物等	水産物	12、13-2	12、13-2	12、13-2								
		水産業協同組合の在庫品		12	12								
流通	施設等	卸売市場		14	14								
		その他	14	14	14								
生活環境施	i設	集落排水等施設	1-2、1-3	1-2、1-3	1-2、1-3								
		その他施設	1-2、1-3	1-2, 1-3	1-2、1-3								
農林水産部	所管施設	農業大学校			14								
		試験研究施設等出先機関			14								
		その他の施設			14								

(被害報告の種類および報告事項)

- 第4 被害報告の種類は、災害発生通知、速報、概況報告及び確定報告とする。
 - 2 災害発生通知は、災害発生後、直ちに、おおむね次の事項を報告するものとする。
 - (1) 災害の原因
 - (2) 災害が発生した日時
 - (3) 災害が発生した場所又は地域
 - (4) 被害を受けた施設又は作物等
 - (5) 被害の程度
 - (6) 災害に対してとられた措置
 - (7) その他必要な事項
 - 3 速報は、災害発生後、おおむね1日又は2日ごとに第3報まで、別添様式により報告する ものとする。
 - 4 概況報告は、被害発生後2週間以内に文書をもって別添様式により報告するものとする。 ただし、冷害、干害等長期にわたる被害の場合にあっては、災害が終息するまで引き続きお おむね10日ごとに報告するものとする。
 - 5 確定報告は、災害終息後1か月以内に別添様式により文書をもって報告するものとする。 ただし、その内容が前項の概況報告と同一の場合には、同報告をもってこれに代えることが できるものとする。

(参考資料の提出)

第5 被害状況をより明らかにするため、参考資料として気象概況、被害状況図、一般的被害状況(例えば河川の増水および氾濫状況、人家および土木建造物の被害状況等)等を被害報告書に添付して提出するものとする。

(災害が併発または重複して発生した場合の取扱い)

第6 2以上の災害が併発又は重複して発生した場合には、できるだけ分離して被害を把握する ものとし、分離が不可能な場合には、主たる災害の名称を記入し、備考として他の災害が発 生している旨を記入するものとする。

(被害の報告先等)

- 第7 被害報告の報告は、市町村、県の段階に区分し、それぞれ次に定めるところにより行うものとする。
 - (1) 市町村の被害報告
 - ア 市町村長は、被害の状況を迅速、かつ、的確に把握するため、災害担当責任者を定めるとともに、市町村内の関係機関、団体等の職員を含めた被害調査班を常置するなどの措置を講じ、災害の適切な調査にあたるものとする。
 - イ 市町村長は、アの被害調査結果について取りまとめ、別添様式等により直ちに総合支 庁長(産業経済部内の関係課)に報告するものとする。

(2) 総合支庁の被害報告

- ア 総合支庁長は、災害に関する処置、対策等を適切、かつ、円滑に行うため、災害担当 責任者を定めるものとする。
- イ 総合支庁産業経済部内各課は、前項イの被害報告及び所管の施設等の被害報告について取りまとめ、別添様式により農林水産部長(農林水産部内の関係課(室))に報告するものとする。
- (3) 県農林水産部の被害報告

農林水産部内の関係課(室)は、前項イの被害報告について取りまとめ、別添様式により農政企画課に報告するものとする。

ア 農林水産部内における報告 農政企画課は、被害の状況を取りまとめ次第、部長、次長等に報告する。

イ 庁内関係課等への報告

農政企画課は、災害の規模に応じて、被害状況を県防災危機管理課及び庁内関係課に 報告するものとする。

- ウ 国の機関への報告
 - ① 農政企画課は、被害報告を取りまとめ、直ちに東北農政局長に報告するものとする。
 - ② 農地農業用施設被害、林業被害及び水産被害については、農村整備課、森林課及び 生産技術課水産室において、それぞれ所管する東北農政局長、林野庁長官、水産庁長 官に報告するものとする。

【別添様式(市町村用)】

被害報告:第 報又は確定

災害名: 月日発生 災

様式1-1

被害額調書 (その1)

単位:面積(ha),金額(千円)

総合支庁名

令和 年 月 日現在

市町村名					農			地									農	業)	用	施	設					合詞	計
(旧市町村)		畦畔			田			畑			計		たと	か池	頭首		揚刀	火機	道	路	橋	梁	農地	保全		H		
	ケ所	面積	金額	ケ所	面積	金額	ケ所	面積	金額	ケ所	面積	金額	ケ所	金額	ケ所	金額	ケ所	金額	ケ所	金額	ケ所	金額	ケ所	金額	ケ所	金額	ケ所	金額
																												·
																												·
合計																												1

注 畦畔、水路及び道路については、ケ所の上段に()書で延長を記入すること。

様式1-2

農地、農業用施設被害集計表 (暫定法関係)

都道府県名:山形県

災 害 名: 災害発生期間:

今回災害の降雨量等

観測所名: 観測所 日雨量: ~ 日 mm/24hr 観測所名: 観測所 報告月日: / 報告回数:第 回

日雨量: ∼ 目 mm/24hr 地すべり防止施設 農業用施設内訳 農村生活環境施設 頭首工 橋梁 農地保全施設 集落排水 営農飲雑用水 農村公園 集落防災安全 地すべり防止施設 現市町村 旧市町村 箇所数 面積 ha 被害額 箇所数 被害額 山形市 天童市 山野辺町 中山町 寒河江市 河北町 西川町 朝日町 大江町 村山市 東根市 尾花沢市 大石田町 (村山総合支庁計) 新庄市 金山町 最上町 舟形町 真室川町 大蔵村 鮭川村 戸沢村 (最上総合支庁計) 米沢市 南陽市 高畠町 川西町 長井市 小国町 白鷹町 飯豊町 (置賜総合支庁計) 鶴岡市 旧鶴岡市 旧藤島町 旧羽黒町 旧櫛引町 旧朝日村 旧温海町 庄内町 旧立川町 旧余目町 酒田市 旧酒田市 旧八幡町 旧松山町 遊佐町

※旧市町「市町村の合併特例等に関する法律 第19条」に該当する合併前の市町村名を記入する。

※今回災害の降雨量等:当該災害発生期間中で当該都道府県における被災のあった箇所のうち最大値を記入する。また、地震災害では、最大震度、マグニチュード等を記入する事。災害事象に応じて適宜項目を変更する。

※市町村等の「今回災害の雨量等」については別葉にて提出願います。(様式自由)

様式1-3

1,14, 4 =	<u> </u>									
	農地農業用	施設被	害速報	Ž		舅		報又は	確定	
			()	月日	時	現る	在)			
発信機	関及び発信者									
受信機	関及び受信者									
災害の	原因	融雪	豪雪	地すべり)	台風	地	喪 落雷	その他	
災害発	生年月日									
災害発	生場所									
工種	田・畑、ため池、			規模			m	被害額		千円
	水路、道路、橋道	梁、堤防、,	農地保				ha			
	全						ケ所			
					略	図				
災										
災害の概況及び応急対策の状況										
概況										
及 び										
応急										
対策										
ポ の 4										
況										
					1					

様式2-1 省略

様式3-1 省略

様式4-1 省略

様式5 省略

様式6 省略

様式7-1 省略

様式7-2 省略

様式8 省略

様式9 省略

様式10 省略

様式11 省略

様式 12 省略

様式13-1 省略

様式13-2 省略

様式 14 省略

資料1-7 山形県災害救助法施行細則

山形県災害救助法施行細則

昭和35年1月22日 山形県規則第4号 最終改正平成24年5月18日 規則第31号

- 第1条 災害に際して、知事が災害救助法(昭和22年法律第118号。以下「法」という。)第23条第1項各 号に規定する救助の種類のうちから必要と認めて指定した救助の実施に関する事務は、法第30条第1 項の規定により市町村長が行うこととする。
 - 2 前項の規定により救助の実施に関する事務を市町村長が行うこととする場合における災害救助 法施行令(昭和22年政令第225号。以下「令」という。)第23条第1項の規定による当該市町村長へ の通知は、別記様式第1号により行うものとする。
 - 3 第1項の場合においては、当該市町村長は、第3条、第4条、第5条第2項、第6条及び第7条 に規定するところにより、当該救助の実施に関する事務を処理しなければならない。
- 第2条 令第9条第1項の規定による救助の程度、方法及び期間は、別表第1に定めるところによる。
- 第3条 災害救助法施行規則 (昭和22年総理府令、厚生省令、大蔵省令、運輸省令第1号。以下「規則」 という。)第1条に規定する公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、次の各号による。
 - (1) 公用令書 様式第2号
 - (2) 公用変更令書 様式第3号
 - (3) 公用取消令書 様式第4号
 - 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、様式第5号による強制物件台帳に登録しなければならない。
 - 3 第1項第2号又は第3号の公用変更令書又は公用取消令書を交付したときは、強制物件台帳に、 その理由を詳細に記録し、公用変更令書にあっては、変更事項を記録しなければならない。
- 第4条 規則第2条第2項の規定により収用又は使用すべき物資の引渡しを受けた当該職員が、同条第3項の規定により様式第6号による受領調書を作成する場合は、その物資の所有者又は権限に基づいてその物資を占有する者(以下「占有者」という。)の立合いの上行わなければならない。ただし、やむを得ない場合においては、この限りでない。
- 第5条 規則第3条の規定による損失補償請求書は、様式第7号による。
 - 2 損失補償請求書の提出があったとき、及びこれに基づき損失補償を行ったときは、所要の事項を 強制物件台帳に記録しなければならない。

- 第6条 規則第4条に規定する公用令書及び公用取消令書の様式は、次の各号による。
 - (1) 公用令書 様式第8号
 - (2) 公用取消令書 様式第9号
 - 2 前項第1号の公用令書を交付するときは、様式第10号による救助従事者台帳に登録しなければならない。
 - 3 第1項第2号の公用取消令書を交付したときは、救助従事者台帳に、その理由を詳細に記録して、 これを朱線でまつ消しなければならない。
- 第7条 規則第4条第2項の規定による届出は、次に掲げる書類を添付して行なわなければならない。
 - (1) 負傷又は病気により従事することができない場合においては、医師の診断書
 - (2) 天災その他避けられない事故により従事することができない場合においては、市町村長、警察官又はその他適当な行政機関の職員の証明書
- 第8条 法第24条第5項の規定による実費弁償に関して必要な事項は、別表第2に定めるところによる。
- 第9条 規則第5条の規定による実費弁償請求書は、様式第11号による。
- 第10条 法第27条第4項の規定により、当該職員が立入検査にあたって携帯しなければならない証票は、 様式第12号による。
- 第11条 規則第6条の規定による扶助金支給申請書は、様式第13号による。
 - 2 前項の扶助金支給申請書のうち、休業扶助金及び打切扶助金に係る申請書には次の区別に従い、 所要の書類を添付しなければならない。
 - (1) 休業扶助金支給申請書については、負傷し、又は病気にかかり、従前得ていた収入を得ることができず、かつ、他に収入のみちがない等特に給付を必要とする理由を詳細に記載した書類
 - (2) 打切扶助金支給申請書については、療養の経過、症状、治るまでの見込期間等に関する医師の 意見書
 - 3 法第25条の規定により救助に関する業務に協力した者が、これがため負傷し、病気にかかり、又は死亡した場合において、法第29条の規定により扶助金を受けようとするときは、規則第6条及び前項に定めるもののほか、協力命令を受けた旨を証する書類を添付しなければならない。
- 第12条 市町村は、第1条第1項の規定により当該市町村の長が行うこととされた事務に係る救助の実施 に要する費用を一時繰替支弁するものとする。
- 第13条 市町村長は、前条の規定による繰替支弁に係る費用を請求しようとするときは、様式第14号による請求書に次の各号に掲げる書類を添えて、知事に提出するものとする。
 - (1) 災害救助費算出内訳書 様式第15号
 - (2) 事項別明細書 様式第16号
 - (3) 歳入歳出決算見込抄本

第14条 第12条の規定により繰替支弁した市町村の長は、別記様式第17号から別記様式第44号までによる 書類を備えておくものとする。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(涂中 略)

附 則(平成24年5月18日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1

救助の程度、方法及び機関

- 1 収容施設の給与
 - (1) 避難所
 - イ災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を避難所に収容する。
 - ロ 避難所は、学校、公民館等既存建物の利用を原則とするが、これら適当な建物を得難いとき は、野外に仮小屋を設置し、又は天幕の運営により実施するものとする。
 - ハ 避難所設置のため支出する費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり300円以内とする。ただし、冬季(10月~3月)の場合においては、別に定める額を加算し、高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する福祉避難所を設置した場合においては、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算する。
 - ニ 避難所を開設できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。
 - (2) 応急仮設住宅
 - イ 応急仮設住宅は、住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者を収容するものとする。
 - ロ 応急仮設住宅の1戸当たりの規模は29.7平方メートルを基準とし、その設置のため支出する費用は、2,401,000円以内とする。
 - ハ 応急仮設住宅を同一敷地内又は近接する地域内におおむね50戸以上設置した場合は、居住者の集会等に利用するための施設を設置できるものとし、1施設当たりの規模及びその設置のために支出できる費用は、ロにかかわらず、別に定めるところによるものとする。
 - ニ 高齢者等であって日常の生活上特別な配慮を要するものを数人以上収容し、老人居宅介護 等事業等を容易に実施することができる構造及び設備を有する施設(以下「福祉仮設住宅」と いう。) を応急仮設住宅として設置できるものとする。
 - ホ 応急仮設住宅の設置に代えて、賃貸住宅の居室の借上げを実施し、これらに収容することが できるものとする。

- へ 応急仮設住宅の設置については、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに設置しなければならない。
- ト 応急仮設住宅を供与できる期間は、完成の日から建築基準法(昭和25年法律第201号)第85 条第3項による期限内(最高2年以内)とする。
- 2 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - (1) 炊出しその他による食品の給与
 - イ 炊出しその他による食品の給与は、避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事のできない者及び住家に被害を受け一時縁故地等へ避難する必要のある者に対して行うものとする。
 - ロ 炊出しその他による食品の給与は、被災者が直ちに食することができる現物によるものと する。
 - ハ 炊出しその他による食品の給与を実施するため支出する費用は、主食、副食及び燃料等の経費とし、1人1日当たり1,010円以内とする。
 - 二 炊出しその他による食品の給与を実施できる期間は、災害発生の日から7日以内とする。ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内を現物により支給することができるものとする。
 - (2) 飲料水の供給
 - イ 飲料水の供給は、災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。
 - ロ 飲料水の供給を実施するため支出する費用は、水の購入費のほか、給水及び浄水に必要な機械、器具の借上費、修繕費及び燃料費並びに薬品及び資材費とし、当該地域における通常の実費とする。
 - ハ 飲料水の供給を実施する期間は、災害発生の日から7日以内とする。
- 3 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - (1) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)若しくは船舶の避難等により、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。
 - (2) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - イ 被服、寝具及び身のまわり品
 - ロ日用品
 - ハ 炊事用具及び食器
 - 二 光熱材料
 - (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与のため支出する費用は、季別及び世帯区分により 1世帯当たり次の額の範囲内とする。
 - なお、季別は、災害発生の日をもつて決定する。

イ 住家の全壊、全焼又は流失による被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに 加算する額
百壬	4月から	円	円	円	円	円	円
夏季	9月まで	17, 200	22, 200	32, 700	39, 200	49, 700	7, 300
Æ U n	10月から	00 500	26,000	F1 400	CO 000	75 700	10, 400
冬期	3月まで	28, 500	36, 900	51, 400	60, 200	75, 700	10, 400

ロ 住家の半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。) により被害を受けた世帯

季別	期間	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 増すごとに 加算する額
百壬	4月から	円	円	円	円	円	円
夏季	9月まで	5, 600	7, 600	11, 400	13, 800	17, 400	2, 400
Æ U n	10月から	0.100	10,000	16,000	10,000	05, 200	2 200
冬期	3月まで	9, 100	12, 000	16, 800	19, 900	25, 300	3, 300

(4) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与は、災害発生の日から10日以内に完了させるものとする。

4 医療及び助産

(1) 医療

- イ 医療は、災害のため医療の途を失った者に対して応急的に処置するものとする。
- ロ 医療は、救護班によって行うものとする。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、病院又は診療所(「あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)」に規定するあん摩マツサージ指圧師、はり師若しくはきゆう師又は「柔道整復師法(昭和45年法律第19号)」に規定する柔道整復師(以下「施術者」という。)を含む。)において、医療(施術者が行うことのできる範囲の施術を含む。)を行う。
- ハ 医療は、次の範囲内において行う。
 - (イ) 診察
 - (ロ) 薬剤又は治療材料の支給
 - (ハ) 処置、手術その他の治療及び施術
 - (二) 病院又は診療所への収容
 - (ホ) 看護

- 二 医療のため支出する費用は、救護班による場合は、使用した薬剤、治療材料及び破損した医療機具の修繕費等の実費とし、病院又は診療所による場合は、国民健康保険の診療報酬の額以内とし、施術者による場合は、協定料金の額以内とする。
- ホ 医療を実施する期間は、災害の発生の日から14日以内とする。
- (2) 助産
 - イ 助産は、災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者に対して行うものとする。
 - ロ 助産は、次の範囲内において行う。
 - (イ) 分べんの介助
 - (ロ) 分べん前及び分べん後の処置
 - (ハ) 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給
 - ハ 助産のため支出する費用は、救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費とし、助産 師による場合は、慣行料金の2割引以内の額とする。
 - ニ 助産を実施する期間は、分べんした日から7日以内とする。
- 5 災害にかかった者の救出
 - (1) 災害にかかった者の救出は、災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者又は生死不明の 状態にある者に対して行う。
 - (2) 災害にかかった者の救出のため支出する費用は、船艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用の額は当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 災害にかかった者の救出期間は、災害発生の日から3日以内とする。
- 6 災害にかかった住宅の応急修理
 - (1) 住宅の応急修理は、災害のため住家が半壊若しくは半焼し、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。
 - (2) 住宅の応急修理は、居室、炊事場及び便所等日常生活の必要最少限度の部分に対し、現物をもって行うものとし、その修理のため支出する費用は、1世帯当たり520,000円以内とする。
 - (3) 住宅の応急修理は、災害発生の日から1月以内に完了しなければならない。
- 7 生業に必要な資金の貸与
 - (1) 生業に必要な資金の貸与は、住家が全壊、全焼又は流失し災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。
 - (2) 生業に必要な資金は、生業を営むために必要な機械、器具又は資材等を購入するための費用に充てるものであつて、生業の見込確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。

(3) 「生業に必要な資金の貸与」として貸し付けする金額は、次の範囲内の額とする。

イ 生業費 1件当たり 30,000円

ロ 就職支度費 1件当たり 15,000円

- (4) 生業に必要な資金は次の条件を付して貸与する。
 - イ 貸与期間 2年以内
 - 口 利子 無利子
- (5) 生業に必要な資金の貸与は、災害発生の日から1月以内に完了させるものとする。
- 8 学用品の給与
 - (1) 学用品の給与は、災害により住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水(土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。)により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童(特別支援学校の小学部児童を含む。以下同じ。)、中学校生徒(中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部生徒を含む。以下同じ。)及び高等学校等生徒(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、高等専門学校、専修学校及び各種学校の生徒をいう。以下同じ。)に対して行う。
 - (2) 学用品の給与は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもつて行う。
 - イ 教科書その他の教材
 - ロ 文房具
 - ハ 通学用品
 - (3) 学用品の給与のため支出する費用は、次の額の範囲内とする。
 - イ 教科書その他の教材費
 - (イ) 小学校児童及び中学校生徒

教科書の発行に関する臨時措置法(昭和23年法律第132号)第2条第1項に規定する教科書及び教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費

(中) 高等学校等生徒

正規の授業で使用する教材を給与するための実費

ロ 文房具及び通学用品費

小学校児童 1人当たり 4,100円 中学校生徒 1人当たり 4,400円 高等学校等生徒 1人当たり 4,800円

(4) 学用品の給与は、災害発生の日から教科書については1月以内、その他の学用品については15日以内に完了させるものとする。

9 埋葬

- (1) 埋葬は、災害の際死亡した者について、死体の応急的処置の程度のものを行うものとする。
- (2) 埋葬は、次の範囲内において、なるべく棺又は棺材等の現物をもつて実際に埋葬を実施する者に支給する。
 - イ 棺(附属品を含む。)
 - ロ 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
 - ハ 骨つぼ及び骨箱
- (3) 埋葬のため支出する費用は、1体当たり大人201,000円、小人160,800円以内とする。
- (4) 埋葬は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

10 死体の捜索

- (1) 死体の捜索は、災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情により既に死亡していると推定される者に対して行うものとする。
- (2) 死体の捜索のため支出する費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費、燃料費等とし、費用の額は当該地域における通常の実費とする。
- (3) 死体の捜索は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。

11 死体の処理

- (1) 死体の処理は、災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)を行うものとする。
- (2) 死体の処理は次の範囲内において行う。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置
 - ロ 死体の一時保存

ハ検案

- (3) 検案は、原則として救護班によって行う。
- (4) 死体の処理のため支出する費用は、次のとおりとする。
 - イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,300円以内の額とする。
 - ロ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するために既存建物を利用する場合は、当 該施設の借上費について通常の実費とし、既存建物を利用できない場合は、1体当たり5,000 円以内の額とする。ただし、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要な場合は、 当該地域における通常の実費を加算する。
 - ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内とする。
- (5) 死体の処理は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 12 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しく支障を及ぼしているもの(以下「障害物」という。)の除去
 - (1) 障害物の除去は、居室、炊事場等生活に欠くことのできない部分又は玄関等に障害物が運び こまれているため一時的に居住できない状態にあり、かつ、自らの資力をもつてしては、当該障 害物を除去することができない者に対して行う。

- (2) 障害物除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、1世帯当たり133,900円以内の額とする。
- (3) 障害物の除去は、災害発生の日から10日以内に完了しなければならない。
- 13 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費
 - (1) 応急救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費として支出できる範囲は次に掲げる場合とする。
 - イ 被災者の避難
 - ロ 医療及び助産
 - ハ 災害にかかった者の救出
 - ニ 飲料水の供給
 - ホ 死体の捜索
 - へ 死体の処理
 - ト教済用物資の整理配分
 - (2) 応急救助のため支出できる輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の実費とする。
 - (3) 応急救助のための輸送及び賃金職員等の雇用を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間以内とする。

別表第2

実費弁償

法第24条第5項の規定による実費弁償のため支出する費用は、次のとおりとする。

- 1 令第10条第1号から第4号までに規定する者に対する実費弁償
 - (1) 日当

イ	医師及び歯科医師	1日当たり	17,400円以内
口	薬剤師	1日当たり	11,900円以内
ハ	保健師、助産師及び看護師	1日当たり	11,400円以内
=	土木技術者及び建築技術者	1日当たり	17,200円以内
ホ	大工、左官及びとび職	1日当たり	20.700円以内

(2) 時間外勤務手当

第1号に規定する日当額を基礎とし、県職員等の給与に関する条例(昭和32年8月県条例第30号)に定める額以内とする。

- (3) 鉄道賃、船賃、車賃及び宿泊料
 - イ 医師及び歯科医師については、県職員等の旅費に関する条例(昭和26年10月県条例第48号。 以下「旅費条例」という。)に定める行政職給料表8級の職務にある者に相当する額以内とす る。
 - ロ 薬剤師、土木技術者及び建築技術者については、旅費条例に定める行政職給料表3級の職務 にある者に相当する額以内とする。

- ハ 保健師、助産師、看護師、大工、左官及びとび職については、旅費条例に定める行政職給料表1級の職務にある者に相当する額以内とする。
- 2 令第10条第5号から第10号までに規定する者に対する実費弁償 業者のその地域における慣行料金による支出実績に手数料としてその100分の3の額を加算した 額以内とする。

別記

様式第1号

 第
 号

 年
 月

 日

市町村長 殿

山形県知事 氏 名 回

災害救助法による救助に関する事務の一部を 市町村長が行うこととすることについて

令和 年 月 日に発生した 災害において災害救助法(昭和22年法律第118号)に基づく救助を実施するに当たり、同法第30条第1項の規定により、下記1の救助に関する事務については、下記2の期間において貴職が行うこととしたので通知する。

記

- 1 事務の内容
- 2 期 間

様式第2号(1)

				公	用	令	書		保管	第	号
						住 所(所在地)					
							氏			名	
							(注 あ	i人その っつては	他の団、その	体に 名称	
災害救助法第2	6条0	の規定	定により、	次の物	資の保管	を命ずる。					
物資の種類	数	量	所	在	Ø	場	所	引	渡	時	期
年	Ē	月	日								
						山形県知事	氏			名回	
				切	敢	線					
				受		領	書		保管	第	号
								年	月	日	
山形県知事	殿					n					
						住 所 (所在地)					
							氏			名⑪	

公用令書を受領した。

(法人その他の団体に) あつては、その名称

様式第2号(2)

公	用	令	書		収用	第	号
		住(所在		氏			名
				(法人 あつ	その他の ては、そ	団体にの名称	こ ケ
より、	次の物資	を収用す	る。				

災害救助法第26条の規定により、次の物資を収用する。

物資の種類	数	量	所	在	0	場	所	引	渡	時	期
左	F	月	目								
						山形県知事	氏			名	5 a

受 領 書 収用 第 号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所所在地)

氏 名@

(法人その他の団体に) あつては、その名称

公用令書を受領した。

様式第2号(3)

公用令書を受領した。

				公	用	令	書			管理	第	号
						住	所					
						(所有	生地)					
								J	夭			名
									(法人 ² (あつ ⁻	その他 ては、	の団体 その名	本に) 3称)
災害救助法第2	6条0	り規定	官によ	り、次の	施設を管理	浬する。						
施設の名称	数	量	所	在	Ø	場	所	管範	理	の 囲	期	間
白	Ē	月	日									
						山形県	知事	氏				名回
				切		線						
				受	領		書			管理	第	号
										年	月	日
山形県知事	殿											
						住 (所在5	所 也)					
								氏				名印
								(法	人そのでに	の他の ナーチ	団体にの名系	<u>(</u>

様式第2号(4)

 公 用 令 書
 使用 家屋 第 号

 住 所 (所在地)
 氏 名

 (法人その他の団体に) あつては、その名称)

災害救助法第26条の規定により、次の土地、家屋、物資を使用する。

X	分	種	類	数量	所	在	0)	場	所	範	井	期	間	引渡時期
土	地													
家	屋													
物	資													

年 月 日

山形県知事 氏 名回

 受
 領
 書
 土地 使用 家屋 第 物資

年 月 日

山形県知事 殿

住 (所在地)

氏

(法人その他の団体に)あつては、その名称

名印

公用令書を受領した。

様式第3号

公 用 変 更 令 書

 公用変更令書 発付番号
 第
 号

 公用令書 発付番号年月日
 第
 号

住 (所在地)

氏

名

(法人その他の団体に) あつては、その名称

災害救助法第26条の規定による 公用令書を次のとおり変更したので、同法施行規則 第1条第4項の規定により、これを交付する。

物	資	の	種	類	数	量	所	在	Ø	場	所	期	間

(注) 収用、管理、使用の場合は、それぞれの公用令書に記載の欄に設けること。

年 月 日

山形県知事 氏

名回

受 領 書

 公用変更令書
 第
 号

 発付番号年月日
 第
 号

 公用令書
 第
 号

 発付番号年月日
 年月日

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

(所在地)

氏

名印

(法人その他の団体に) あつては、その名称

公用変更令書を受領した。

様式第4号

公用取消令書

 公用取消令書発付番号
 第
 号

 発付番号年月日
 第
 号

 公用令書所任月日
 年月日

住 所(所在地)

氏

(法人その他の団体に)あつては、その名称

災害救助法第26条の規定による 項の規定により、これを交付する。

災害救助法第26条の規定による を必要としなくなったので同法施行規則第1条第5

年 月 日

山形県知事 氏

名回

名

受 領 書

 公用取消令書発付番号
 第
 号

 発付番号年月日
 第
 号

 公用令書第
 第
 号

 発付番号年月日
 年月日

年 月 日

山形県知事 殿

住 所(所在地)

氏

名⑪

(法人その他の団体に)あつては、その名称

公用取消令書を受領した。

様式第5号

強制物件台帳

公 用 令 書 発 付 番 号	第		号
公用令書発付年 月 日	年	月	日

住 所

所有者

氏 名

住 所

占有者

氏名 (法人その他の団体に) あつては、その名称

区分	種類	数量	所	在の	場	所	名利	ķ	範囲	期間	引渡時期	備	(変更理由) その他	考
公用														
令書														
の														
内容														
変事及そ理														
及び														
理由														
取消理由														
損	種	類	請求	額	請	求	者	補	償 額	補付	賞年月日	備		考
失														
補														
償														
欄														

様式第6号

受 領 調 書

年 月 日

山形県職員

受領者 氏

名印

物資所有者(又は占有者)

立会人 氏

名印

災害救助法第26条によって収用(使用)する物資を次のとおり受領した。よつて、受領調書を作成し、各一通所持するものとする。

- 1 受領県名 山形県
- 2 受領した物資の種類及び数量
- 3 受領した年月日
- 4 受領した場所
- 5 その他必要と認める事項

様式第7号

 公用令書房
 第

 発付年月日
 年月日

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

(所在地)

職業 氏

名印

(法人その他の団体にあつて)は、その名称及び代表者氏名)

損失補償請求書

下記により損失を補償して下さい。

記

1 請 求 額 円

2 内 訳 別紙損失補償額算出明細書及び受領調書写のとおり

3 請 求 理 由

様式第8号

	(表))					
公	用	令	書	公用令 発付番	書	第	号
			住 所				
			職業」	氏			名
				年	月	I	日生
			/法人そり は、そり び主た。	の他の団 の名称事 る事務所	体にる 業の種 の所で	あつ [*] 重類』 玍地	て 及)

災害救助法第24条の規定により、次のとおり従事を命ずる。

従事すべき救助業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間	年 年	月月	日から 日まで	日間
出頭すべき日時及び場所				

(注) 法人その他の団体については、従事すべき業務の内容、計画その他必要と認める事項を 記載すること。

> 年 月 日

山形県知事 氏 名回 公用令書 受 領 書 発付番号 年 月 日 山形県知事 殿 住 所

(所在地)

氏 名印

(法人その他の団体に) あつては、その名称

公用令書を受領した。

午 前後 時 年 月 日 分 (裏)

公用令書の交付を受けた者の心得

- 1 公用令書の交付を受けた者は、この令書を携え指定の日時及び場所に出頭し、当該職員に届け出ること。
- 2 公用令書の交付を受けた者が、負傷、疾病等により指定の日時に出頭することができない場合には、医師の診断書(やむを得ない事情により、医師の診断書を得られないときは警察官の証明書)を添え、この令書を発付した者に遅滞なく届け出ること。
- 3 公用令書の交付を受けた者は、天災その他避けることのできない事故により指定の日時及 び場所に出頭することができない場合には、市町村長、警察官その他適当な行政機関の職員 の証明書を添え、この令書を発した者に遅滞なく届け出ること。
- 4 公用令書の交付を受けた者で旅費の前渡金払いを受けなければ出頭することができないものは、居住地を所轄する市町村長にこの令書を提示し、当該旅費の支払いを受けることができる。ただし、出頭すべき場所が居住地の市町村であるときはこの限りでない。
- 5 公用令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第45条の規定により6箇 月以下の懲役又は50,000円以下の罰金に処せられる。

様式第9号

公 用 取 消 令 書

公用取消令書番 号	第	号
公用令書発付番 号 年 月 日	第 年 月	田舟

住 所(所在地)

職業氏

名

(法人その他の団体に)あつては、その名称

災害救助法第24条の規定による 公用令書は、その必要がなくなったので同法施行規 則第4条の規定により、これを交付する。

年 月 日

山形県知事 氏

名回

·············線········線·······

受 領 書

公用取消令番	書号	第		号
公 用 令番号年月	書日	第 年	月	号日
	年	月	月	

山形県知事 殿

住 (所在地)

氏

名印

(法人その他の団体に) あつては、その名称/

公用取消令書を受領した。

年 月 日 午 前 時 分

様式第10号

救 助 従 事 者 台 帳

公用令書発付番 号	第		号
公用令書発付年 月 日	年	月	日

住 所

職業氏

名

年 月 日

従事すべき救助業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき場所				
出頭すべき日時				
公用令書取消理由				
負傷し、疾病にかか り又は死亡した日時				
負傷し、疾病にかか り又は死亡した原因				
負傷名、傷病の程度 及び身体の状況				
備考				
負傷し、疾病にかか り、又は死亡したと	氏	本人との 続 柄	生年月日 職業	備考
き本人と親族関係に あつたおもな者の状				
況				
	扶助金の種類	金	支給年月日	備考
扶 助 金 支 給 欄				

様式第11号

実 費 弁 償 請 求 書

公用令書発付番 号	第	号
公用令書発付 年 月 日	年 月	日

年 月 日

山形県知事 殿

住 所

(所在地)

職業氏

名印

下記により実費を弁償してください。

記

- 1 請 求 額
- 2 内訳別紙明細書のとおり
- 3 従事した業務
- 4 従事した期間
- 5 従事した場所

様式第12号

1 頁

災害救助法第27条の規定による立入検査

証 票

4 頁

注 意

- 1 この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- この証票は、 年 月 日まで有効 とする。
- 3 この証票は、有効期間が経過したり、又は不 用になったときは、すみやかに返還しなけれ ばならない。

3 頁

災害救助法抜すい

(立入検査)

- 第27条 前条第1項の規定により、施設を管理 し、土地、家屋若しくは、物資を使用し、物 資の保管を命じ又は物資を収用するため必要 があるときは、都道府県知事は、当該職員に 施設、土地、家屋、物資の所在する場所又は 物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ ることができる。
- 2 都道府県知事は、前条第1項の規定により 物資を保管させた者から、必要な報告をとり、 又は当該職員に当該物資を保管させてある場 所に立ち入り検査をさせることができる。
- 3 前2項の規定により立ち入る場合において は、予めその旨をその施設、土地、家屋又は 場所の管理者に通知しなければならない。
- 4 当該職員が第1項又は第2項の規定により 立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯 しなければならない。

2 頁

第 号

所属庁

職氏名

年 月 日交付

山形県知事 氏 名旬

様式第13号

年 月 日

山形県知事 殿

住 所 氏 名 [®]

災害救助法による療養(休業、障害、遺族、葬祭、打切) 挟 助金支給申請書

災害救助法第29条の規定による扶助金を支給されたく別紙関係書類を添えて申請する。

負傷し、疾病にかかり又 は死亡した者の住所氏名							
負傷し疾病にかかり、又 は死亡した日時及び場所							
負傷、疾病又は死亡の原因							
傷病名、傷病の程度 及び身体の状況							
公 用 令 書 番 号							
	氏	名	本人と の続柄	生年月日	職業	備	考
負傷し、疾病にかかり、 又は死亡した当時本人と							
関係のあつた主な親族の 状況							
, AVDU							

様式第14号

災害救助費請求書

金

円

ただし、救助費繰替支弁の分 上記のとおり、関係書類を添えて請求します。

年 月 日

市町村長氏名

印

山形県知事 殿

様式第15号

災害救助費算出內訳書

	10 60 g	77 11 1 1 10		(災害名)
	実	支出額	算定	基準による	
種目別区分	大 .	<u></u> и 帜	算	定額	備考
	員 数	単価金額	員 数	単価金額	
1 業 務 費					
収容施設供与費	延人		延人		
(避難所設置費)					
(2) 炊出しその他に	延人		延人		
よる食品供与費	1				
(3) 飲料水供給費	延人		延人		
被服寝具その他生活必需品(4)	世帯		世帯		
の給(貸)与費					
(5) 医療及び助産費	延人		延人		
医療费	延人		延人		
助 産 費	延人		延人		
(6) 災害にかかった者の救出費	人		人		
(7) 住宅の応急修理費	世帯		世帯		
(8) 生業資金の貸与費	世帯		世帯		
(9) 学用品の給与費	人		人		
小 学 校 児 童	人		人		
中 学 校 生 徒	人		人		
(10) 埋 葬 費	体		体		
大人	体		体		
小人	体		体		
(11) 死 体 の 捜 索 費	体		体		
(12) 死 体 の 処 理 費	体		体		
(13) 障害物の除去費	世帯		世帯		
(14) 輸 送 費					
(15) 人 夫 賃					
2 事 務 費					
(合 計)					

- (注) 1 本表は、災害別に別葉とすること。
 - 「備考」欄には、救助の実施につき特別な基準を設定した場合は、その概要を記入すること。
 - 3 「算定基準による算定額」欄の金額は、常に「実支出額」欄の金額以下の金額となるものであること。
 - 4 救助の程度、方法及び期間について特別な基準が認められた場合は、当該特別基準の内容が「算定基 準による算定額」となるものであること。

様式第16号

事 項 別 明 細 書

1 業務費

(1) 収容施設供与費(避難所設置費)

	避難	収容	設置期		実	支	出	額		算定基	
区分	所設 置箇 所数	延人員数	間 (日~ 日)	人夫賃	消 耗 器 材 費	借上費	燃料費	仮 便所等 設置費	計	準によ な 額	備考
既存 建物		人		円	円	円	円	円	円	円	
野外仮設											
計											

⁽注) 野外仮設の場合は、その概要を「備考」欄に記入すること。

(2) 炊出しその他による食品の給与費

給食延人員	給 食 期 間 (日~ 日)	実 支 出 額	算定基準によ る 算 定 額	備	考
人		円	円		

(3) 飲料水の供給費

		実	支 出	額			
給水完了月日	機械器具借 上費	修繕費	燃料費	薬品及び 資 材 費	計	備	考
	円	円	円	円	円		

(4) 被服、寝具その他生活必需品給(貸)与費

給(貸)		全壊	(焼)	流失世	世帯分		7	半壊(タ	尭)床.	上浸水	世帯分	`	実支	算定 基準	
与完了	世	存		数	実支	算定 基準	世	有	寺	数	実支	算定 基準	出額	基よる第	備考
月 日	1人	2人		計	出額	に よ 算 定額	1人	2人		計	出額	によ る算 定額	合計	定額合計	
					円	円					円	円	円	円	

⁽注) 法第41条第3号の規定により事前に購入した給与品を払い出した場合は、その評価額を () で再掲すること。

(5) 医療及び助産費

イ 総括表

	医	療	į	ŧ	Ę	助	産	費	
救 護	班 分	医 療	機関分	計	助産完了	助産対象	助産実施	実支出額	備考
医療完 了月日	実支出額	医療完 了月日	実支出額	ĒΙ	月日	人員	機関数	天人山領	
	円		円	円				円	

⁽注)「備考」欄には、助産実施機関の概要を記入すること。

口 医療費内訳(救護班分)

救護班数	薬品費	治療材料 等消耗品 費	借上費	修繕費	○○費	計	備	考
	円	H	P	H	H	円		

⁽注)「備考」欄には、救護班についてその編成等につき簡単に記入すること。

ハ 医療費内訳 (医療機関分)

医		療		入	院		院外		+	/±	考
医機	関	名	医実	療実施人員	実支出額	医療実施実 人 員	実支出額	医療実施 実人員	実 支 出 額	備	与
0	○病	院		人	円	人	円	人	円		
	計										

(6) 災害にかかった者の救出費

救出完了月日	* 4 1 1 1 1	実	支	出	額	備考
	秋山八貝	借上費	修繕費	燃料費	計	79 TVIII 75
	人	円	円	円	円	

(7) 住宅の応急修理費

半壊(焼)世 帯 数 A	修理対象世 帯 数 B	В А	修理完了月日	実支出額	算定基準に よる算定額	備考
戸	戸	%		円	円	

(8) 生業資金の貸与費

全壊(焼)	流 A	貸世	帯	与 数 B	В А—		貸月	付:	完了	実 支	出額	算定基準に よる算定額	備		考
7	Ï			戸	Ç	%					円	PI			

(9) 学用品の給与費

	給与 月	完了 日		教科書 教	i 予及び 材					文	房 具	及で	ブ ì	通 学	用品						
学	±/.l.	文 房	小学児	学校 童	中学生	学校 徒		全流	壊 失	(焼)			半壊	(焼)ゟ ゚゚゚゚゚゚゚゚		浸水廿	世	実支	算定基	備
校	教	具及		金	人	金		小学			中学村			小学村児 遺			中学村生 往	交走	出	準によ	
	科	び通学用	人	715	<i>/</i> \	717	人	実士	算定基準	人	実	算定基準	人	実	算定基準	人			額 合	る算定 額合計	
数	書	品品	員	額	員	額	員	実支出額	算基にる定	員	実支出額	算基にる定	員	実支出額	算基にる定	員	実支出額	算基にる定	計		考
			人	円	人	円	人	円	円	人	円	円	人	円	円	人	円	円	円	円	

(10) 埋葬費

埋葬完了			実		支	ļ	±	額			fata . I .					
	大			人	小			人	計		算定算	基準に 定	よる額	備	*	충
月日	件	数	金	額	件	数	金	額	БI		,		,,,,			
				円				田		円			円			

(11) 死体の捜索費

搜索数	搜索完	了			実		支		ļ	Ц		額			備	考
技 糸 剱	月	目	借	上	費	修	繕	費	燃	料	費		計		VH	4
					円			円			円		I	円		

⁽注)「捜索数」の欄には、救出の実施により、発見された死体の数を () 書で再掲すること。

(12) 死体の処理費

処理完	洗净	・ 翁等 処	全合消 置 分	→ F	诗 保	存 分	検	案	分	実支出額合	哲学甘淮1ヶ		
	件数	実支	算 定 基 準 に よ	件数	実支	算 定 基 準 に よ	件数	実支	算定基準によ		算定基準に よる算定額 合計	備考	き
了月日	一致	出額	る 算 定 額	一致	出額	る 算 定 額	丁奴	出額	る 算 定 額	計	D BI		
	件	円	円	件	円	円	件	円	円	円	円		

(13) 障害物の除去費

半壊·床上 浸水世帯	除去対象世帯数	В	除去完	実	₹ 3	ž Ŀ	出	額	算定基準に よる算定額	備	考
数A	B	A —	一了月日	借上費	輸送費	人夫賃	〇〇費	計	よる昇足領	1VHI	4
		%		円	円	円	円	円	円		

(14) 輸送費

救助の種類	輸送期間			実	支	出	額		備	考
	(日~ 日)	運	賃	借上費	燃料費	消 耗器材費	修繕費	計	7VH	7
			円	円	円	円	円	円		

(注) 救助の種類ごとに区分して記入すること。

(15) 人夫賃

救	助	の	種	類	人夫の雇上期間 (日~ 日)	雇上人夫延人員	実	支	出	額	備考	ci.
						人				円		

⁽注) 救助の種類ごとに区分して記入すること。

2 事務費

(1) 事務費総括表

費	目	金	額	備	考
			円		
計					

⁽注)費目は、予算費目によるものとする。

(2) 時間外勤務手当支給内訳

費	目	実人員	平均支給額	金	額	備	考
計							

(3) 食糧費内訳

区	分	実人員	単	価	金	額	備	考
計								

⁽注)区分には救助打合会、或は職員炊出費等に区分して記入すること。

(4) 旅費内訳

区	分	実人員	平均支給額	金	額	備	考
計	•						

⁽注) 超過勤務手当支給内訳表に準じて記入すること。

3 決定報告による被害状況調

					f . w	116	
	被宝	 の状況			市町	村名	
	死	~~ <i>1</i> /\1/	<u>'L</u>			_	者
人			<u> </u>				
的	行		方		不		明
μλ	負	重					傷
被		軽					傷
	傷	小					計
害				計			
		Λ :-	f		1+ 7	~ N ' \	<u>ا</u> ا ا
	棟	全場				び流	
		半	壊	及	び	半	焼
住		_		部	桶	支	損
	•	床		上	ě	₹	水
	数	床		下	·		水
家							
	世	全均			焼	世	帯
	ഥ	及	び	流	失	人	員
Ø	帯	半	壊	及	び	世	帯
	数	半			焼	人	員
	奴					世	帯
被	及	$\overline{}$	部	破	損		
	び					人	員
	0.	床	上	浸	水	世	帯
害	人	ν IN		IX.	/1,	人	員
	員					世	帯
	只	床	下	浸	水	人	員
///		71/2			-		
災	害	発	4	Ė	年	月	日

様式第23号

世帯構成員別被害状況

年 月 日 時現在

被害		帯構成員別	1人世帯	2人世帯	4人世帯	5人世帯	6人 世帯	7人 世帯	8人世帯	9人世帯	世帯	- H	小学生	中学生
全	壊	(焼)												
流		失												
半	壊	(焼)												
床	上	浸水												

様式第28号

医 療 実 施 状 況

市	町	診療	款展期	診療	人員	診	療	報	A 455	/#=	-12 .
村	名	機関名	診療期間	入院	通院	酬	点	数	金額	備	考
				人	人				円		
		+44¢ BB									
		機関									
言	-										
H H	ı										

(注) 1 「診療人員」欄は延人員数を記入すること。

様式第17号 (本編Ⅱ 様式1-2参照) 様式第18号 (本編Ⅱ 様式1-3参照) (本編Ⅱ 様式3-2参照) 様式第19号 様式第20号 (本編Ⅱ 様式3-1参照) 様式第21号 (本編Ⅱ 様式4-2参照) 様式第22号 (本編Ⅱ 様式4-1参照) 様式第24号 (本編Ⅱ 様式4-4参照) 様式第25号 (本編Ⅱ 様式4-5参照) 様式第26号 (本編Ⅱ 様式2-1参照) 様式第27号 (本編Ⅱ 様式2-4参照) 様式第29号 (本編Ⅱ 様式2-3参照) 様式第30号 (本編Ⅱ 様式2-5参照) 様式第31号 (本編Ⅱ 様式2-6参照) 様式第32号 (本編Ⅱ 様式6-4参照) 様式第33号 (現在運用されていないので略) 様式第34号 (本編Ⅱ 様式7-1参照) 様式第35号 (本編Ⅱ 様式7-2参照) (本編Ⅱ 様式7-3参照) 様式第36号 (本編Ⅱ 様式7-4参照) 様式第37号 様式第38号 (本編Ⅱ 様式5-1参照) 様式第39号 (本編Ⅱ 様式5-2参照) 様式第40号 (本編Ⅱ 様式5-3参照) 様式第41号 (本編Ⅱ 様式6-5参照) 様式第42号 (本編Ⅱ 様式6-6参照) 様式第43号 (本編Ⅱ 様式8-1参照) (本編Ⅱ 様式1-4参照)

様式第44号

資料1-8 山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱

山形県林野火災用空中消火資機材等管理及び貸付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県内に発生した林野火災等に対処するため、県が整備し、備蓄する林野火災用空中 消火資機材及び空中消火薬剤(以下「消火資機材等」という。)の管理及び貸付けに関し、必要な 事項を定めることを目的とする。

(消火資機材等の種類)

- 第2条 消火資機材の種類は、次のとおりとする。
 - (1) ヘリコプター用空中撒布装置
 - (2) 消火薬剤等混合機
 - (3) 組立式水そう
 - (4) 可搬式動力ポンプ (ホース、吸管を含む)
 - (5) 消火薬剤等(粘着剤、着色剤を含む)

(管理の季託)

第3条 消火資機材等は、その有効かつ迅速なる活用を図るため、知事が必要と認める機関に管理を委託 することができる。

(委託期間)

第4条 消火資機材等の管理を委託できる期間は1年以内とする。

ただし、受委託者何れかから受委託停止の意思表示がない場合は更新されたものとみなす。

(使用制限)

第5条 消火資機材等は、県内の林野火災等の空中消火及びこれらの訓練のため使用することを原則とする。

ただし、知事の承認を得た場合は他の目的のため使用することができる。

(消火資機材等の貸付)

- 第6条 消火資機材等の貸付けは、次に定める者の借受申請により行うものとする。
 - (1) 市町村長及び消防の一部事務組合の管理者(以下「市町村長等」という。)
 - (2) その他知事が適当と認めた者

(貸付基準)

- 第7条 前条に定める貸付けは、次の各号の一に該当する場合とする。
 - (1) 市町村長等が必要と認めるとき
 - (2) 訓練のため使用するとき
 - (3) その他知事が適当と認めるとき

(借受申請手続)

- 第8条 第6条に定める者が、消火資機材等を借り受けようとするときは、事前に別記様式第1号による 借受申請書を知事に提出しなければならない。
 - 2 前項の規定にかかわらず、緊急を要する場合は、口頭又は電話等により借り受けの申請を行うことができる。この場合速やかに前項の申請書を提出しなければならない。

(貸付の決定)

- 第9条 知事は、前条の規定による借受申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速 やかに貸付けを決定し、別記様式第2号による貸付決定通知書を借受申請者に交付するものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定に基づく借受申請にあっては、口頭又は電話等により貸付けの決定をすることができる。この場合前項の貸付決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(貸付の条件)

- 第10条 前条に定める貸付けを決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 消火資機材等の引渡し及び返還に要する経費並びに消火資機材等の借受期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とする。
 - (2) 消火資機材等は、貸付けの目的以外に使用しないこと。
 - (3) 消火資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (4) 消火資機材等は、貸付期間満了後速やかに点検、整備をして返還すること。ただし、知事が必要に応じて消火資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。

(引渡し)

第11条 消火資機材等の引渡しは、知事が指定する日時及び場所において行うものとする。

(管理受託機関からの貸出し)

第12条 第3条の規定により消火資機材等の管理を受託した機関の長は、知事から消火資機材等の貸出し を依頼されたときは、これに応じなければならない。

(空中消火の実施)

第13条 空中消火は、自衛隊法(昭和29年法律第165号)第83条に基づき、自衛隊のヘリコプターにより行 うものとする。ただし、地上における消火資機材等の操作は、空中消火を要請する機関が実施する ものとし、この場合、当該消火資機材等の操作に熟知した者が操作しなければならない。

(費用の負担等)

- 第14条 消火資機材等の使用に伴い生じた費用は、使用した機関が負担することを原則とする。
 - 2 消火薬剤等については、原則として、その使用した同量を補てんして返還すること。
- 第15条 消火資機材等を借り受けた者が、当該消火資機材等をき損又は亡失したときは、その事実及び事由について別記様式第3号による消火資機材等き損、亡失届を速やかに知事に提出するとともに、原則として借受者の責任において修理し、又は補てんしなければならない。

(使用報告書)

第16条 消火資機材等を借り受けた者は、使用後速やかに別記様式第4号による消火資機材等使用報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、消火資機材等の管理及び貸付けの運用について必要な事項は、その都度別に定める。

附則

この要綱は、昭和52年11月1日から施行する。

別記様式第1号

 番
 号

 年
 月

 日

山形県知事 殿

借受申請者 職 氏 名印

消火資機材等借受申請書

下記のとおり消火資機材等を借り受けたいので申請します。

- 1 消火資機材等の借受けの目的
- 2 借受け希望消火資機材等の種類及び数量
- 3 借受け希望期間
- 4 引渡し希望日時及び場所

別記様式第2号

 番
 号

 年
 月

 日

殿

山形県知事 印

消火資機材等貸付決定通知書

年 月 日 第 号により申請のあった消火資機材等の貸付けについて、下記のとおり 決定します。

- 1 消火資機材等の貸付けの目的
- 2 貸付け消火資機材の種類及び数量
- 3 貸付け期間
- 4 貸付けの条件等
- 5 引渡しの日時及び場所

別記様式第3号

 番
 号

 年
 月

 日

山形県知事 殿

職氏名即

消火資機材等き損・亡失届

年 月 日 第 号により借り受けた消火資機材等をき損したのでお届けします。

- 1 借り受けた消火資機材等の種類及び数量
- 2 き損 した消火資機材等の種類及び数量
- 3 き損の程度
- 4 き損 に至った経過及び事由

別記様式第4号

 番
 号

 年
 月

 日

山形県知事 殿

職氏名即

消火資機材等使用報告書

年 月 日 第 号により貸付け決定を受けた消火資機材等の状況等は、下記のとおりですので報告します。

- 1 消火資機材等の使用状況
- 2 その他
 - (1) 火災発生日時
 - (2) 火災発生場所
 - (3) 鎮 火 日 時
 - (4) 火 災 原 因
 - (5)被害状況
 - (6)消火活動状況
 - (7) 返 還 年 月 日
 - (8) その他参考事項

資料1-9 山形県防災資機材等管理運営要綱

山形県防災資材等管理運営要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大規模な地震や災害が発生した場合に、広域的な救援救護及び応急復旧等の災害応 急活動を行うため、県が整備し、備蓄する防災資機材等の管理運営に関し、必要な事項を定めるこ とを目的とする。

(防災資機材等の種類・数量及び備蓄並びに管理等)

- 第2条 この要綱でいう防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所は、別表1の通りとする。
 - 2 防災資機材等の管理は庄内支庁長及び各地方事務所長(以下「防災資機材等管理者」という。) が行う。

(防災資機材等の評価)

- 第3条 知事は、防災資機材等の評価を行うために、防災資機材等評価委員会(以下「評価委員会」という。)を設置するものとする。
 - 2 評価委員会は毎年度当初において、防災資機材等の評価を行い、その結果を知事に報告しなければならない。
 - 3 評価委員会の組織及び運用に関する事項は別に定めるものとする。

(供 与)

- 第4条 この防災資機材等は、次の場合に市町村等防災関係機関の長の要請に基づき供与を行う。
 - (1) 地震等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。
 - (2) 防災資機材等の有効活用を図るとともに地域防災力を強化するため、自主防災組織等の訓練の用に供するとき。
 - (3) その他、特に防災資機材等の供与を適当と認めるとき。

(供与の手続き)

- 第5条 前条第1項第1号の場合、防災資機材等の供与を受けようとする者は、電話等により知事に供与の申請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により供与申請書を知事に提出するものとする。
 - 2 前条第1項第2号の場合の手続きについては別に定めるものとする。
 - 3 前条第1項第3号の場合、防災資機材等の供与を受けようとする者は、事前に供与申請書を知事 に提出しなければならない。

(供与の決定)

- 第6条 知事は、前条第1項又は第3項の規定による供与申請があったときは、その内容を審査し、適当 と認めるときは速やかに供与を決定し、別記様式第3号による供与決定通知書を供与申請者に交付 するものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、前条第1項又は第3項の規定に基づく供与申請にあっては、口頭又は 電話等により供与の決定をすることができる。この場合前項の供与決定通知書は、当該決定後に交 付するものとする。

(供与の条件)

第7条 前条に定める供与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 防災資機材等の引き渡しに要する経費及び防災資機材等の供与期間中におけるそれらの管理 に要する経費は、供与を受けた者の負担とする。
- (2) 防災資機材等は、供与の目的以外に使用しないこと。
- (3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
- (4) 未使用の防災資機材等については返還すること。

(貸 与)

- 第8条 この防災資機材等は、次の場合に市町村等防災関係機関の長の要請に基づき貸与を行う。
 - (1) 地震等の災害発生時において災害応急対策の用に供するとき。
 - (2) 防災訓練等で防災機材等の操作等に習熟するため使用するとき。
 - (3) その他、特に防災資機材等の貸与を適当と認めるとき。

(貸与の手続き)

- 第9条 前条第1項第1号の場合、防災資機材等の貸与を受けようとする者は、電話等により知事に貸与の要請を行い、事後速やかに別紙様式第2号により貸与申請書を知事に提出するものとする。
 - 2 前項以外の場合、防災資機材等の貸与を受けようとする者は、事前に貸与申請書を知事に提出しなければならない。

(貸与の決定)

- 第10条 知事は、前条の規定による貸与申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは速 やかに貸与を決定し、別紙様式第3号による貸与決定通知書を貸与申請者に交付するものとする。
 - 2 前項の規定にかかわらず、前条の規定に基づく貸与申請にあっては、口頭又は電話等により貸出しの決定をすることができる。この場合前項の貸与決定通知書は、当該決定後に交付するものとする。

(貸与の条件)

- 第11条 前条に定める貸与を決定するときは、次の各号に掲げる条件を付するものとする。
 - (1) 防災資機材等の引き渡し及び返還に要する経費並びに防災資機材等の借り受け期間中におけるそれらの管理に要する経費は、当該借受者の負担とする。
 - (2) 防災資機材等は、貸与の目的以外に使用しないこと。
 - (3) 防災資機材等は、善良な管理者の注意をもって管理すること。
 - (4) 防災資機材等は、貸与期間満了後、速やかに点検、整備して返還すること。ただし、知事が必要に応じて防災資機材等の返還を要求したときは、直ちにこれに応ずること。

(き損・亡失等)

第12条 防災資機材等の貸与を受けた者が、防災資機材等をき損又は亡失等により、貸与を受けたときの 状態で返還することができなくなったときは、その事実及び事由について別紙様式第4号による防 災資機材等き損・亡失届けを速やかに知事に提出するとともに、原則として、貸与を受けた者の責 任において修理し、又は補てんしなければならない。

(引き渡し)

第13条 防災資機材等の引き渡しは、知事が指定する日時及び場所において行う。

(使用報告書)

第14条 防災資機材等の供与及び貸与を受けた者は、その使用を終了したときは速やかに別紙様式第5号による防災資機材等使用報告書を知事に提出しなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、防災資機材等の管理運用について必要な事項はその都度別に定める。

附則

この要綱は平成7年12月1日から施行する。

附則

この要綱は平成19年10月3日から施行する。

附則

この要綱は平成25年10月1日から施行する。

別表1

防災資機材等の種類・数量及び備蓄場所

品目	1	供 与 F	1	貸与用	支 庁 地方事務所用
備蓄場所	防災シート	毛 布	簡易トイレ	エアーテント	非常用電源装置
庄 内 支 庁	250枚	250枚	14基	1基	1個
東南村山地方事務所	245枚	245枚	12基	1基	1個
西村山地方事務所	125枚	125枚	6基	_	1個
北村山地方事務所	125枚	125枚	6基	_	1個
最上地方事務所	125枚	125枚	6基	_	1個
東南置賜地方事務所	125枚	125枚	6基	1基	1個
西置賜地方事務所	125枚	125枚	6基	_	1個
計	1, 120枚	1,120枚	56基	3基	7個

別紙様式第2号

防災資機材等供与·貸与申請書

番号年月日

山形県知事 殿

職氏名即

防災資機材等を下記により供与・貸与していただきたく申請いたします。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸 与 期 間

 供与・貸与を受ける日
 年
 月
 日

 返
 却
 日
 年
 月
 日

別紙様式第3号

 番
 号

 年
 月

 日

殿

山形県知事 印

防災資機材等供与·貸与決定通知書

年 月 日 号により申請のあった防災資機材等の供与・貸与について、下記の通り決定します。

記

- 1 使用目的
- 2 防災資機材等の種類及び数量
- 3 貸与を受ける期間

供与・貸与を受ける日年月日返却日年月日

4 引渡し日時及び場所

別紙様式第4号

 番
 号

 年
 月

 日

山形県知事 殿

職氏名即

防災資機材等き損・亡失届

年 月 日 号により貸与を受けた防災資機材等を(き損・亡失)したのでお届けします。

- 1 借り受けた防災資機材等の種類及び数量
- 2 (き損・亡失) した防災資機材等の種類及び数量
- 3 き損の程度
- 4 (き損・亡失) に至った経過及び事由

別紙様式第5号

 番
 号

 年
 月

 日

山形県知事 殿

職氏名即

防災資機材等使用報告書

年 月 日 号により供与・貸与を受けた防災資機材等の使用状況等は下記の通りです ので報告します。

- 1 災害(訓練)等発生日時
- 2 災害 (訓練) 等発生場所
- 3 被害(訓練) 状況
- 4 使用状況
- 5 返還年月日
- 6 その他特記事項

資料 1-10 市町村総合防災訓練実施要綱

市町村総合防災訓練実施要綱

1 目 的

この要綱は、平成7年1月17日の阪神・淡路大震災を契機として、災害発生時における初動態勢、 自主防災体制及び広域応援体制等の防災活動の円滑化を期するとともに、関係機関相互の協力体制を 確立し、地域住民の防災意識の高揚を図るために市町村が実施する総合防災訓練について、その細目を 定めたものである。

2 実 施

市町村は、地域住民及び防災関係機関の協力のもと、訓練効果の期待できる時期を選定し、総合防災 訓練を年1回実施するものとする。

なお、県は市町村の総合防災訓練の実施に積極的に協力するものとする。

3 訓練内容

総合防災訓練は、震災、風水害等及びその被害に係る想定を明確にし、別紙の「訓練の体系」及び「訓練の項目」を基本とした訓練の全部又は一部を総合的に実施するものとするが、特に、 次の項目を 重点的に取り入れた実践的なものとする。

- ① 初動態勢の強化を図るため、職員の動員配備訓練及び災害対策本部運営訓練(情報の収集伝達等)を実施する。
- ② 自主防災体制の強化を図るため、消防団、自主防災組織及び地域住民等による初期消火、避難誘導訓練及び応急救護訓練等を実施する。
- ③ 広域応援体制の強化を図るため、自衛隊に対する災害派遣要請の訓練、他の市町村等に対する医療、消防、物資等各般にわたる応援要請の訓練等を実施する。
- ④ 被災者の避難訓練を確保するため、避難所の設置運営訓練を実施する。
- ⑤ 防災ボランティアに対する受入れ窓口を明確にし、防災ボランティアを活用した訓練を実施する。
- ⑥ 高齢者、障害者等の災害時要援護者に配慮した、社会福祉施設、病院等による情報伝達訓練、避 難誘導訓練を実施する。
- ⑦ 都市型災害に対応した、道路等の交通対策、電気・電話・ガス・上下水道などの生活関連施設復 旧対策の訓練を実施する。

4 参加機関

市町村地域防災計画の中で防災業務の実施機関としている市町村、県、指定(地方)行政機関、指定(地方)公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者並びに地域住民等とする。

5 訓練計画の報告

市町村は、翌年度の訓練計画を別記様式により、当該年度の1月末日まで所管する各総合支庁を経由 して危機管理課に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成7年10月1日から施行する。

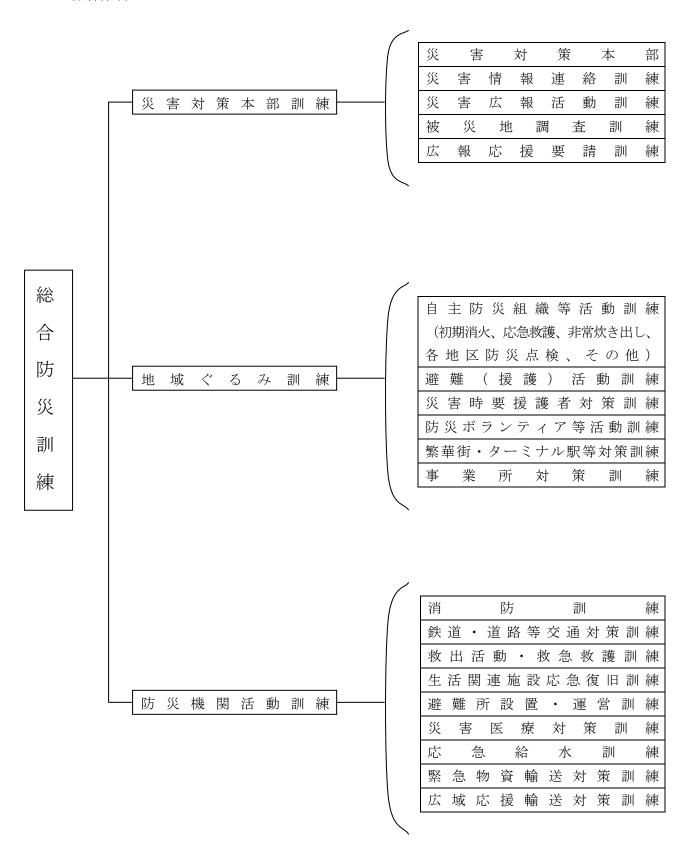
附 則

1 この要綱は、平成19年1月4日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(訓練体系)



〔訓練の項目〕

	訓練項目	実施概要	実施機関
	災害対策本部(現地) 設置運営訓練	災害に対する災害応急活動の中枢機能 としての、災害対策本部・現地対策本部を 設置運営する。	市町村県
	災害情報連絡訓練	災害対策を円滑かつ適切に実施するため、気象予報及び被害状況の収集伝達、住 民の安全対策及び被害施設復旧対策に関 する情報連絡訓練を実施する。	市町村 県 警察 自衛隊
災害 対策 本部	災害広報訓練	災害時における住民の安全確保を図る ため、防災行政無線等により、避難誘導及 び冷静適切な行動を呼びかける等、災害広 報活動をする。	市町村 消防本部 放送機関
運営訓練	被災地調査訓練	災害応急対策活動を適切に実施するため、被害状況等を調査するとともに、その 結果を被害状況写真等とともに対策本部 に報告する。また、本部長等がそれぞれの 被災現地を実施視察する。	市町村 消防本部 県 警察 自衛隊
	広域応援要請訓練	広域的な災害対策を迅速かつ的確に実施するため、自衛隊に対する災害派遣要請、日赤に対する医療救護の要請、他の市町村等に対する災害応急対策の応援要請訓練を行なう。	市町村 県 自衛隊 日赤県支部
地域ぐるない	自 主 防 災 組 織 等 活 動 訓 練	自主防災組織等を中心とした住民による組織単位の避難対策、高齢者・障害者等 災害時要援護者の避難援護活動、初期消 火、応急救護活動等の住民主導の災害安全 対策を実施する。	市町村 消防本部・消防団 自主防災組織 住民
み訓 練	避難(援護)訓練	地すべり、津波等による被害を防止する ため地域住民を安全な避難場所に避難さ せる。	市町村 消防団 自主防災組織 住民

	訓練項目	実施概要	実施機関		
		社会福祉施設入所者及び在宅寝たきり老	市町村		
	災害時要援護者	人等災害時要援護者の災害安全対策を確	消防団		
	対 策 訓 練	保するため、自衛隊、自主防災組織、防災	自主防災組織		
		機関による避難誘導訓練を実施する。	住民・各施設		
			市町村		
地域	防災ボランティア等	避難住民等による被災者の応急救護等	学校		
でる	活 動 訓 練	の訓練を実施する。	日赤県支部		
ス訓			住民		
練		繁華街・ターミナル駅等発災時に心理的			
NYK	繁華街・ターミナル駅	不安を誘発しやすい場所において、混乱防	消防本部		
	等 対 策 訓 練	止対策訓練及び避難誘導訓練等を実施す	JR東日本		
		る。			
		各事業所において、自衛消防隊を中心と	消防本部		
	事業所対策訓練	した避難誘導訓練及び初期消火訓練等を	各事業所		
		実施する。			
		住居地及び林野での大規模火災に対処	消防本部		
		するため消防本部が中心となり、機動力あ防 訓 練 る消火活動及び延焼阻止活動、火災現場か			
	消防訓練				
		らの救出・救助及び救急・救護活動等を実	警察 自衛隊		
		施する。	7 . 1,141.2		
		道路での事故車両、ビル・電柱の倒壊、	市町村		
	道路等交通対策訓練	倒木等に対応した道路啓開、緊急輸送路確	警察		
防災		保訓練を実施する。			
機関	the second	火災・ビル倒壊及び車両事故等により負	消防本部		
活動	救 出 救 助 ・	 傷した者の救出・救助、救急・救護活動等	消防団		
訓練	救急 救護 訓練	 を実施する。	警察		
			自衛隊		
			市町村		
	L 77 HB 1+ 1- ≥π.		NTT		
	生活関連施設	被害を受けた電気・ガス・水道・電話の	東北電力		
	応 急 復 旧 訓 練	生活関連主要施設の復旧対策を実施する。	ガス事業者		
			液化石油ガス販売		
			事業者		

	訓練項目	実施概要	実施機関
	避難所設置運営訓練	被災した住民を救護するため、避難所を 開設し、非常炊き出し、応急給食、仮設ト イレの設置等の訓練を実施する。	市町村 NTT 東北電力 日赤県支部
	災害医療対策訓練	負傷した者に対し、応急医療救護所及び 仮設病院において災害医療対策を実施す る。 なお、重傷者については、後方医療機関 へ搬送する。	市町村 県 消防本部 自衛隊 医師会 日赤県支部
防災 機関 活動	応 急 給 水 訓 練	被災した住民に給水を行なうため、応急 給水等により飲料水を避難所まで輸送す る。	市町村自衛隊
訓練	緊急物資輸送対策訓練	被害を受けた避難住民に対し、食料、毛布等の物資を緊急輸送し、避難所で配布する。	市町村 日赤県支部 県トラック協会
	広 域 応 援輸 送 対 策 訓 練	広域防災体制の確立を期するため、県市 町村を越えた相互応援訓練を実施する。	市町村 県 警察 県トラック協会
	災 害 情 報 及 び 被害状況報告訓練	防災活動体制の万全を図るため、防災関係機関は、災害状況等について、山形県地域防災計画により所管する事項を報告する。	NTT 東北電力 ガス事業者 水道事業者 JR東日本

別紙

市町村総合防災訓練の実施計画

市町村	付名	
担	所属	
当	職名	
者	氏名	

				T				
訓	練(り 名	称					
訓	練 主	催 団	体					
訓	練 実	施日	時					
訓	練	場	所					
訓	練	概	要					
重	点	項	B					
備			考					
[陸	上自衛	隊に派	遣依	頼をする場合に記入]				
自行	新隊の 言	川練内名	5	・訓練所要(予定)時間	時	分		
	東派遣り		資機	 (1)ヘリコプター (2) (3) (4) (5) 	機(訓練)	

資料2 広域応援等の関わる協定等

資料2-1 災害時等における隊友会の協力に関する協定

【 協定 】

災害時等における隊友会の協力に関する協定

山形県(以下「甲」という。)と公益社団法人隊友会山形県隊友会(以下「乙」という。)は、大規模な災害等から県民の生命、身体及び財産を守るため行う協力(以下「協力」という。)に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、山形県内において自然災害、大規模事故、武力攻撃事態等又は緊急対処事態、その 他県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「災害時等」 という。)において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

(協力内容)

- 第2条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。
 - (1) 対策本部、対策本部地域支部(以下「本部等」という。)の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助(本部等事務局活動、市町村連絡調整員の活動補助、地域被害情報の通報等)
 - (2) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
 - (3) 自ら避難することが困難な者(高齢者、障害者、乳幼児等)の避難及び誘導の補助
 - (4) 給水、炊出しその他の救援活動の補助
 - (5) 避難所の開設及び運営の補助
 - (6) がれきの撤去、清掃及び防疫の補助
 - (7) 物資、資材等の配分及び運送の補助
 - (8) その他甲が必要と認める業務の補助

(協力の要請等)

第3条 甲は、乙に対して、前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1号により行うものとする。 ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要が無くなった時は、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

(安全の確保)

- 第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。
 - 2 甲は、甲が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する乙の会員に対し特殊標章 等(国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書をいう。)を交付するものとする。
 - 3 乙の会員は、公布された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために 必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする。

(第三者等に対する損害)

第5条 乙は、甲及び甲に要請の依頼を行った市町村の責めに帰さない事由により、第3条に定める協力 の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

(損害賠償等)

- 第6条 甲が乙に協力を要請した場合は、乙は乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。
 - 2 甲は、その要請により協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、 又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律(以下「関係法令」という。)で定める損害賠償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その 損害を補償するものとする。

(経費の負担)

第7条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として乙が負担するものとする。

(平常時の協力)

- 第8条 甲及び乙は、協力を円滑に実施するため、平素から情報交換を行うものとする。
 - 2 乙は、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。また、甲は、乙の協力に必要な支援 を行うものとする。
 - 3 乙の会員が訓練等に参加するための費用は、乙の負担とする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定める ものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成25年7月25日

甲 山形県知事 吉 村 美栄子

乙 公益社団法人隊友会山形隊友会会 長 阿 部 昭 夫

様式第1号 略 様式第2号 略

【 県に対する隊友会への協力要請依頼様式 】 様式第1号

協力要請依頼書

令和 年 月 日

山形県知事殿

鮭 川 村 長

「災害時等における隊友会の協力に関する協定」により、次のとおり協力を依頼します。

				鮭川村村長			
要	請		者	(担当:)		
				(TEL		FAX)
協力	の	場	所				
被害	Ø	状	況				
協力;	業 務	の内	容				
その他	」必 要	な事	事項				

 鮭 川 村 担当部署
 山形県 環境エネルギー部 防災危機管理課

 (年 月 日 時 分)
 年 月 日 時 分)

様式第2号

撤収要請依頼書

令和 年 月 日

山形県知事殿

鮭 川 村 長

年 月 日付で要請依頼した協力については、所期の目的が達成されたため、撤収要請を依頼します。

 鮭 川 村 担当部署
 山形県 環境エネルギー部 危機管理課

 (年 月 日 時 分)
 年 月 日 時 分)

資料2-2 技術職OBによる災害支援に関する協定書

技術職OBによる災害支援に関する協定書

(主旨)

第1条 この協定は、山形県内における災害復旧が円滑に進むよう、技術職OBの協力を得て、山形県(以下「甲」という。)と公益財団法人山形県建設技術センター(以下「乙」という。)が連携して被災市町村等を支援するため、当該支援の実施に必要な事項を定める。

(定義)

- 第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の定義はそれぞれ次の各号に定めるところによる。
 - (1) 技術職OB 山形県の技術職(土木職、建築職、農業土木職など)の職員であった者
 - (2) 山形県災害復旧支援エンジニア制度 災害時において、乙が市町村等の要請に応じて、予め登録された技術職OBを市町村等に派 遣し、市町村等が行う被災状況調査などの災害復旧業務をサポートする制度

(役割分担)

- 第3条 乙は、山形県災害復旧支援エンジニア制度(以下「エンジニア制度」という。)を運営するため、以下の業務を行う。
 - (1) 山形県災害復旧支援エンジニア(以下「エンジニア」という。)の登録業務
 - (2) エンジニアに対する資質向上のための研修
 - (3) エンジニアの派遣要請の受付及びエンジニアの派遣
 - (4) その他日常の連絡調整などエンジニア制度運営のための事務局業務
 - 2 甲は、乙に対し、エンジニア制度が効果的に運営されるよう、以下の支援を行う。
 - (1) エンジニア制度の県内市町村等への周知
 - (2) 技術職OBが加入している任意の親睦団体等を通じて技術職OBに対するエンジニア制度へ の参加の働きかけ
 - (3) 登録された技術職〇Bへの被服 (ヘルメット、上下作業着、長靴等) の貸与

(担当窓口)

第4条 この協定に関する担当窓口は、甲においては、山形県危機管理・くらし安心局機器管理課とし、 乙においては、公益財団法人山形県建設技術センター総務企画部とする。

(情報提供)

- 第5条 乙は、エンジニア制度の実施状況について、適宜、甲に情報提供する。
 - 2 甲は、市町村から災害復旧に係る応援要請があった場合は、速やかに乙に情報提供する。

(協議)

第6条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、甲乙協議のうえ定める。

(適用)

- 第7条 この協定は平成25年7月25日から適用する。
 - 2 この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各1通保管する

平成25年7月25日

- 甲 山形県知事 吉 村 美栄子
- 乙 公益財団法人山形県建設技術センター理 事 長 岡 邦 彦

資料2-3 災害時の情報交換に関する協定

災害時の情報交換に関する協定

国土交通省東北地方整備局長(以下「甲」という。)と、鮭川村長(以下「乙」という。)とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合において、甲及び 乙が必要とする各種情報の交換等について定め、もって、適切な災害対処に資す ることを目的とする。

(情報交換の開始時期)

- 第2条 甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。
 - ー 鮭川村内に重大な災害が発生し又は発生のおそれがある場合
 - 二 鮭川村災害対策本部が設置された場合
 - 三・その他甲及び乙が必要と認めたとき

(情報交換の内容)

- 第3条 甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする
 - 一 一般被害状況に関すること
 - 二 公共土木施設(道路、河川、ダム、砂防、都市施設等)被害状況に関すること
 - 三 その他必要な事項

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の派遣)

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合又は甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に災害対策現地情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

(災害対策現地情報連絡員(リエゾン)の受入れ)

第5条 乙は、甲から派遣される災害対策現地情報連絡員の活動場所として災害対策本部 等に場所を確保するものとする。

(平素の協力)

第6条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(協議)

第7条 本協定に疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、その都度、 甲及び乙が協議のうえ、これを定めるものとする。 本協定は2通作成し、甲及び乙が各1通を保有する。

平成22年 | 月20日

甲 仙台市青葉区二日町9番15号 国土交通省 東北地方整備局長

青山



乙 最上郡鮭川村大字佐渡2003-7 鮭 川,村 長 元木 洋



資料2-4 山形県消防防災へリコプター応援協定

山形県消防防災ヘリコプター応援協定

(目的)

第1条 この協定は、山形県内の市町村、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合(以下「市町村等」 という。)が、災害による被害を最小限に防止するため、山形県が所有する消防防災へリコプター(以下 「消防防災へリ」という。)の応援を求めることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(協定区域)

- 第2条 この協定に基づき市町村等が消防が災へりの応援を求めることができる地域は、市町村等の区域とする。 (災害の範囲)
- 第3条 この協定において、災害とは、消防組織法(昭和22年法律第226号)第1条に規定する災害をいう。 (応援要請)
- 第4条 この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等(以下「要請市町村等」という。)の長が、次の各号の一に該当し、消防防災へりの活動を必要と判断する場合に、山形県知事(以下「知事」という。)に対して行うものとする。
 - (1) 災害が隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
 - (2) 要請市町村等の消防力によっては防御が著しく困難な場合
 - (3) その他救急救助活動等において消防防災へりによる活動が最も有効と判断される場合

(消防が災航空隊の派遣)

- 第5条 知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害発生現場の気象状況等を確認のうえ、山形県 文化環境部消防が災課のうち消防防災へリコプター基地に駐在し、消防防災業務に従事する職員(以下「消 防防災航空隊員」という。)を派遣するものとする。
 - 2 前条の規定による要請に応ずることができない場合、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

(消防が災航空隊員の指揮)

第6条 前条第1項の規定により応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊員の指揮は、要請市 町村等の長が定める災害現場の最高責任者が行うものとする。この場合において、消防防災ヘリに搭乗し ている運航指揮者が消防防災ヘリの運航に重大な支障があると認めたときは、その旨現場の最高責任者に 通告するものとする。 (消防活動に従事する場合の特例)

第7条 応援要請に基づき消防が災航空隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から消防が災航空隊員を派遣している市町村等の長に対し、山形県広域消防相互応援協定(昭和53年3月10日締結。以下「相互応援協定」という)第2条第2号の規定による応援要請があったものとみなす。

(運航経費の負担)

- 第8条 この協定に基づく応援に要する運航経費の負担は、山形県が負担するものとする。
 - 2 前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第8条の規定にかかわらず、山形県が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項は、山形県及び市町村等が協議して定めるものとする。

(適用)

第10条 この協定は、平成10年4月1日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書50通を作成し、知事及び市町村等の長は、記名押印のうえ、各自それぞれ1通を所持する。

平成 10年 4月 1日

山形県消防防災ヘリコプター緊急運航要請書

要請市町村等	発 信 者		
緊急運航事態種別	(1)火災 (2)救助 (3)救急 (4)災害応急 (5)その他		
要請內容	(1)消火(2)救助(3)救急(4)物資搬送(5)偵察(6)その他		
発 生 場 所 目 標	住所 目標 消防が統定マップ 縦座標軸 GPS(世界測地系) 北緯		
発 生 日 時	年 月 日() 時 分頃		
事 故 概 要 又 は 災 害 概 要			
気 象 状 況 (災害現場)	天候 風向 風速 m/sec 気温 °C 視界 m 気象予警報 (警報・注意報)		
必 要 資 機 材			
出 場 先 離 着 陸 場	場 所 目 標 (名 称) 要請側病院名 消防防災航空マップ 総座標軸 横座標軸		
搬送先離着陸場	場 所 目 標 (名 称) 要請側病院名 消防が災航空マップ 総座標軸 横座標軸		
傷病者名	住 所 氏 名 生年月日 年 月 日生 (歳) 傷病名 重・中・軽 男・女		
現 地 搭 乗 者	有 無 職名 氏名		
地上指揮者コールサイン	指揮者名 職名 氏名 無線種別(全国波・県内波)コールサイン		
コールサイン	無線種類(全国波・県波) コールサイン		
他の防災小りの活動要請	有 無 機関名		
要請日時	年 月 日 曜日 時 分		
※以下の項目については、消防防災航空隊で活動を至急連絡します。			
航空指揮者コールサイン	指揮者名 無線種別(全国波・県波) コールサイン		
到着予定時間	年 月 日 曜日 時 分		
活動予定時間	時間分		
※その他の特記事項	受信者		
	人旧石		

資料2-5 他市区町村間との相互応援協定等

資料2-5-1 山形県広域消防相互応援協定書等

【 協定 】

山形県広域消防相互応援協定書

(昭和53年3月10日)

(目的)

第1条 消防組織法(昭和22年法律第226号)第21条の規定に基づいて山形県下市町村及び消防の一部事務組合 (以下「市町村等」という。)は、この条項により、消防相互応援に関して協定を締結し、火災、その他 の災害(以下「災害」という。)の発生に際し、市町村等相互間の消防力を活用して、災害による被害を 最小限度に防止し、もつて安寧秩序を保持することを目的とする。

(応援の区分)

- 第2条 前条の目的を達成するため、市町村等は、次に掲げる区分によって、消防隊、救急隊、その他必要な人 員、機器資材(以下「応援隊等」という。)を相互に出動させ、もしくは調達して応援活動させるものと する。
 - (1) 普通応援 隣接市町村の境界周辺部で火災が発生した場合に、発生地の市町村長の要請をまたずに出動する応援
 - (2) 特別応援 市町村の区域内に火災が発生した場合で、発生地の市町村長等の要請に基づいて他の市町村等の長が応援隊等により行う応援

(特別応援の要請)

- 第3条 特別応援の要請は、次に掲げる事項をできる限り明らかにし、とりあえず電話、その他の方法により要請し、事後においてすみやかに文書を提出するものとする。
 - (1) 災害の概況及び応援を要請する事由
 - (2) 応援を要請する応援隊等の種類及び数
 - (3) 活動内容及び集結地
 - (4) 現地総指揮者及び誘導員の氏名
 - (5) その他必要事項

(応援隊等の派遣)

- 第4条 応援隊等の派遣は、次の各号により、当該市町村等区域内の警備に支障のない範囲においてただちに行うものとする。
 - (1) 普通応援は、原則として1隊(消防ポンプ自動車1台)とする。ただし、火災の規模が大であると認められるときは、適宜応援隊を増強するものとする。
 - (2) 特別応援は、市町村等の長が要請の内容、保有消防力等を検討のうえ応援隊等の規模を決定するものとする。

2 応援市村等の長は、応援隊等を派遣するときは、その長及び規模、出発時刻、集結地到着時刻、その他 必要事項を受援市町村等の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮等)

- 第5条 応援出動した応援隊は、受援地の現地本部総指揮者の指揮のもとに行動するものとする。
 - 2 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。ただし、緊急の場合は、直接応援隊の隊員に対して行うことができる。
- 第6条 応援隊の長は、現地到着、引揚げ及び応援活動の状況を現地本部総指揮者に報告するものとする。 (図面の備え付)
- 第7条 現地本部には、防火水そう、道路、主要官公庁建物及び危険地帯(危険物製造所、同貯蔵所等)を明示 した図面を備えなければならない。

(経費の負担)

- 第8条 応援に要する経費等は、次によるものとする。
 - (1) 応援のために要した燃料、機械器具の小破損修理及び被服の補修等経費は応援を行った市町村等の 負担とする。ただし、機器資材等で要請により調達し、若しくは立替えたもの及び応援活動が長時間に わたり補食を要した場合は、応援を受けた市町村等において現物により又は経費を負担してこれを行 うものとする。
 - (2) 応援隊員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援を行った市町村等の負担とする。ただし、災害地において行った救急治療の経費は、応援を受けた市町村等の負担とする。
 - (3) 応援隊員が応援業務を遂行中に第3者に損害を与えた場合においては、応援を受けた市町村等がその賠償の責に任する。ただし、災害地への出動若しくは帰路途上において発生したものについては、この限りでない。
 - (4) 応援出動手当は、応援を行った市町村等の負担とする。
 - (5) 前各号以外の経費の負担については、関係市町村等の間においてその都度協議のうえ決定するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協議のうえ決定するものとする。 (改 廃)

第10条 この協定の改廃は、協定者協議のうえ行うものとする。

(効力の発生及び旧協定の廃止)

第11条 この協定は、昭和53年4月1日から効力を発生するものとし、現在締結している県内市町村等間の相互 応援協定は、本協定効力発生の日をもつて廃止するものとする。

この協定を証するため、本書49通を作成し、記名押印のうえ各1通を保管するものとする。

【 運用について 】

山形県広域消防相互応援協定運用について

昭和53年3月10日

第2条関係

- (1) 普通応援の出場区域は、隣接境界からおおむね2粁程度とする。ただし、関係市町村間でその範囲を別にとりきめすることができる。
- (2) 一部事務組合の区域内に発生した災害について特別応援を要請する場合は、組合の管理者から他の市町村等の長に行われるべきものであること。(地方自治法第284条、消防組織法第15条第3項及び第26条の3)

第3条関係

- (1) 事後に提出する特別応援の要請書は、別記様式第1号によるものとする。
- (2) 応援を要請した市町村等は、第4号の誘導員を応援隊集結地に配置し、応援隊の誘導に当たらしめるものとする。
- (3) 誘導員は腕章を付け、昼間は赤旗、夜間は赤色提灯をもつてその位置を明示するものとする。
- (4) 応援要請にあたり、消火栓の開閉器具の手配の必要有無を確認し、準備すること。

第4条関係

普通応援は、火災発生を覚知した場合に自動的に行われるものであるが、隣保相互扶助の建前から、状況によっては隣接市町村に火災発生を通報するものとする。

第5条関係

- (1) 現地本部総指揮者は、腕章を付け、所在を明示するに足る標識(旗又は提灯)を掲げなければならないものとする。
- (2) 現地本部に腕章を付けた伝令を置き、応援隊に総指揮者の命令を伝達するものとする。

第6条関係

現地本部総指揮者に対する報告は口頭等によるが、後日すみやかに別記様式第2号による応援隊活動報告書を応援要請者に提出するものとする。ただし、報告書の提出は、特別応援に限るものであること。

別記様式第1号

文 書 番 号 年 月 日

殿

市町村長等の長

印

特別応援要請書

山形県広域消防相互応援協定書第3条による特別応援を下記により要請します。

記

災 害 種 別	
発災日時及び発災場所	
災害の概況及び	
応援要請の事由	
要請応援隊等の	
種類及び数	
要請活動內容	
集結地	
現地総指揮者職氏名	
誘導員職氏名	
その他必要事項	

別記様式第2号

文 書 番 号 年 月 日

殿

職氏名

応援隊活動報告書

災害種別			覚 知 別		
発 災 日 時	年	月	日時	分ごろ	
発 災 場 所					
受信時分	時	分	要請者名		
	応援隊名	出場人員	車種別	出場時分	到着時分
出動応援隊					
の活動	放水開始	放水停止	引止時分	帰着時分	走行距離
現地指揮者					
との連絡					
応援隊の					
活動状況					

別記様式第3号

腕章は次のとおりとする。

総指揮者

市町村等名

白地に黒字とする

本 部 員

市町村等名

IJ

伝 令

市町村等名

IJ

誘 導 員

市町村等名

IJ

資料2-5-2 大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定等

【 協定 】

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定

(趣旨)

第1条 この協定は、山形県内市町村(以下「市町村」という。)において、地震等による大規模災害が 発生した場合に、市町村間の相互応援を円滑に遂行するために必要な事項について定めるものとす る。

(連絡担当課の設置)

第2条 市町村は、相互応援に関する連絡担当課を定め、災害が発生したときは速やかに相互に連絡する ものとする。

(応援調整市町村の設置)

第3条 市町村は、大規模災害時に、被災市町村の応急応援を迅速、円滑に推進するため、あらかじめ地域ごとに応援調整市町村を定めておくものとする。

(応援の種類)

- 第4条 応援の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 応急措置等を行うに当たって必要となる情報収集及び提供
 - (2) 食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供等
 - (3) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材及び物資の提供等
 - (4) 救援及び救助活動に必要な車両等の提供等
 - (5) 救援及び救助活動並びに応急措置に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の応援等
 - (6) 被災者の一時収容のための施設の提供等
 - (7) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

(応援要請の手続き)

- 第5条 応援を受けようとする市町村は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、ロ頭、電話又は電信等 により迅速に要請を行うとともに、後日文書によって応援を行った市町村に速やかに提出するもの とする。
 - (1) 被害の種類及び状況
 - (2) 前条第2号から第4号までに掲げるものの品名、数量等
 - (3) 前条第5号に掲げるものの職種別人員
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 応援の期間
 - (6) 前各号に掲げるもののほか必要な事項

(自主応援)

- 第6条 市町村は、大規模災害と認められる災害が発生し、被災市町村への応援を必要と認めたときは、 要請を待たずに自主的に応援を行うものとする。
 - 2 前項の場合において、応援を行おうとする市町村は、応援調整市町村と十分な連絡調整を行うものとする。

(応援経費の負担)

第7条 応援に要した経費は、原則として被災市町村の負担とする。

(その他)

- 第8条 市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じて情報や資料を相互に交換するものとする。
- 2 この協定に定めない事項で、特に必要が生じた場合は、その都度、協議して定めるものとする。 第9条 この協定は、平成7年11月20日から効力を生ずるものとする。

この協定を証するため、本協定書44通を作成し、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成7年11月20日

協定者

市町村長 氏名 印(44市町村長連署)

【 運用について 】

大規模災害時の山形県市町村広域相互応援に関する協定の運用について

- 1 本協定は、運用に当たっては県と十分連携を図ることとする
- 2 第2条関係 協定書第2条に定める連絡担当課は別表1のとおりとする。
- 3 第3条関係
 - (1) 協定書第3条に定める応援調整市町村は別表2のとおりとする。
 - (2) 応援調整市町村の役割は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - ① 被災市町村の被害状況の収集と提供
 - ② 被災市町村が必要とする応援の種類等の集約及び応援市町村との連絡
 - ③ 前2号に定めるもののほか必要な事項
- 4 第4条、第5条、第6条関係
 - (1) 応援に従事する者(以下「応援職員」という。)は、応急措置の実施については、被災地の市町村長の指揮の下に行動するものとする。
 - (2) 応援職員は、応援市町村名を表示する腕章等の標識を付け、その身分を明らかにするものとする。また、 応援車両には、応援市町村名を表示する標章等を掲示し、運行するものとする。
 - (3) 応援職員は、災害の状況に応じ、必要な被服、当座の食料等を携行するものとする。
 - (4) 被災市町村は、災害の状況により必要に応じ、応援職員に対する宿舎の斡旋その他の便宜を供与する。

5 第7条関係

- (1) 阪神・淡路大震災においては、本県においても、多くの人的及び物的援助を行ったが、被害の甚大さに配慮し、かつ応援期間が短期間であったこともあり、<建築確認業務等>の長期派遣を除き、すべて自主的な応援として取り扱ったところである。
- (2) 本協定は、法的義務を踏まえながら、甚大な被害が生じた県内市町村に対し、国、県及び隣県等の応援が円滑に行われるまでの初動時での迅速な対応に重点をおいたものである。そのため、被災地市町村の経費負担を原則としながらも、両者の協議による場合はこの限りではないものとする。

6 その他

- (1) 市町村は、本協定の円滑な運用を図るため、平常時の連絡調整等を担当する幹事市町村を別表2に掲げる 市町村として代表幹事を山形市とし、この運用に定めない事項で特に必要が生じた場合は、適宜担当課長 会議を開催し、協議して定める。
- (2) この運用は、平成7年11月20日から適用する。

別表1

連絡 担 当 課

							災害用電話番号・フ	アックス番号	
市町村名	担当課	課長	課長 補佐	担当 担当者	担当者	執 務	時間中	勤務時間外(受信先名称)	
						NTT	防災無線	<i>到別分</i> ・ハード (文 ロフレイロイリ)	
○○市町村						FAX	FAX	()	

別表2

応援調整担当市

- ① 各市はそれぞれの属する地域ブロック(地方事務所及び酒田・鶴岡の各消防組合の管轄区域)の応援を調整する。また、そのブロックが順位に従って応援を実施し、更に応援が必要な場合は、次順位のブロックが応援に加わる。
- ② 第3位くらいまで順位付けをする。
- ③ 各地域ブロックの「中核的な」市にのみ負担をかけないよう配慮する。
- ④ 大規模災害を、大規模地震とそれ以外の災害の場合に分け、それぞれについて応戦体制を構築する。大規模地震の場合は、県が実施した地震対策基礎調査(被害想定調査)の結果を参考に、被災しない地域ブロックが応援を担当する。

1 大規模地震による災害発生時

被災地域		応援調整担当市			
	1)XXXIIII	第1順位	第2順位	第3順位	
	村 山	鶴岡市	酒田市	新庄市	
	最 上	上山市	米沢市	長井市	
	置賜	村山市	新庄市	鶴岡市	
庄	平野東縁 地 震	山形市	東根市	長井市	
内	県西方沖 地 震	新庄市	天童市	南陽市	

2 大規模地震以外による災害発生時

被災地域	応援調整担当市			
恢火地域	第1順位	第2順位	第3順位	
東南村山	寒河江市	南陽市	東根市	
西村山	山形市	長井市	東根市	
北村山	新庄市	天童市	寒河江市	
最 上	村山市	酒田市	鶴岡市	
東南置賜	長井市	上山市	寒河江市	
西置賜	米沢市	寒河江市	上山市	
鶴岡	酒田市	寒河江市	新庄市	
酒 田	鶴岡市	新庄市	尾花沢市	

資料2-5-3 東京都荒川区との災害時における相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関する協定書

荒川区と鮭川村は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(目的):

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第6 7条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

- 第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生 したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。 (応援の内容)
- 第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機材及 び物資の提供
 - (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
 - (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

- .第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話 その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1)被害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項
- 2 前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被災 した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は自主的に応援を行うことが できる。また、この場合、第一項の規定に基づく応援要請があったものとする。

(経費の負担)

- 第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。
- 2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援 を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合には、別途協議する。 (情報の交換)
- 第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互 に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項について は、その都度、両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1 通を保有する。

平成24年5月30日

東京都荒川区荒川2丁目2番3号

荒 川 区

荒川区長

山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番7

鮭 川 村

鮭川村長

元木洋介

資料2-5-4 埼玉県伊奈町との災害時における相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関する協定書

伊奈町と鮭川村は、次のとおり災害時における相互応援についての協定(以下「本協定」という。)を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、伊奈町と鮭川村(以下「両自治体」という。)のいずれかの自 治体区域内において、大規模災害等による被害が生じ、当該被災した自治体単独 では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本 法(昭和36年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うこ とについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応援に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の内容)

- 第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧その他の活動に必要な資機 材及び物資の提供
 - (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
 - (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項

(応援要請の手続)

- 第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話、その他の手段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路

- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項
- 2 前項による要請がない場合でも、被害が甚大であると判断された場合、かつ被 災した自治体と連絡がとれない場合には、一方の自治体は、自主的に応援を行う ことができる。また、この場合、前項の規定に基づく応援要請があったものとす る。

(応援のため派遣された職員の指揮)

第5条 応援のため派遣された職員は、被災した自治体の指揮のもとに活動するものとする。

(費用の負担)

- 第6条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。
- 2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応 援を行う自治体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定によることが難しい場合には、両自治体で別途協議する。 (情報の交換)
- 第7条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、必要に応じ、 相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第8条 本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、両自治体 が協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書を2通作成し、両自治体がそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成25年6月21日

埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地

伊奈町長 子アツオルタるこの殿所

山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番地7

鮭 川 村

^{鮭川村長} 元木洋介際

資料2-5-5 福島県桑折町との災害時における相互応援に関する協定

災害時における相互応援に関する協定書

山形県鮭川村と福島県桑折町は、災害時における相互応援について、次のとおり協定する。

(目的)

第1条 この協定は、いずれかの自治体の地域において、大規模な災害が発生し、被災した自治体独自では十分に被災者の救援その他の応急措置が実施できない場合に、災害対策基本法(昭和38年法律第223号)第67条の規定に基づき、相互に応援を行うことについて、必要な事項を定めるものとする。

(連絡担当部署)

第2条 両自治体は、あらかじめ相互応接に関する連絡担当部署を定め、災害が発生したときは、 速やかに相互に連絡するとともに、必要な情報を提供するものとする。

(応援の内容)

- 第3条 応援の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 食糧、飲料水及び生活必需物資並びにこれらの供給に必要な資機材の提供
 - (2) 被災者の牧出、医療、防疫、施設の応急復旧、その他の活動に必要な資機材及び物資の提供
 - (3) 救援活動に必要な車両その他の提供
 - (4) 救助及び応急復旧に必要な職員の派遣
 - (5) 被災者の一時収容のための施設の提供と被災者の受け入れ
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認めて要請する事項 (応援要請の手続き)
- 第4条 応援を受けようとする自治体は、次の各号に掲げる事項を明らかにし、電話その他の手 段により応援を要請し、後日、速やかに文書を提出するものとする。
 - (1) 被害の状況及び要請理由
 - (2) 必要とする資機材の品名並びに数量
 - (3) 必要とする職員の職種別人員及び応援の期間
 - (4) 応援場所及び応援場所への経路
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、応援を必要とする事項 (経費の負担)
- 第5条 応援に要した費用は、原則として応援を要請した自治体の負担とする。

- 2 応援を要請した自治体が前項に規定する費用を支弁するいとまがない場合、応援を行う自治 体は、当該費用を一時立替支弁するものとする。
- 3 前2項の規定により難い場合には、別途協議する。 (情報の交換)
- 第6条 両自治体は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう必要に応じ、相互に情報交換を行うものとする。

(協議)

第7条 この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、 両自治体が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、両自治体が署名のうえ、各1道を保有する。

700

平成26年8月12日

山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 番の7 鮭 川 村

動味え水洋へ開設

福島県伊達郡桑折町字東大隅18番地

桑折町

資料2-5-6 原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書

原子力災害時における宮城県美里町民の広域避難に関する覚書

山形県新庄市、金山町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村(以下「避難受入市町村」と総称する。)と宮城県美里町(以下「美里町」という。)は、東北電力株式会社女川原子力発電所(以下「女川原子力発電所」という。)の原子力災害時における美里町民の広域一時滞在(以下「広域避難」という。)について、美里町と災害時相互応援協定を締結している山形県最上町(以下「最上町」という。)の立会いのもと、次のとおり覚書を取り交わす。

(趣旨)

第1条 この覚書は、女川原子力発電所において原子力災害が発生し、国の指示又は 美里町の判断に基づき行う美里町民の広域避難を円滑に実施するため、必要な事項 を定めるものとする。

(広域避難の基本的事項)

- 第2条 美里町が広域避難を実施する場合、避難受入市町村は当該市町村において大 規模な災害が発生している等の正当な理由がある場合を除き、可能な範囲において 美里町民を受け入れるものとする。
- 2 避難受入市町村は、それぞれの指定避難所等公共施設のうち、あらかじめ定めた 施設の一部を美里町民の避難所(以下「避難所」という。)として提供する。ただし、 当該市町村において災害が発生した場合において、被災等により使用できなくなっ た避難所及び当該市町村の住民が使用する避難所については、この限りでない。
- 3 美里町は、広域避難が避難受入市町村の過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(広域避難の受入要請等)

第3条 美里町は、避難受入市町村に対し、広域避難の受入れを要請する場合は、電 話等により連絡するとともに、後日速やかに文書を提出するものとする。 平成28年 3月29日

避難受入市町村

山形県新庄市長 山尾順



山形県金山町長



山形県舟形町長



山形県真室川町長



山形県大蔵村長 加藤正



山形県鮭川村長 元 木 洋



山形県戸沢村長 秀



美 里 相 澤 清 町 宮城県美里町長



立 山形県最上町長 髙橋重 会 人



資料2-6 民間事業者との協定等

資料2-6-1 鮭川村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

鮭川村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書

鮭川村(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。なお、本協定の対象となる郵便局は「別紙1」のとおり。))は、以下のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、地域活性化及び 住民サービスの向上等を図ることを目的とする。

(連携事項)

- 第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項 (詳細は「別紙2」に定める。) について、業務に支障のない範囲で、取り組むものとする。
 - (1) 安心・安全な暮らしの実現に関すること
 - (2) 地域経済活性化に関すること
 - (3) 未来を担う子どもの育成に関すること
 - (4) 女性の活躍推進に関すること
 - (5) その他、地方創生に関すること
- 2 甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。 また、具体的な協力内容については、甲乙合意の上、決定する。

(協定内容の変更)

第3条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な 変更を行うものとする。

(免责)

第4条 乙は、第2条第1項の規定による協力をした場合及び協力しなかった場合のいずれにおいても、その責任を負わないものとする。

(守秘義務)

- 第5条 甲及び乙は、第2条に定める連携事項等の検討及び実施により知り得た相手方の秘密情報 を、相手方の事前の書面による承認を得ずに第三者に開示・漏えいしてはならない。
- 2 甲及び乙は、本協定が理由のいかんを問わず終了した後も、前項に定める秘密保持の資務を負う ものとする。

(有効期間)

第6条 本協定の有効期間は、締結日から令和2年3月31日までとする。ただし、本協定の有効期間が満了する日の1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

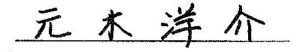
(協議)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項に関し疑義等が生じた場合は、甲乙協議 の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和2年2月10日

甲 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7 鮭川村長



乙 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 832-2 日本郵便株式会社 鮭川村内郵便局代表 鮭川郵便局長



山形県新庄市小田島町 4-18 日本郵便株式会社 新庄郵便局長

川田敏一

「別紙1」

鮭川村内郵便局及び新庄郵便局

局名	住所	電話番号	
鮭川郵便局	山形県最上郡鮭川村佐渡832-2	0233-55-2080	
京塚郵便局	山形県最上郡鮭川村京塚 1108-2	0233-55-2090	
新庄郵便局	山形県新庄市小田島町 4-18	0233-22-0902	

「別紙2」

「鮭川村と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定書」具体的連携項目

健川村(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、相互に連携することにより、双方の資源を有効に活用した協働による活動を推進し、地域活性化及び住民サービスの向上等に資するため、様々な取組を進めます。

なお、甲乙による定期的な協議を通じて、本別紙に定めのない連携項目(取組)等は、当該年度の具体的な取組として、下記に定める具体的連携項目も含め「年間計画書」を策定し、取り組みます。

1 日常の防災活動及び大規模災害発生時の対応に関すること

平常時から防災態勢の強化に取り組むとともに、鮭川村内において災害が発生した場合は、相互に緊密に連携し、一日も早い復旧を目指して取り組みます。

(主な連携内容)

- (1) 平常時においては、主に次に掲げる項目について、甲乙が連携して取り組みます。
 - ア 相互の防災計画の状況等について情報交換を行うとともに、安否情報等の連絡体制を整備 するため、その方策について協議を行い、連携強化を図ります。
 - イ 防災会議や防災訓練等への参加等により、災害発生時の体制について、相互理解を深める こととします。
- (2) 鮭川村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができることとします。
 - ア 緊急車両等としての車両の提供(所持する車両に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
 - イ 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
 - ウ 郷便局ネットワークを活用した広報活動
 - エ 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び救護対策
 - (7) 災害地の被災者に対する郵便棄書等の無償交付
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - (ウ) 被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
 - (エ) 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
 - オ 遊難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の収集・交付等、並びにこれらを確実に行うための必要な事項(注)
 - カ 株式会社ゆうちょ銀行の非常取扱い(被災地支援のための日本赤十字社等の振替口座宛ての災害義援金の無料送金など)及び株式会社かんぼ生命保険の非常取扱い(保険料払込猶予期間の延伸など)について、各社から要請があった場合の取扱い
 - キ その他、要請のあったもののうち協力できる事項
 - (注)避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届(郵便局様式)の配布・回収を含む。

(経費の負担)

上記に掲げる連携事項において、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、協力を要請した者が負担することとし、 負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

2 高齢者や子ども等の見守り活動に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、鮭川村内の高齢者や子ども 等の安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、鮭川村内で業務を行う際に、高齢者や子どもの登下校等の日常生活で何らかの異変を察知した場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

3 道路損傷等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、鮭川村内の道路における交通の安心・安全の確保を図ります。

(連携内容)

乙が、鮭川村内で業務を行う際に、鮭川村内の道路の陥没や損傷、カーブミラーの損傷、倒木、 水道の漏水、落雪及び動物の死骸等、鮭川村内の交通の安心・安全に影響を及ぼすと思われる個所 を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

4 不法投棄と思われる廃棄物等の情報提供に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、日々の業務を通じて、鮭川村内の住民の快適で安 心な生活環境の保持を図ります。

(連携内容)

乙が、鮭川村内で業務を行う際に、不法に投棄されたと思われる家電製品やタイヤ、動物の死骸等、鮭川村内における安心で快適な生活環境の保持に影響を及ぼすと思われる行為や廃棄物等を発見した場合に、甲へ情報提供を行います。

5 地域・暮らしの安心・安全に関すること

乙が保有するネットワーク等を活用し、鮭川村内において、鮭川村内の住民が安心して生活できる地域づくりを推進します。

(連携内容)

乙が、鮭川村内で業務を行う際に、住民に何らかの異変に気付いた場合、甲へ情報提供を行います。

なお、特に緊急を要するときには、乙は直接消防又は警察に通報します。

また、住民が保護を求めて乙の事業所へ避難してきた場合には、当該住民を一時保護する等、地域社会の安心・安全に貢献します。

6 地域の経済活性化に関すること

甲及び乙の保有するネットワークを活用した他地域との交流を図ることで、連携体制を強化し、鮭川村内の経済活性化を支援します。

(主な連携内容)

ふるさと納税の取組支援、観光物産展等への協力、郵便局ネットワークを活用した地域活性化支援等。

≪様式≫ 別添「避難者情報確認シート(避難先届)」及び「協定連絡票」

資料2-6-2 災害救助に関する鮭川村長と新庄市最上郡医師会長との協定書

災害救助に関する鮭川村長と新庄市最上郡医師会長との協定書

鮭川村長 津藤 太右エ門(以下「甲」という。)と新庄市最上郡医師会会長 須藤 俊亮(以下「乙」という。)とは、非常災害時における救助の万全を期するため、次により協定を締結するものとする。

(救助の協力)

第1条 乙は、鮭川村地域防災計画に基づいて甲が行う救助のうち、医療に関する救助の実施について、 この協定の定めるところにより協力するものとする。

(救護班の編成)

第2条 乙は、非常災害に備え、会員を班長とする救護班を相当数編成するものとする。

(救護班の派遣)

第3条 乙は、甲からの救護班の派遣要請があった場合は、直ちに派遣するものとする。

(医療施設の利用)

第4条 救助は、救護班によることを原則とするが、急迫した事情のある場合、医療機関に収容して救助を行う必要のある場合等において、乙は、会員の医療施設の利用について協力が得られるよう取り計らうものとする。

(救助の範囲)

第5条 乙が行う救助の範囲は、医療、助産及び死体の処理とし、その内容、山形県災害救助法施行細則 (以下「救助法施行細則」という。昭和35年山形県規則第4号)別表第1に定めるところによるも のとする。

(医療薬品及び衛生材料)

第6条 救助に必要な医薬品及び衛生材料は、原則として、新庄市最上郡医師会会員の手持ちのものを使用するものとする。ただし、甲は、必要な場合は補給の措置を講ずるものとする。

(救護班の報告)

第7条 救護班の班長は、救助を行った場合においては必要な記録を行うとともに、乙及び甲に報告する ものとする。なお、記録は、救助法施行細則第14条に定める様式により行うものとする。 (費用弁償)

第8条 甲は、この協定による救助に要した費用については、費用弁償については、費用弁償に関して必要な事項は災害救助法施行規則の規定を準用するものとする。

(扶助金)

第9条 甲は、この協定による救助活動に従事した者が、このために負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合においては、扶助金を支給するものとする。なお、扶助金に関して必要な事項は災害救助法施行(昭和22年政令第225号)の規定を準用するものとする。

(細 目)

第10条 救助の実施に関し必要な細目は、別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義の生じた事項については、甲、乙協議のうえ 決定するものとする。

この協定書の確実を期すため、この協定書を2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

平成14年1月24日

甲最上郡鮭川村長 津藤 太右工門

乙 新庄市最上郡医師会会長 須 藤 俊 亮

資料2-6-3 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定

災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定

新庄市、金山町、最上町、舟形町、真室川町、大蔵村、鮭川村及び戸沢村(以下「甲」という。)と新庄最上清掃事業組合(以下「乙」という。)は、災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、甲の区域内において災害による緊急事態が発生した場合に、乙が甲に対して実施する浄化槽汚泥、し尿、汚水及び一般廃棄物等の収集運搬等の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項)

- 第2条 甲の区域内において災害による緊急事態が発生した場合に、乙が甲に協力する事項(以下「協力 事項」という。) は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 浄化槽汚泥及びし尿の収集運搬に関すること。
 - (2) 下水道管路破損による汚水処理に関すること。
 - (3) 浄化槽の点検及び管理に関すること。
 - (4) 生活系ごみの収集運搬に関すること。
 - (5) 前各号に定めるもののほか、甲の要請による乙が協力を実施することができる事項

(要請)

- 第3条 甲は、災害により緊急事態が発生した場合において、必要があると認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、乙に対し協力事項の実施を要請するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話及び電子機器をもって要請し、事後に書面を提出することができる。
 - (1) 災害による緊急事態の状況
 - (2) 協力事項の実施を要請する理由
 - (3) 協力事項の実施を要請する施設
 - (4) 協力事項の内容
 - (5) 前各号に定めるもののほか、乙が協力事項を実施するために必要な事項

(実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、甲の指示に従い、協力事項を実施するものとする。

(報告)

- 第5条 甲は前条の規定による協力事項を実施したときは、次に掲げる事項を記載した書面をもって、速 やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話及び電子機器にて報告し、 事後の書面を提出することができる。
 - (1) 実施した協力事項の内容
 - (2) 協力事項の実施に要した資機材等の品名、数量及び作業員の人数
 - (3) 前2号で定めるもののほか、甲が協力事項の内容を確認するために必要な事項

(経費の負担)

- 第6条 乙は初期活動期間 (甲が乙に要請した日から起算して1週間をいう。以下同じ。) においては、協力事項を無償で実施するものとする。
 - (1) 初期活動期間以外の期間における乙の協力事項の実施に要する経費については、甲がこれを負担する。
 - (2) 前号の経費の算出にあたっては、災害等緊急事態が発生する直前における適正な価格を基準とし、甲及び乙が協議し決定するものとする。
 - (3) 甲は、前2号の規定により甲が負担すべき経費に相当する金額の支払について乙から適正な請求があったときは、30日以内に当該金額を乙に支払うものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書9通を作成し、甲及び乙が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成22年10月25日

甲 新庄市

新庄市長 山尾 順紀

金山町

金山町長 鈴木 洋

最上町

最上町長 高橋 重美

舟形町

舟形町長 奥山 知雄

真室川町

真室川町長 井上 薫

大蔵村

大蔵村長 加藤 正美

鮭川村

鮭川村長 元木 洋介

戸沢村

戸沢村長 渡部 秀勝

 乙 新庄最上清掃事業組合

 理事長
 斎藤 実

資料2-6-4 災害時等における物資調達に関する協定書

災害時等における物資調達に関する協定書

鮭川村(以下「甲」という。)と東北カートン株式会社(以下「乙」という。)の間に、災害救助に必要な物資等(以下「物資」という。)の緊急調達に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、鮭川村地域防災計画に定める災害及びこれに準ずる災害が 発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が乙の協力を得て行う物資 の緊急調達を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(協力要請)

第2条 甲は、災害時等において物資を必要とするときは、乙に対して物資の緊急 調達を要請することができるものとする。

(救助物資の調達範囲)

- 第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有する品目とする。なお、品目については、甲、乙が協議のうえ、必要に応じて適時見直すものとする。
 - (1) 段ボール製品(段ボールベッド、段ボールシート、段ボールケース、避難 所等で使用するもののうち、段ボールで代用が可能と思われる製品)
 - (2) その他乙の取扱商品

(協力の実施)

第4条 乙は、第2条の規定により甲の要請を受けたときは、特別な理由がない限 りに優先して、甲の要請事項を実施するものとする。

(要請手続)

第5条 甲が乙に対して行う第2条に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話をもって要請し、事後速やかに 文書を提出するものとする。

(物資の運搬・引渡し)

第6条 物資の運搬は、甲の指定する場所に、乙において搬送するものとし、甲は職員を派遣し、調達物資を確認の上、これを引き取るものとする。

(経費の負担)

- 第7条 物資の調達及び運搬に係る経費は、甲が負担する。
- 2 前項の価格は、甲及び乙が協議のうえ、災害発生時の直前時における適正な価格をもって決定するものとする。

(報告)

第8条 甲は、この協定の円滑な実施を図るため、乙に対して在庫品目、数量等に ついて資料の提出を求めることができる。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、 甲乙協議のうえ、決定するものとする。

(有効期間)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、有効期間は 1年間とする。ただし、期間満了の30日前までに、甲及び乙の一方又は双方か ら解除の申し出のない限り、さらに1年間継続するものとし、以後においても同 様とする。

この協定の締結の証として、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通 を保有する。

平成24年 6月21日

甲 山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003-7

鲑川村 村長 元木泽 電影

乙 山形県山形市高木20番地 東北カートン株式会社

取缔役社長

岩本 英昭



資料2-6-5 災害時等における応急対策活動及び生活必需品の確保、供給等に関する協定書

災害時等における応急対策活動及び生活必需品の確保、供給等 に関する協定書

鮭川村長 元木洋介(以下「甲」という。)と、もがみ北部商工会鮭川支部 支部長 山科伸也(以下「乙」という。)とは、甲が管理する道路、河川、公園、上下水道、学校等公共の用に供する施設(以下「公共施設等」という。)に災害が発生し、又は発生する恐れがある場合(以下「災害時等」という。)の迅速かつ適切な機能の維持及び回復を図るために実施する応急工事その他の災害への緊急支援活動(以下「応急対策」という。)、及び必要な物資、生活必需品等(以下「生活必需品」という。)の確保と供給に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣 旨)

第1条 この協定は、鮭川村内で発生した災害時等における公共施設等の応急 対策、及びり災者の生活維持を確保するための生活必需品の確保と供給に関 し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「災害」とは、地震、豪雨、洪水、暴風、豪雪その 他の異常な自然現象又は大規模な火災などによる被害をいう。

(協力の要請)

第3条 甲が、災害時等において必要があると認められるときは、乙に対して 公共施設等の応急対策、及び生活必需品の確保と供給の協力を要請すること ができる。

(協力の実施)

第4条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、原則として甲の 指示に基づき応急対策、及び生活必需品の確保と供給について協力するもの とする。

(要請の方法等)

- 第5条 第3条の要請は、原則として要請事項を記載した文書により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。
- 2 甲と乙は、連絡体制、連絡方法等について確認し、災害時等に支障をきた さないよう、日頃から点検及び改善に努めるものとする。

(連絡責任者)

第6条 甲及び乙は、あらかじめ応急対策、及び生活必需品の確保と供給に関する連絡責任者を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

(経費の負担)

第7条 甲の要請により、乙が応急対策、及び生活必需品の確保と供給に要した費用は、甲が負担するものとし、その費用は甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(労災補償)

第8条 応急対策、及び生活必需品の確保と供給の実施により乙の個人会員並 びに法人会員の役員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した 場合は、乙の会員の労災保険等により補償するものとする。

(損害賠償)

第9条 応急対策、及び生活必需品の確保と供給の実施に伴い損害が生じたと きは、その賠償の責について甲、乙協議のうえ定めるものとする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じた事項については、必要に応じ甲、乙協議のうえ決定するものとする。

(協定の期間)

第11条 この協定の期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、期間満了の1月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、この協定は更に1年間更新するものとし、以後についても同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、 各自その1通を保有するものとする。

平成25年5月10日

甲 鮭川村大字佐渡2007番の7

鮭 川 村 長

元木洋介圖

乙 鮭川村大字佐渡2157番3

もがみ北部商工会鮭川支部

支 部 長 ンノネート中心に記述

資料2-6-6 災害時における福祉避難所指定等に関する協定書

災害時における福祉避難所指定等に関する協定書

鮭川村(以下「甲」という。)と社会福祉法人鮭川厚生会(以下「乙」という。)は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が発生した場合における福祉避難所の指定等について、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、鮭川村地域防災計画に基づき、甲が乙の施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、 災害時その施設に福祉避難所を開設し、運営することについて、乙に協力を要請するに当たり、必要な 事項を定めるものとする。

(指定施設)

第2条 甲が、福祉避難所として指定する乙の施設は次のとおりとする。

所在地:山形県最上郡鮭川村大字石名坂589-1

施設名:特別養護老人ホーム ひめゆり荘

(協力の要請)

第3条 甲は、村指定避難所(以下「避難所」という。)が開設された場合で、避難所での生活が困難な 災害時要援護者(以下「要援護者」という。)があると認めるときは、乙が前条に掲げる施設(以下「乙 の施設」という。)における福祉避難所の開設及び甲が指定する要援護者の当該福祉避難所への受け入 れを要請するものとする。なお、要援護者には村外から避難している人も含まれる。 (受入等)

- 第4条 乙は、前条の規定による甲の要請があったときは、当該要援護者の受入れの可否を速やかに判断 し当該可否を甲に連絡するものとする。この場合において、乙は、できる限り甲の要請を受け入れよう 努めるものとする。
- 2 福祉避難所への要援護者の移送については、原則として当該要援護者の家族又は介護者(以下「家族」 という。)が行う。ただし、家族等による移送が困難な場合は、甲は、福祉避難所への移送を行うよう 努めるものとし、乙は、甲から当該移送について協力依頼があった時には、可能な範囲内において当該 移送に協力するものとする。
- 3 甲は、家族等を要援護者とともに福祉避難所に避難させることができるものとし、乙は、家族等を避難所に避難した者として受入を行うものとする。
- 4 乙は、前条の規定による甲の要請がない場合において、乙の施設に避難した者を、避難所での生活が困難である要援護者であると認め、乙の施設に受け入れたときは、遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 5 甲は、乙の施設に避難してきた者を前項の規定による乙の報告に基づき要援護者であると認めるときは、前条の規定による甲の申請により乙に受け入れられたものとみなす。この場合において、乙が当該要援護者の家族等と受け入れているときは、その家族については、第3項の規程を適用する。
- 第5条 乙が要援護者を受入れ期間(以下「受入期間」という。)は、受入れの日か起算して7日以内と する。
- 2 前項の規程にかかわらず、甲が必要と認める場合は、必要最小限の範囲内で延長できるものとし、甲 乙協議して定めるものとする。
- 3 乙は、受入期間が終了したときは、福祉避難所を閉鎖するものとする。 (物資の提供等)
- 第6条 乙は、受け入れた要援護者及びその家族等に対し、必要な食糧、被服、寝具その他の生活必需品 (以下「物資」という。)を提供するとともに、要援護者の日常生活の支援並びに当該要援護者が必要 とする福祉サービス及び保健医療サービスを受けるための支援に努めるものとする。
- 2 甲は、乙が物資の提供等福祉避難所の運営を行うに当たり、物資が不足する場合は、可能な範囲内で 福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。

(経費の負担)

- 第7条 甲は、災害救助法(昭和22年法律第118号)その他関連法令の定めるところにより、甲の要請に基づき乙が負担した福祉避難所の開設又は運営に関する費用を負担するものとする。
- 2 前項の費用の算定方法は、家族とは避難所に避難した者として算定するものとする。
- 3 甲は、乙から第1項の費用の支払いについて請求があったときは、遅滞なく乙に支払うものとする。 (秘密の保持)
- 第8条 乙は、次条に定めるものを除くほか、要援護者の受入れに伴い知り得た秘密を他に漏らしてはならない。この協定の終了後又は解除後においても、同様とする。

(個人情報の保護)

- 第9条 乙は、この協定による事務を処理するため個人情報を取扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。この協定の終了後又は解除後においても同様とする。 (甲の解除権)
- 第10条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この協定を解除することができる。
 - (1) 受け入れた要援護者または家族等に対する乙の対応が著しく誠意を欠くと認められるとき。
 - (2) 乙が正当な理由ながなくこの協定を誠実に履行しないとき、または履行する見込みがないと認められるとき。
 - (3) 乙が福祉避難所の運営を維持することができないと認められるとき。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成26年3月31日までとする。

ただし、有効期間満了日の前までに甲又は乙から何らかの意志表示がないときは、この協定の有効期間 を当該満了の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

2 乙は、前項の意思表示を行うときは、文書により甲に通知するものとする。 (協議)

第13条 この協定に定めのない事項又は疑義の生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。 (円滑な運用)

第14条 甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるように、平素から情報の交換を行い、甲乙の連携を図るものとする。

この協定の締結を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成25年11月7日

甲 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003-7

鮭川村長 元木洋介

乙 山形県最上郡鮭川村大字石名坂 589-7 社会福祉法人鮭川厚生会

理事長 高橋隆夫

資料2-6-7 災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

災害時における緊急物資輸送及び緊急物資拠点の運営等に関する協定書

鮭川村(以下「甲」という。)とヤマト運輸株式会社山形主管支店(以下「乙」という。)は、地震その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合(以下「災害時」という。)における物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

- 第1条 この協定は、災害時の貨物自動車による物資等の輸送並びに物資拠点施設の 運営に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。 (協力要請)
- 第2条 甲は、災害時に、次条に掲げる業務を遂行するため、乙の協力を得る必要があるときは、乙に対し貨物自動車、運転者等(以下「車両等」という。)の提供および救援物資の輸送の協力並びに物資拠点施設の運営を要請することができるものとし、乙は、甲の要請に基づき可能な限り、要請に協力するものとする。
- 2 甲の乙に対する前項の規定による要請は、甲が別途定める第1号様式により業務 の内容、期間等を指定して文書で行う。ただし、緊急を要する場合は、口頭で協力 を要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

(業務の内容)

- 第3条 この協定により、甲が乙に対し協力を要請する業務(以下「本業務」という。) は、次のとおりとする。
 - (1) 災害救助に必要な生活必需品等の輸送業務
 - (2) 災害緊急対策実施のために必要な資機材等の輸送業務
 - (3) 支援物資等の保管施設の運営業務
 - (4) その他甲が必要とする応急対策業務

(事故等)

第4条 乙の提供した貨物自動車が、故障その他の理由により物資等の輸送を中断したときは、乙は、乙が可能と認める範囲で、速やかに当該貨物自動車を交換してその輸送を継続するものとする。

(業務報告)

第5条 乙は、甲の要請に基づき第3条の本業務を実施したときは、当該業務の終了 後速やかに甲が別途定める第2号様式により業務実施内容を甲に報告するものと する。

(費用の負担)

第6条 乙が第3条の本業務を実施した場合に要した費用は、甲が負担する。

2 前項の費用については、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議 のうえ決定するものとする。

(費用の請求及び支払い)

- 第7条 乙は、本業務の終了後、当該業務に要した前条の費用について甲に請求する ものとする。
- 2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかにその費用を乙に 支払うものとする。

(連絡先等確認)

第8条 甲および乙は、物資等の輸送並びに物資拠点施設の運営に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先および連絡責任者・担当者を定めるものとする。この場合において、内容の変更が生じた場合は、速やかに甲が別途定める第3号様式により相手先に報告するものとする。

(雑則)

第9条 この協定に定めのない事項およびこの協定に関し疑義が生じたときは、その 都度甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第 10 条 この協定は、平成 26 年 2 月 25 日からその効力を有するものとし、甲乙 いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

以上、この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の うえ、各自1通を保有する。

平成 26年 2月 25日

甲 山形県最上郡鮭川村大字佐渡 2003 の 7

^{無別村長}元木洋介際開

乙 山形県山形市上柳48-1 ヤマト運輸株式会社 山形主管支店

主管支店長

車浩治學學

資料2-6-8 災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書

災害時における応急対策用燃料(液化石油ガス)等の供給応援に関する協定書

鮭川村(以下「甲」という。)と山形県LPガス協会最上支部(以下「乙」という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害(以下「災害」という。)が鮭川村内で発生した場合に、乙が甲に対して実施する応急対策用燃料としての液化石油ガス及び甲が設置する避難所等(住民が自主的に避難した地域集会所等で、甲が鮭川村避難所と指定していないものも含む。)で使用する液化石油ガス用燃焼器具の供給(以下「供給応援」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(応援の要請)

- 第2条 甲は、災害が発生した場合に、乙に供給応援を要請することができる。
- 2 前項の要請は、次に掲げる事項を記載した書面(様式第1号)により行うものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等により要請し、事後に書面を提出するものとする。
 - (1) 災害の状況及び供給応援を要する理由
 - (2) 供給応援を必要とする品目名とその数量
 - (3) 供給応援を必要とする場所及び当該場所に既に液化石油ガスが供給されている 場合はその販売所等
 - (4) 供給応援を必要とする期間及び活動内容
 - (5) 供給応援を実施した場合の第4条の規定に基づく報告を提出する課等名
 - (6) その他参考となる事項

(実施)

- 第3条 乙は、甲から供給応援の要請を受けたときは、乙に加盟する販売所等と連絡調整を行い、特別な事情がない限り、供給応援を実施するものとする。
- 2 供給応援に当たっては、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律 (昭和42年法律第149号)を遵守し、乙の指示に基づき乙に加盟する販売所等が 適正に実施するものとする。

(報告)

- 第4条 乙又は乙に加盟する販売所等は、前条の規定に基づき供給応援を実施した場合は、次に掲げる事項を記載した書面(様式第2号)により、速やかに甲に報告するものとする。ただし、特に緊急を要する場合は、電話等をもって報告し、事後に書面を提出するものとする。
 - (1) 供給応援を実施した品目名とその数量
 - (2) 供給応援を実施した日時及び場所
 - (3) 供給応援実施者名

- (4) 立会い確認者名
- (5) その他必要事項

(連絡責任者)

第5条 甲及び乙は第2条の規定による応援の要請に関する事項の伝達及びこれに関する連絡を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとする。連絡責任者を変更したときも同様とする。

(経費の負担)

- 第6条 第3条の規定による供給応援のために要する経費は、甲が負担する。
- 2 前項の経費の算定に当たっては、液化石油ガス及び液化石油ガス用燃焼器具の価格は、災害が発生する直前における通常の価格を基準とする。 (有効期間)
- 第7条 この協定の有効期間は、協定締結の目から3年間とする。ただし、期間満了の 3か月前までに甲又は乙から解除の申し出がない場合は、この協定の有効期間を当該 満了の日の翌日から起算して更に3年間延長するものとし、以後も同様とする。 (協議)
- 第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成27年12月18日

甲 山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7

^{鮭川村長} 元 木洋介屋

乙 新庄市中道町8番12号 山形県LPガス協会最上支部

支部長 青木為人動

資料2-6-9 災害時における葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定書

災害時における棺及び葬祭用品の供給並びに遺体の搬送等の協力に関する協定

鮭川村長 元木 洋介(以下「甲」という。)と山形県葬祭業協同組合 理事長 青柳 春美(以下「乙」という。)は、鮭川村域において地震等により大規模な災害 が発生した場合(以下「災害時等」という。)における棺及び葬祭用品の供給並びに 遺体の搬送等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(総則)

第1条 この協定は、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力の要請)

- 第2条 甲は、災害時等に次の業務について、必要が生じた場合、乙に対し協力を 要請するものとする。
 - (1) 棺及び葬祭用品の供給並びに作業等の役務の提供
 - (2) 遺体安置施設等の提供
 - (3)遺体の搬送
 - (4) その他、必要とする事項

(協力の実施)

第3条 乙は、甲の要請を受けたときは、連携の上その他の業務に優先して前条に 掲げる業務を実施するものとする。

(燃料確保への協力)

第4条 甲は、緊急災害時の支援を乙に依頼する際、可能な限りガソリン等燃料の 確保に協力するものとする。

(報告)

第5条 乙は、甲の要請により第2条に掲げる業務を実施したときは、速やかに実施内容を、甲に報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 甲は、乙が実施した第2条に掲げる業務にかかる経費を負担するものとする。

(経費の請求)

第7条 乙は、業務が完了したときは、会員の業務実績を集計し、甲にそれぞれ一 括して請求するものとする。

(経費の支払)

第8条 甲は、前条の規定に基づき、こからの請求を受けて経費を支払うものとする。

(価格の決定)

第9条 甲が負担する経費の価格は、乙においては、災害時等の直前における適正 価格を基準として甲乙協議して決定するものとする。

(支援体制の整備)

第10条 乙は、災害時に於ける円滑な協力体制が図られるよう、広域における応援 体制整備及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

(実施細目)

第11条 この協定の実施に関し、必要な手続きその他の事項は、実施細目で定める ものとする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じたときは、その都度、甲乙が協 議して決定するものとする。

附則

1

1.この協定の有効期限は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有 効期限終了前1ヶ月までに甲乙いずれからも何らかの意思表示がないときは、期 「限終了の日から1年間この協定は更新され、以下同様とする。

2.この協定を証するため、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通 を所有する。

平成29年04月01日

甲 山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7

鮭川村長 元 木 洋

乙 山形県東根市宮崎二丁目1番3 山形県葬祭業協同組合

理事長 青柳春



資料2-6-10 災害時の協力に関する協定書

災害時の協力に関する協定書

鮭川村(以下「甲」と言う。)と東北電力株式会社新庄営業所(以下「乙」と言う。)は、災害時の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(日的)

第1条 甲、乙は、人規模地震及び台風等の災害発生に伴い、大規模な停電等 が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、住民の生活と安全を確保するために電力設備の迅速かつ円滑な復旧を図るものとする。

(災害情報の提供)

- 第2条 甲,乙は、それぞれ相互に迅速に災害情報を提供するものとする。
- 2 乙は、大規模な停電等が発生した場合、停電地域、停電戸数、停電の原因、 停電発生時間等の情報を甲に提供するものとする。

(市町村災害対策本部への社員の派遣)

- 第3条 大規模地震及び台風等による大規模な災害により停電等が発生,あるいは発生の恐れがあり、甲が災害対策本部を設置した場合,乙は必要に応じ甲が設置した災害対策本部に社員を派遣するものとする。
- 2 派遣された社員は、災害情報の収集・伝達等に関する窓口となり、必要に 応じ各種調整を図るものとする。

(電力設備の復旧)

- 第4条 災害により大規模な停電が発生した場合、乙は、乙の供給管轄区域内 の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら医療機関(総 合病院)、災害復旧対策の中枢となる官公署・避難場所等への電力設備の復旧 を可能な限り優先して実施するものとする。
- 2 前項の電力設備の復旧にあたり、電源車等の復旧設備の使用については、 乙の判断によるものとする。

(復旧作業に対する協力)

第5条 積雪,なだれ、土砂災害、倒木等により甲が管理する道路が通行不能 となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、甲は当該区間の迅速な道 路復旧作業に努めるものとする。 (資材置場等の確保に対する協力)

第6条 災害時において乙の電力復旧作業に必要な資材置場,駐車場およびへ リポート等の確保にあたっては、甲は乙の要請に協力するよう努めるものと する。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、甲、乙協議のう え決定するものとする。

この協定を証するため、甲、乙記名押印のうえ各自1通を保有するものとする。

平成 30 年 4 月 10 日

甲 最上郡鮭川村大字佐渡2003番地の7

鮭川村長 元木洋介



乙 新庄市大手町1番20号 東北電力株式会社新庄営業所

所長 及川博俊



資料2-6-11 災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協定書

災害時等における電動車両及び給電装置の貸与に関する協力協定

山形県鮭川村(以下「鮭川村」という。)、山形三菱自動車販売株式会社(以下「山形三菱」 という。)は、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 本協定は鮭川村内で自然災害や大規模停電、その他住民の生命・身体及び 財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれがある緊急の事態が発生した場合に おいて、鮭川村が、山形三菱に対して電動車両(以下「車両」という。)及び 車両からの給電を行う装置(以下「給電装置」という。)の貸与を要請する際に 必要な事項を定めるものとする。

、(協力要請)

- 第2条 鮭川村は、災害時等の応急対応や災害復興のために車両及び給電装置を必要 とするとき、山形三菱に対して車両及び給電装置の貸与を要請(以下「協力要請」 という。)するものとする。

> 但し、山形三菱が休日にて連絡が不可の場合は、山形三菱登録販売店の(鮭川 地区)千川原自動車工場に協力要請をするものとする。

(協力要請方法)。

- 第3条 前条の規定による協力要請は、次に掲げる事項を記載した書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭又は電話等により要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。
 - (1) 協力要請を行った者の職・氏名
 - (2) 車両及び給電装置の貸与を必要とする場所
 - (3) 現地担当者の職・氏名
 - (4) 協力要請の理由
 - (5) 協力要請する車種及び台数
 - (6) 協力要請の期日及び引き渡し場所
 - (7) その他必要な事項

(協力)

- 第4条 鮭川村からの協力要請があった場合には、山形三菱は速やかに車両及び給電 装置を確保し、危険性等を考慮し可能な範囲内で鮭川村に貸与するものとする。
- 2 山形三菱は、協力要請に基づき、引渡し場所へ車両及び給電装置を搬送する ものとする。
- 3 鮭川村は、車両及び給電装置の安全な輸送路の選択及び通行に協力するもの とする。
- 4 引渡しの日時は鮭川村及び山形三菱が協議して決定するものとする。

(使用上の留意事項)

- 第5条 鮭川村は、山形三菱より貸与を受けた車両及び給電装置を以下のとおり使用 するものとする。
 - (1) 使用条件を守り、安全な場所で使用する。
 - (2) 鮭川村内において使用する。
 - (3) 車両及び給電装置が故障若しくは何らかの理由により使用できなくなった場合は、山形三菱に遠やかに連絡をする。

(賠償および保険)

- 第6条 車両及び給電装置の使用中又は協力要請中に発生した損害の賠償については 次のとおりとする。
 - (1) 事故等により、鮭川村及び山形三菱が第三者に与えた物的及び人的被害については、その損害に帰責事由がある者が補償責任を負うものとする。 責めに帰すべき事由が不明の場合は、鮭川村及び山形三菱が協議の上、その賠償にあたるものとする。
 - (2) 前号の場合において、鮭川村が賠償責任を負う場合の車両の保険適用については、貸与した車両が加入している自動車保険によるものとする。 ただし、自動車保険の自己負担額及び保険対象外の経費については、鮭川村が負担するものとする。
 - (3) 車両及び給電装置の引渡しの往復路における事故により第三者に与えた物的及び人的被害については、山形三菱が、補償責任を負うものとする。
 - (4) 車両及び給電装置の故障、車両物損等の修理費用の負担割合については 鮭川村及び山形三菱が協議し決定するものとする。

(実績報告)

No.

第7条 山形三菱は、本協定第4条1項の規定により車両及び給電装置を貸与したときは、次に掲げる事項を記載した書面を鮭川村に提出するものとする。

- (1) 貸与した車両及び車両登録番号
- (2) 貸与した場所
- (3) 貸与した日数及び走行距離
- (4) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 本協定に基づく車両及び給電装置の貸与に係る費用については無償とする。 ただし貸与日数が7日を超える場合には、8日目以降は鯥川村が、車両及び 給電装置一式について費用を負担するものとし、車種別の日単価については 鮭川村と山形三菱が別途協議する。

(費用の決定)

第9条 前条ただし書に規定する費用の算定に当たっては、災害時等の直前における 適正価格を基準として鮭川村及び山形三菱が協議の上、決定するものとする。

(費用の支払)

- 第10条 山形三菱は、前条の規定により決定した費用について、鮭川村に請求する ものとする。
- 鮭川村は山形三菱からの前項の請求があった場合、速やかに山形三菱に 2 支払うものとする。

(通知)

第11条 鮭川村は、要請の内容等に関して重要な変更が生じたときは、その都度山形 三菱に通知するものとする。

(実施細目)

第12条 本協定を実施するために必要な事項については、鮭川村及び山形三菱が協議 の上実施細目で定めるものとする。

(協議) 第13条 本協定に定めない事項及び本協定の解釈に疑義が生じた場合については、実 施細目に定めるものの他、鮭川村及び山形三菱が協議の上、決定するものとす る。

(有効期間)

第14条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間 が満了する1ヶ月前までに鮭川村又は山形三菱から何らかの意思表示がないと きは、期間満了の日の翌日から1年間、本協定は更新されるもにとし、以後も 同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、鮭川村及び山形三菱及び登録販売店 (鮭川地区)千川原自動車株式会社が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和元年12月26日

鮭川村

山形県最上郡鮭川村大字佐渡2003番の7

山形三菱

山形県山形市五十鈴3丁目1番6号 山形三菱自動車販売株式会社 代表取締役社長

小野勉



協力要請休日対応 山形三菱登録販売店

山形県最上郡鮭川村大字京塚1407番の7

手川原自動車工場

代表子川原康

資料2-6-12 災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書

災害時等における宿泊施設の提供に関する協定書

鮭川村(以下「甲」という。)と鮭川村羽根沢温泉旅館組合(以下「乙」という。)は、 地震・風水害その他の災害又は武力攻撃事態等(以下「災害等」という。)の発生時に おける宿泊施設、入浴及び食事の提供等(以下「宿泊施設の提供等」という。)に関す る協定を次のとおり締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、災害等発生時又は水害に備えた早期避難時において、高齢者等特 段の配慮が必要な方(以下「要配慮者」という。)の避難を甲が速やかに実施するた め、乙の甲に対する協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(要請)

- 第2条 甲は、災害等発生時において、要配慮者の避難所の確保及び遠やかな避難について、乙に対し、協力を要請することができる。
- 2 甲の要請の方法は、乙に対し、次に掲げる事項を記載した協力要請書(様式1)を もって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、FAX等により要請し、 事後速やかに文書を送付するものとする。
 - (1) 要請を行った者の職・氏名及び担当者の職・氏名
- (2) 要請理由
 - (3) 要請內容
 - (4) 履行の場所
 - (5) 履行の期日又は期間
 - (6) その他必要な事項

(要請する業務の範囲)

- 第3条 前条の規定による要請に基づき、乙が実施する業務の範囲は、概ね次に揚げるものとする。ただし、これにより難い場合は、甲乙協議の上別途定めるものとする。
 - (1) 乙の組合員(又は乙)が所有する宿泊施設への宿泊、入浴及び食事の提供
 - (2) 前号の業務を実施するにあたっての空室等の状況の把握及び調整
 - (3) その他必要とする事項

(実施)

- 第4条 乙は、甲から第2条の規定による協力の要請を受けたときは、要請事項を実施するための措置を速やかにとるものとする。
- 2 乙は、前項の規定により業務を実施した場合は、甲に対し、その状況を次に掲げる 等項を記載した業務実施報告書(様式 2)により報告するものとする。ただし、緊急 を要する場合は、電話、FAX等により報告し、事後遠やかに文書を提出するものと する。
 - (1) 履行の場所

- (2) 受入人数、提供部屋数、食事その他の履行内容
- (3) 履行の期日及び期間
- (4) その他必要な事項

(受入対象期間)

第5条 宿泊施設等への受入対象期間は、原則として、甲による要請により、宿泊施設等へ受入対象者が入所した日から退所する日までの間とする。ただし、これにより難い場合は甲乙協議の上別途定めるものとする。

(宿泊施設等への対象者の割振り)

- 第6条 宿泊施設等への対象者の割振りは甲が行うものとする。
- 2 甲は、前項の割振りを災害等発生後速やかに行えるよう、受入施設、受入可能人数、 受入順等について、事前に乙との連絡調整を行うものとする。

(経費)

第7条 甲は、第3条の規定により乙が実施した業務に係る経費(以下「経費」という。) ′を負担するものとし、経費の額は、甲乙協議の上別途定めるものとする。

(受入実績の報告と経費の請求)

- 第8条 乙は、業務が完了したときは、速やかに次に掲げる事項を記載した受入実績報告書(様式3)を甲に提出するとともに、請求書により甲に対して経費を請求するものとする。
 - (1) 氏名、性別及び年齢
 - (2) 住所
 - (3) 宿泊期間及び泊数
 - (4) 金額
 - (5) 特記事項

(経費の支払い)

第9条 甲は、前条の規定により乙から経費の請求があった場合は、請求書を収受した 日から30日以内に支払うものとする。

(その他)

第 10条 この協定に定めのない事項は又はこの協定に定める事項に関し疑義や変更が 生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

(協定の有効期間・解除)

第 11 条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、有効期間満 了の日から1ヶ月前までに、甲乙いずれからも文書による協定解除の意思表示がない ときは、更新されたものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2部を作成し甲乙記名押印の上、それぞれ記名押 印のうえ各1通を保有するものとする。 令和 2年 7月 6日

甲 最上郡鮭川村大字佐渡2003-7

^{鮭川村長} 元木洋介

乙 最上郡鮭川村大字中渡 鮭川村羽根沢温泉旅館組合

粗合表加藤昌秀

資料3 災害危険箇所等

資料3-1 土砂災害危険箇所等一覧

資料3-1-1 地すべり危険箇所(国土交通省所管)一覧

No.	箇所 番号	箇 所 名	位 置	面 積 (ha)	人家 戸数	法指定 の有無	対策工 の有無	指定年月日	危険度
1	163	小和田	大字中渡字小和田		25	無	無	_	С
2	164	羽根沢	大字中渡字羽根沢		5	無	無	_	В
3	165	小 杉	大字曲川字小杉		22	無	無	_	В
4	166	中 沢	大字曲川字中沢	14. 80	22	有	有	S. 48. 2. 23	A
5	167	下牛潜	大字京塚字牛潜		18	無	無	_	В
6	168	大芦沢	大字曲川字大芦沢		26	無	無	_	A
7	169	田の沢	大字曲川字田の沢	40. 40	45	有	有	S. 39. 3. 31	A
8	170	芦 沢	大字曲川字芦沢	39. 48	24	有	有	S. 42. 4. 28 S. 57. 3. 27	A
9	171	羽根沢(2)	大字中渡字羽根沢		15	無	無	_	В
10	171	上絵馬河	大字川口字上絵馬河		21	無	無	Н. 14. 3. 25	

資料:山形県県土整備部砂防・災害対策課 平成29年2月末

資料3-1-2 地すべり危険地区(林野庁所管)一覧

番号	位 置	保安林等	地がり 防止区域	治山事業 進捗状況	面積 (ha)	人家	公共施設	道路
1	中渡字堂の峯	無	無	一部概成	21. 2	14	0	県
2	中渡字水上沢	無	無	無	10. 2	0	0	県
3	曲川字関所	無	無	無	53. 4	4	0	田丁
4	曲川字太平	無	無	無	42. 6	11	0	県
5	曲川字居口	無	無	無	62. 1	6	0	県
6	曲川字楢山	無	無	無	58. 7	0	0	農
7	曲川字岡田地先	無	無	無	11. 1	2	0	村
8	曲川字田敷	無	無	無	62. 5	5	0	林
9	中渡字清水田	無	無	無	5. 5	17	0	_
10	中渡字前林	無	無	概成	38. 9	30	0	県
11	中渡字鷹ノ巣沢	無	無	無	15. 4	7	0	県
12	川口字八石	無	無	無	30. 3	0	0	_
13	曲川字太平	無	無	無	3. 3	0	0	_
14	京塚字牛潜山	無	無	無	8. 7	7	0	村

資料: 県地域防災計画資料編

「危険箇所は林野庁所管の総点検時(平成3~4年)」

「ただし、法指定、保安林等および治山事業進捗状況は、平成4年度末現在」

資料3-1-3 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

只作			双心大凹川 克	1		1	
N	危険箇所		phar b		地 形		人家
No.	区分	危険箇所番号	箇所名	傾斜度(゚)	長さ(m)	高さ(m)	戸数
1	I	6701	田ノ沢	45	40	9	0
2		6702	芦沢(1)	33	115	30	2
3		6703	本村(1)	41	280	30	5
4		6704	温泉	45	150	90	3
5		6705	清水田	39	440	40	13
6		6706	新淵	35	185	17	5
7		6707	石名坂	34	280	20	26
8		6708	新道	30	170	40	9
9		6709	川口	45	540	50	23
10		6710	上牛潜	36	300	20	6
11	П	6701	大芦沢(1)	45	35	10	1
12		6702	大芦沢(2)	38	80	30	2
13		6703	大芦沢(3)	35	70	35	1
14		6704	田ノ沢(2)	43	40	14	1
15		6705	芦沢(2)	31	50	11	1
16		6706	芦沢(3)	36	50	15	1
17		6707	丸森	35	105	6	4
18		6708	岡田(1)	37	70	50	1
19		6709	岡田(2)	36	90	30	2
20		6710	岡田(3)	30	50	15	1
21		6711	川崎(1)	40	40	11	1
22		6712	川崎(2)	32	60	20	1
23		6713	本村(2)	30	60	16	1
24		6714	本村(3)	30	60	20	1
25		6715	段ノ下	30	45	14	1
26		6716	京塚	32	85	17	2
27		6717	目下	41	55	11	1
28		6718	下牛潜	37	170	20	4
29		6719	上牛潜(2)	35	100	15	2
30		6720	上絵馬河	34	40	13	1
31		6721	下絵馬(1)	32	200	40	4
32		6722	下絵馬(2)	40	35	8	1
33		6723	下絵馬(3)	30	70	22	1
34		6724	泉川(1)	38	115	15	3
35		6725	泉川(2)	30	95	11	3
	<u> </u>			<i>γ/π</i> -		LPARKET DD -	<i>></i> /⊔05 10

資料:急傾斜地危険箇所DBデータ(H25.12現在)

資料3-1-4 土石流危険渓流一覧

M	17八	渓流	マタ	河川友	河法女	武士	流域面積		保全対象	· 象	砂防
No.	区分	番号	水系名	河川名	渓流名	所在	(km²)	人口	戸数	公共	施設
1	I	30-01	最上川	鮭川	つつみ沢	大字川口	0.06	33	7	1箇所	無
2		30-02	最上川	鮭川	石神沢	大字川口	0. 15	24	5	1箇所	有
3		30-03	最上川	鮭川	八幡沢	大字川口	0.03	52	11	1箇所	有
4		30-04	最上川	鮭川	寺の上	大字川口	0.06	5	1	1箇所	無
5		30-05	最上川	鮭川	源蔵沢	大字佐渡	0. 23	38	8	1箇所	有
6		30-06	最上川	鮭川	重薙沢	大字向居	0.05	42	9	1箇所	有
7		30-07	最上川	曲川	月山沢	大字曲川	0. 15	38	8		無
8		30-09	最上川	曲川	新沢	大字中渡	0.03	80	17		無
9		30-11	最上川	最上内川	たてあと沢	大字京塚	0.01	24	5		無
10		30-12	最上川	最上内川	猿鼻沢	大字京塚	0. 26	61	13	1箇所	有
11		30-13	最上川	最上内川	延べ沢	大字京塚	0.03	28	6		無
12		30-14	最上川	最上内川	山の神沢	大字京塚	0.03	28	6		無
13		30-15	最上川	最上内川	てっき沢	大字石名坂	0.04	52	11	1箇所	無
14		30-16	最上川	最上内川	はさ口沢	大字石名坂	0.02	66	14		無
15		30-18	最上川	羽根沢川	すずみた沢	大字中渡	0. 13	9	2	1箇所	無
16		30-19	最上川	鮭川	前沢	大字川口	0. 12	0	0	1箇所	有
17		30-20	最上川	曲川	八石沢	大字中渡	0.05	14	3	1箇所	無
18		30-21	最上川	曲川	田の沢	大字曲川	0.09	24	5		無
19		30-28	最上川	鮭川	米沢	大字川口	0.3	5	1	1箇所	無
20		30-30	最上川	羽根沢川	羽根沢2	大字中渡	0.75	5	1	1箇所	無
21		30-31	最上川	最上内川	湯舟沢	大字京塚	0. 28	19	4	1箇所	有
22		30-32	最上川	最上内川	府の宮沢	大字京塚	0.04	52	11	1箇所	無
23		30-33	最上川	鮭川	弥吉沢	大字庭月	0. 27	52	11	1箇所	有
24		30-34	最上川	絵馬河川	下絵馬河沢	大字川口	0.05	14	3	1箇所	無
25		30-35	最上川	絵馬河川	上絵馬河沢 1	大字川口	0.02	28	6		無
26		30-36	最上川	絵馬河川	上絵馬河沢 2	大字川口	0.04	5	1		無
27	П		最上川	曲川	治兵衛田沢	大字曲川	0.03	9	2		無
28		30-10	最上川	最上内川	寺山沢	大字京塚	0.02	19	4		無
29		30-22	最上川	曲川	上芦沢	大字曲川	0. 11	14	3		無
30		30-23	最上川	曲川	芦沢	大字曲川	0.32	9	2		無
31		30-24	最上川	西郡川	木の根坂沢1	大字庭月	0. 2	9	2		無
32		30-25	最上川	西郡川	木の根坂沢2	大字庭月	0.04	9	2		無
33		30-26	最上川	西郡川	木の根坂沢3	大字庭月	0.03	0	0		無
34		30-27	最上川	曲川	大山沢川	大字曲川	0.64	9	2		有
35		30-29	最上川	羽根沢川	羽根沢1	大字中渡	0.23	19	4		無
36		30-37	最上川	荒沢川	荒沢1	大字京塚	0.04	5	1		無
37		30-38	最上川	荒沢川	荒沢 2	大字京塚	0.03	5	1		無

注)人口、戸数は重複分を調整した数値

資料: 土石流危険渓流データ (H15.3 県公表データ)

資料3-1-5 山腹崩壊危険地区一覧

番号	位置	保安林等	治山事業	3	公共施設等	Ž
省 万	15. 追.	休女外寺	進捗状況	人家	公共施設	道路
1	大字曲川字日山	無	無	4	1	_
2	大字曲川字滝ノ沢	有	一部概成	1		
3	大字曲川字丸森	無	概成	_	_	_
2	大字中渡字新渕	無	無	9	_	_
3	大字中渡字前林	有	一部概成	4	_	_
4	大字中渡字小和田	有	一部概成	_	_	_
5	大字京塚字市の坪	無	一部概成	21	_	_
6	大字京塚字府の宮	無	無	4	_	_
7	大字京塚字牛潜山	無	無	3	_	_
8	大字川口字絵馬河山	無	無	3	_	_
9	大字川口字絵馬河	有	一部概成	1	_	_
10	大字川口字寒水沢山	無	概成	4	_	_
11	大字川口字泉川浦山(1)	有	概成	10	_	村
12	大字川口字泉川浦山(2)	無	無	5	_	_
13	大字川口字泉川前山	無	無		_	県
14	大字川口字寒水沢	無	概成	2	_	_

資料:山形県農林水産部林業振興課

資料3-1-6 崩壊土砂流出危険地区一覧

			沙山車米		公共施設等	
番号	位置	保安林等	治山事業 進捗状況	人家	公共 施設	道路
1	大字川口字絵馬河山	無	無	3	_	村
2	大字川口字泉川前山	無	無	10	_	_
3	大字川口字米山	無	無	10	_	_
4	大字向居字浦山	無	一部概成	8	_	村
5	大字向居字浦山	無	無	8		_
6	大字中渡字前林	無	一部概成	25	1	県
7	大字中渡字新渕	無	一部概成	7		_
8	大字中渡字楯野	無	無	8		_
9	大字中渡字堂ヶ峰	無	一部概成	4	_	_
10	大字中渡字かにや沢	無	一部概成	1	_	_
11	大字中渡字水上沢	無	一部概成	1	1	県
12	大字中渡字上ノ山	無	無	_	1	県
13	大字京塚字牛潜山	無	一部概成	13	1	村
14	大字京塚字湯舟沢	無	無	52	1	県
15	大字京塚字佐渡沢	無	無	_	-	_
16	大字曲川字田ノ沢	無	一部概成	3		県
17	大字曲川字田敷	無	無	5	_	県
18	大字曲川字日山	無	無	1	_	県
19	大字曲川字日山	無	無	18	1	村
20	大字曲川字早坂	無	一部概成	2		県
21	大字京塚字下牛潜	無	一部概成	5	_	県

資料:山形県農林水産部林業振興課

資料3-1-7 地すべり防止区域(国土交通省所管)一覧

No.	箇所 番号	箇所名	位 置	面 積 (ha)	対策工の 有無	指定年月日	告示番号	危険度
1	166	中 沢	大字曲川字中沢	14. 80	有	S. 48. 2. 23	350	A
2	169	田の沢	大字曲川字田の沢	40. 40	有	S. 39. 3. 31	1122	А
3	170	芦 沢	大字曲川字芦沢	39. 48	有	S. 42. 4. 28 S. 57. 3. 27	1567	А
4	171	上絵馬河	大字川口字上絵馬河	8. 90	有	Н. 14. 3. 25	230	А

注)危険箇所番号及び危険度はH9年度地すべり危険箇所調査報告書による

資料: 県資料 (H28. 3. 11 現在)

資料3-1-8 急傾斜地崩壊危険区域一覧

No.	危険箇所番号	区域名	位 置	面積(ha)	告示年月日	施行状況	危険度
1	6705	清水田	大字中渡	2. 94	H8. 3. 29	概	A
2	6703	本村	大字曲川	0.64	H8. 7. 12	概	A
3	6709	川口	大字川口	5. 65	S58. 9. 6	概	A
4	6708	新道	大字京塚	1. 16	H7. 3. 31	概	A
5	6707	石名坂	大字石名坂	0.51	S44. 12. 26	概	A
6	6718	下牛潜	大字京塚	1.85	H14. 12. 20	概	記載が
7	6710	上牛潜	大字京塚	1. 96	H15. 05. 13	概	記載炒
8	6711	観音寺	大字観音寺	0.87	H20. 01. 22	概	記載が

注) 危険度はH3 年度急傾斜地崩壊危険箇所調書による

資料:急傾斜地崩壊防止区域指定箇所一覧データ(H25.12 現在)

資料3-1-9 砂防指定地一覧

番号	幹川名	渓流名	支渓名	告示年月日	告示番号	備考
1	鮭川	小芦沢川	(小芦沢)	S40. 5. 28	建1389	一般渓流
2	鮭川	中沢川		S41. 7. 26	建2351	一般渓流
3	鮭川	羽根沢川		S46. 8. 17	建1446	一般渓流
4	鮭川	大芦沢川		S47. 8. 21	建1492	一般渓流
5	鮭川	羽根沢川		S47. 8. 31	建1529	一般渓流
6	鮭川	小芦沢川		S48. 10. 5	建2032	一般渓流
7	鮭川	松坊沢		S48. 10. 5	建2032	一般溪流
8	鮭川	羽根沢川		S50. 1. 21	建44	一般渓流
9	鮭川	源蔵沢		S51. 5. 31	建899	危険渓流
10	鮭川	源蔵沢		S53. 1. 27	建61	危険渓流
11	鮭川	羽根沢川	松坊沢	S57. 1. 13	建34	一般溪流
12	鮭川	板嵐川	ナガネ沢	S57. 1. 13	建34	一般渓流
13	鮭川	田沢川	南又沢	S59. 3. 9	建528	一般渓流
14	鮭川	大山沢川	滝の沢	S59. 12. 1	建1602	一般渓流
15	鮭川	前沢	左沢	S61. 10. 28	建1714	危険渓流
16	鮭川	松坊沢	小松坊沢	H1. 1. 26	建110	一般渓流
17	鮭川	猿鼻沢	道心沢	H2. 2. 6	建201	一般渓流
18	鮭川	八幡沢		H5. 8. 11	建1686	危険渓流
19	鮭川	弥吉沢		H5. 8. 11	建1686	一般溪流
20	鮭川	湯舟沢		H5. 8. 11	建1686	危険渓流

資料: 県資料 (H28.3.11 現在)

資料3-1-10 土砂災害警戒区域·土砂災害特別警戒区域一覧

		危険箇所			土砂災害警	戒区域	土砂災害特別	警戒区域
No.	危険箇所名	番号	自然災害の現象	所在地	告示番号	告示 年月日	告示番号	告示 年月日
1	温泉	1-6704	急傾斜地の崩壊	大字中渡	県告第 219 号	H19. 03. 13	県告第 221 号	H19. 03. 13
2	川口-1	1-6709-1	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 1081 号	H20. 12. 16	県告第 1087 号	H20. 12. 16
3	川口-2	1-6709-2	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 1081 号	H20. 12. 16	県告第 1087 号	H20. 12. 16
4	川口-3	1-6709-3	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 1081 号	H20. 12. 16	県告第 1087 号	H20. 12. 16
5	川口-4	1-6709-4	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 1081 号	H20. 12. 16	県告第 1087 号	H20. 12. 16
6	八幡沢	30-03	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		
7	寺の上沢	30-04	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		
8	石神沢-1	30-02-1	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		
9	石神沢-2	30-02-2	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		
10	前沢	30-19	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		
11	京塚	2-6716	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
12	猿鼻沢	30-12	土石流	大字京塚	県告第 1081 号	H20. 12. 16		
13	湯舟沢	30-31	土石流	大字京塚	県告第 1081 号	H20. 12. 16	県告第 1087 号	H20. 12. 16
14	寺山沢-1	30-10-1	土石流	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
15	寺山沢-2	30-10-2	土石流	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
16	たてあと沢	30-11	土石流	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
17	本村 1-1	1-6703-1	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
18	本村 1-2	1-6703-2	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28		
19	本村2	2-6713	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
20	本村3	2-6714	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
21	目山沢	30-07	土石流	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
22	清水田	1-6705	急傾斜地の崩壊	大字中渡	県告第 1081 号	H20. 12. 16	県告第 1087 号	H20. 12. 16
23	小和田-1	163-1	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
24	小和田-2	163-2	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
25	小和田-3	163-3	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
26	小和田-4	163-4	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
27	芦沢1	1-6702	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
28	芦沢2	2-6705	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
29	芦沢3	2-6706	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
30	上芦沢	30-22	土石流	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
31	芦沢	30-23	土石流	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
32	大山沢川	30-27	土石流	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28		
33	芦沢-1	170-1	地すべり	大字曲川	県告第774号	H22. 09. 24		

		危険箇所	自然災害の		土砂災害警	戒区域	土砂災害特別	警戒区域
No.	危険箇所名	番号	現象	所在地	告示番号	告示 年月日	告示番号	告示 年月日
34	芦沢-2	170-2	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
35	芦沢−3	170-3	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
36	芦沢-4	170-4	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
37	芦沢-5	170-5	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
38	芦沢-6	170-6	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
39	芦沢-7	170-7	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
40	芦沢-8	170-8	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
41	芦沢-9	170-9	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
42	芦沢-10	170-10	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
43	新渕	1-6706	急傾斜地の崩壊	大字中渡	県告第774号	H22. 09. 24	県告第 779 号	H22. 09. 24
44	岡田1	2-6708	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第 219 号	H19. 03. 13	県告第 221 号	H19. 03. 13
45	岡田 2	2-6709	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第 219 号	H19. 03. 13	県告第 221 号	H19. 03. 13
46	岡田3	2-6710	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第 219 号	H19. 03. 13	県告第 221 号	H19. 03. 13
47	川崎1	2-6711	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第 219 号	H19. 03. 13	県告第 221 号	H19. 03. 13
48	川崎2	2-6712	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第 219 号	H19. 03. 13	県告第 221 号	H19. 03. 13
49	中沢-1	166-1	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
50	中沢-2	166-2	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
51	中沢-3	166-3	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
52	中沢−4	166-4	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
53	新沢	30-09	土石流	大字中渡	県告第 174 号	H18. 03. 07		
54	八石沢	30-20	土石流	大字中渡	県告第 174 号	H18. 03. 07		
55	つつみ沢	30-01	土石流	大字川口	県告第 174 号	H18. 03. 07	県告第 175 号	H18. 03. 07
56	弥吉沢-1	30-33-1	土石流	大字庭月	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
57	弥吉沢-2	30-33-2	土石流	大字庭月	県告第823号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
58	てっき沢	30-15	土石流	大字石名坂	県告第823号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
59	はさ口沢	30-16	土石流	大字石名坂	県告第 823 号	H19. 08. 28		
60	石名坂	1-6707	急傾斜地の崩壊	大字石名坂	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
61	府の宮沢	30-32	土石流	大字京塚	県告第 823 号	H19. 08. 28		
62	荒沢1	30-37	土石流	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28		
63	荒沢2	30-38	土石流	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
64	新道	1-6708	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第 1081 号	H20. 12. 16	県告第 1087 号	H20. 12. 16
65	すずみた沢	30-18	土石流	大字中渡	県告第823号	H19. 08. 28		
66	羽根沢1	30-29	土石流	大字中渡	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
67	羽根沢-1	164-1	地すべり	大字中渡	県告第774号	H22. 09. 24		

		危険箇所			土砂災害警		土砂災害特別	警戒区域
No.	危険箇所名	番号	自然災害の現象	所在地	告示番号	告示 年月日	告示番号	告示
68		164-2	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	平月日 H22. 09. 24		年月日
69	羽根沢 2-1	171-1	地すべり	大字中渡	県告第774号	H22. 09. 24		
70	羽根沢 2-2	171-2	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
71	羽根沢 2-3	171-3	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
72	羽根沢 2-4	171-4	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
73	羽根沢 2-5	171-5	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
74	羽根沢 2-6	171-6	地すべり	大字中渡	県告第 774 号	H22. 09. 24		
75	下絵馬河沢	30-34	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
76	下絵馬河 1-1	2-6721-1	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
77	下絵馬河 1-2	2-6721-2	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
78	下絵馬2	2-6722	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 823 号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
79	下絵馬3	2-6723	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 823 号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
80	治兵衛田沢	30-08	土石流	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
81	田の沢	30-21	土石流	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
82	田の沢-1	1-6701-1	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
83	田の沢-2	1-6701-2	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
84	大芦沢 1-1	2-6701-1	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
85	大芦沢 1-2	2-6701-2	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
86	大芦沢 2	2-6702	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
87	大芦沢 3	2-6703	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
88	田の沢 2	2-6704	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
89	大芦沢-1	168-1	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
90	大芦沢-2	168-2	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
91	大芦沢-3	168-3	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
92	大芦沢-4	168-4	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
93	大芦沢-5	168-5	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
94	田の沢-1	169-1	地すべり	大字曲川	県告第774号	H22. 09. 24		
95	田の沢-2	169-2	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
96	田の沢-3	169-3	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
97	田の沢-4	169-4	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
98	田の沢-5	169-5	地すべり	大字曲川	県告第 774 号	H22. 09. 24		
99	延べ沢	30-13	土石流	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
100	山の神沢	30-14	土石流	大字京塚	県告第823号	H19. 08. 28		
101	上絵馬河沢1	30-35	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		

		D.D.A.Kr			土砂災害警	対	土砂災害特別	警戒区域
No.	危険箇所名	危険箇所 番 号	自然災害の現象	所在地	告示番号	告示 年月日	告示番号	告示 年月日
102	上絵馬河沢 2	30-36	土石流	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		
103	上絵馬河	2-6720	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 823 号	H19. 08. 28		
104	重薙沢	30-06	土石流	大字向居	県告第823号	H19. 08. 28		
105	源蔵沢	30-05	土石流	大字佐渡	県告第 823 号	H19. 08. 28		
106	木の根坂沢1	30-24	土石流	大字庭月	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
107	木の根坂沢 2-1	30-25-1	土石流	大字庭月	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
108	木の根坂沢 2-2	30-25-2	土石流	大字庭月	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
109	木の根坂沢3	30-26	土石流	大字庭月	県告第823号	H19. 08. 28		
110	丸森-1	2-6707-1	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
111	丸森-2	2-6707-2	急傾斜地の崩壊	大字曲川	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
112	日下	2-6717	急傾斜地の崩壊	大字佐渡	県告第 774 号	H22. 09. 24	県告第 779 号	H22. 09. 24
113	泉川1	2-6724	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28	県告第824号	H19. 08. 28
114	泉川 2-1	2-6725-1	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第 823 号	H19. 08. 28	県告第 824 号	H19. 08. 28
115	泉川 2-2	2-6725-2	急傾斜地の崩壊	大字川口	県告第823号	H19. 08. 28		
116	小杉-1	165-1	地すべり	大字曲川	県告第 774 号 H22. 09. 24			
117	小杉-2	165-2	地すべり	大字曲川	県告第 774 号 H22. 09. 24			
118	上絵馬河-1	Ј30-Н001-1	地すべり	大字川口	県告第 175 号 H26. 02. 28			
119	上絵馬河-2	J30-H001-2	地すべり	大字川口	県告第 175 号	H26. 02. 28		
120	上絵馬河-3	J30-H001-3	地すべり	大字川口	県告第 175 号	H26. 02. 28		
121	下牛潜-1	167-1	地すべり	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28		
122	下牛潜-2	167-2	地すべり	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28		
123	下牛潜-3	167-3	地すべり	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28		
124	上牛潜-1	1-6710-1	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28	県告第 180 号	H26. 02. 28
125	上牛潜-2	1-6710-1	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28	県告第 180 号	H26. 02. 28
126	上牛潜-3	1-6710-1	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28	県告第 180 号	H26. 02. 28
127	下牛潜-1	2-6718-1	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28	県告第 180 号	H26. 02. 28
128	下牛潜-2	2-6718-2	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28	県告第 180 号	H26. 02. 28
129	上牛潜 2	2-6719	急傾斜地の崩壊	大字京塚	県告第 175 号	H26. 02. 28	県告第 180 号	H26. 02. 28
130	堂の峰1	J30-H002-1	地すべり	大字中渡	県告第 138 号	H28. 02. 12		
131	堂の峰2	J30-H002-2	地すべり	大字中渡	県告第 138 号	H28. 02. 12		
132	関所	Ј30-Н003	地すべり	大字曲川	県告第 138 号	H28. 02. 12		
133	大平	Ј30-Н004	地すべり	大字曲川	県告第 138 号	H28. 02. 12		
134	居口	J30-H005	地すべり	大字曲川	県告第 138 号	H28. 02. 12		
135	田敷	Ј30-Н007	地すべり	大字曲川	県告第 138 号	H28. 02. 12		
136	中渡	Ј30-Н009	地すべり	大字中渡	県告第 138 号	H28. 02. 12		
137	牛潜山	Ј30-Н010	地すべり	大字京塚	県告第 138 号	H28. 02. 12		
					計 137 億	<u>——</u>	計 63 億	<u>——</u>

資料:鮭川村の区域指定状況(県HPより H28.3.11 現在)

資料3-2 重要水防箇所一覧

資料3-2-1 重要水防箇所(国管理)一覧

貝科の	水	- 1 <u>里安水</u> 防固所(国官理)一見 重要水防箇所											
	系				里安小沙店			Т	作				
NT.	•		luk A	4-4-		堤	方(m)		勿	新堤・	対策水	警報	/++: -+x.
No.	河川名	距離標	地名 (大字)	左右 岸別	種 別	A	В	A	В	破堤・ 旧川跡	防工法	基準 水位	備考
1		9.3~ 11.2	向居	右岸	堤防高		1, 538 1, 538				積土の うエ		
2		9. 2~ 12. 0	向居	右岸	法崩れ		2, 307 769				築き廻 し工 土のう 羽口工		詳細点検
3		10.7~ 11.2	川口	左岸	堤防高		906 856				積土の		
4		10.8~ 11.2	ЛП	左岸	法崩れ		1, 016 110				築き廻 し工 土のう 羽口工		詳細点検
5		10.7~ 10.8	川口	左岸	漏水					50	月の輪 釜段工		詳細点検
6		10.8 ~ 11.3	川口	左岸	漏水						月の輪 釜段工		詳細点検
7		11.3~	川口 (泉田 川)	左岸	法崩れ		502 0				築き廻 し工 土のう 羽口工		詳細点検
8	最上	11.3~ 11.8	上大渕	左岸	堤防高		884 884				積土の う工		
9	最上川水系	13.2 ~ 15.2	庭月	左岸	堤防高		1, 678 1, 678				土のう	真木	
10	ボ・鮭川	13.2 ~ 15.2	庭月	左岸	堤防断面		1, 678 0					3.5m	
11)11	13. 2~ 15. 2	庭月	左岸	新堤防					1, 795			
12		13. 2	庭月	左岸	工作物				1				樋門
13		13.2~	庭月	左岸	工作物				1				樋門
14		13.9 ~ 14.0	庭月	右岸	新堤防					50			
15		13.9 ~ 14.0	観音寺	右岸	堤防高		50 50				積土の		
16		13.9 ~ 14.0	観音寺	右岸	堤防高		50 0				築き廻 し工 土のう 羽口工		
17		14. 12	庭月 観音寺	左右岸	工作物				1				橋梁
18		14. 9	観音寺	右岸	工作物				1				樋門
19		15.0 ~ 16.0	観音寺	右岸	堤防高		938 938				積土の		
20		15.0 ~ 16.0	観音寺	右岸	堤防断面		938				築き廻 し工 土のう 羽口工		

	水				重要水防管	節所							
No.	系•		地名	左右			坊(m)		作 勿	新堤・	対策水	警報 基準	備考
110.	河川名	距離標	(大字)	岸別	種 別	A	В	A	В	破堤• 旧川跡	防工法	水位	C. HI
21		15.0 ~ 16.0	観音寺	右岸	新堤防					775			
22		16.0 ~ 16.1	庭月	左岸	漏水					100	月の輪 釜段工		
23		16.0 ~ 16.1	庭月	右岸	堤防高		130 130				積土の うエ		
24	最上川水系	16.0 ~ 16.1	庭月	右岸	堤防断面		130				築き廻 し工 土のう	真木	
25	・鮭川	17.4 ~ 17.6	庭月	右岸	漏水					246	羽口工 月の輪 釜段工	3.5m	
26		18.0 ~ 18.2	庭月	左岸	漏水					150	月の輪 釜段工		
27		18.2 ~ 18.4	岩木	右岸	漏水					150	月の輪 釜段工		
28		19.3 ~ 19.4	岩木	右岸	漏水					100	月の輪 釜段工		

注意1:重要度の堤防延長の上段は、各評定種別延長の合計値

注意2:重要度の堤防延長の下段は、重複を考慮した総合評定延長

資料: 県水防計画(令和4年度)

資料3-2-2 重要水防箇所(県管理)一覧

見れてい	,	E女小小儿	が、一つ、	- -	己					
				重要水源	方箇所					
No.	河 水系 名 ·	合流点からの距離	地名 (大字)	左右岸別	種別	重要度	延長 (m)	想定水防工 法名	警報 基準 水位	備考
1	最上川水系 沼前川	0.00 ~ 2.00	佐渡	右岸	堤防高	В	2, 000	積土のう工		直轄鮭川水防箇所 に準拠
2	最上川水系 泉田川	0.6 ~ 1.4	川口	右左岸	堤防高	В	800	積土のう工		直轄鮭川水防箇所 に準拠

資料: 県水防計画(令和4年度)

資料3-3 村内のため池等一覧

No.	ため池名称	所在地	満水面 積(ha)	貯水量 (m³)	築造年代	老朽度等	被害想定 戸数(人数)
1	楢山ため池第二	曲川字日山(上野)	1.0	2,800	昭和1~ 19	堤体補修要す	2戸(9人)
2	作助堤	曲川字目山(本村)	3.0	6,000	大正	堤体補修要す	10戸(50人)
3	家裏山田ため池	庭月字大谷地(谷地)	1.0	3, 600	昭和20~ 39	堤体、洪水吐補修 要す	1戸(4人)
4	大谷地ため池第一	庭月字大谷地(谷地)	18. 0	28, 000	明治	通常の維持管理で 対応可能	30戸 (120人)
5	大谷地ため池第二	庭月字大谷地(谷地)	0.6	12, 000	明治	通常の維持管理で 対応可能	0戸(0人)
6	山田ため池	中渡字山田(段の下)	1.0	1,800	昭和20~ 39	堤体、洪水吐補修 要す	7戸(28人)
7	八石ため池	中渡新淵字(段の下)	0.4	1, 280	大正	堤体補修要す	3戸(10人)
8	米ため池	川口字米山(米)	3.0	16, 800	大正	通常の維持管理で 対応可能	11戸(42人)
9	石神沢ため池	川口字神沢(左道)	9.0	72,000	明治	通常の維持管理で 対応可能	10戸(55人)
10	堤沢ため池第一	京塚字萱刈沢(なし)	2.0	4,800	明治	堤体、洪水吐補修 要す	0戸(0人)
11	五枚沢ため池第一	京塚字五枚田沢(なし)	3.0	12,000	昭和1~ 19	通常の維持管理で 対応可能	0戸(0人)
12	五枚沢ため池第二	京塚字五枚田沢(なし)	0.7	7, 600	昭和1~ 19	堤体補修要す	0戸(0人)
13	五十刈ため池	川口字二又沢(なし)	1.5	5, 400	明治	堤体、洪水吐補修 要す	0戸(0人)
14	忍兵衛ため池	川口字二又(なし)	1.0	3, 200	大正	堤体補修要す	0戸(0人)
15	沢田ため池	川口字山梨沢(なし)	0.5	1, 190	昭和1~ 19	堤体補修要す	0戸(0人)
16	七蔵堤	佐渡字松沢山(なし)	1.2	5, 400	昭和1~ 19	洪水吐補修要す	0戸(0人)
17	観音沢ため池	川口絵馬河山(上絵馬河)	1.0	3,000	昭和1~ 19	堤体、洪水吐補修 要す	1戸(5人)
18	上牛潜堤	京塚字牛潜山(なし)	0.7	1,840	昭和1~ 19	堤体、洪水吐補修 要す	0戸(0人)
19	上牛潜堤	京塚字牛潜山(なし)	0.7	1,840	昭和1~ 19	堤体、洪水吐補修 要す	0戸(0人)
20	裏の沢ため池	京塚字牛潜山(なし)	3.0	66, 000	昭和1~ 19	堤体補修要す	0戸(0人)
21	大久保沢ため池	川口下絵馬河(鶴田野)	10. 0	98, 000	昭和1~ 19	補修済み	35戸 (140人)
22	小舟山ため池第一	石名坂(小舟山)	2. 1	38, 000	大正	補修済み	31戸 (124人)
		1		l .	l .		\V

資料:山形県農業用ため池データベース(令和3年3月31日現在)

資料3-4 地吹雪危険箇所一覧

No.	路線番号	路線名	危険箇所延長	備考
1	10	下牛潜・真室川線	2, 200m	1級村道
2	44	叶口・上絵馬河線	2,500 (1,500+1,000) m	2級村道
3	45	泉川・泉ヶ丘線	950m	2級村道
4	46	泉ヶ丘・上新田線	450m	その他村道
5	54	日下·佐渡線	650m	2級村道
6	71	岩木・中の瀬線	250m	1級村道
7	91	岡田·小坂線	400m	2級村道
8	102	楢山・中渡線	1,500 (900+600) m	2級村道

資料:村地吹雪危険箇所(H11 村内資料)

資料3-5 雪崩危険箇所一覧

				法的規制等の状況							
No.	箇所名	所在地	雪崩危険 斜面面積 (㎡)	交省) 地すべり危険箇所(国	野庁) 地すべり危険箇所(林	造改善局) 地すべり危険箇所(構	(I) 急傾斜地崩壊危険箇所	(II) 急傾斜地崩壊危険箇所	に準ずる斜面(皿)	人家戸数	備考
1	芦沢 (1)	大字曲川	8, 140	1			1			2	
2	温泉	大字中渡	32, 460		1		1			8	
3	清水田	大字中渡	29, 570		1		1			13	
4	新渕	大字中渡	12, 360				1			8	
5	中渡	大字中渡	47, 950		1					10	
6	川口前田	大字川口	24, 650				1			21	
7	叶口	大字川口	3, 400							5	
8	京塚(1)	大字京塚	20, 120				1			11	
9	石名坂	大字石名坂	44, 280				1			34	
10	上牛潜(1)	大字京塚	11, 460				1			7	

資料:山形県県土整備部砂防・災害対策課 平成15年3月現在

資料4 防災施設・設備等

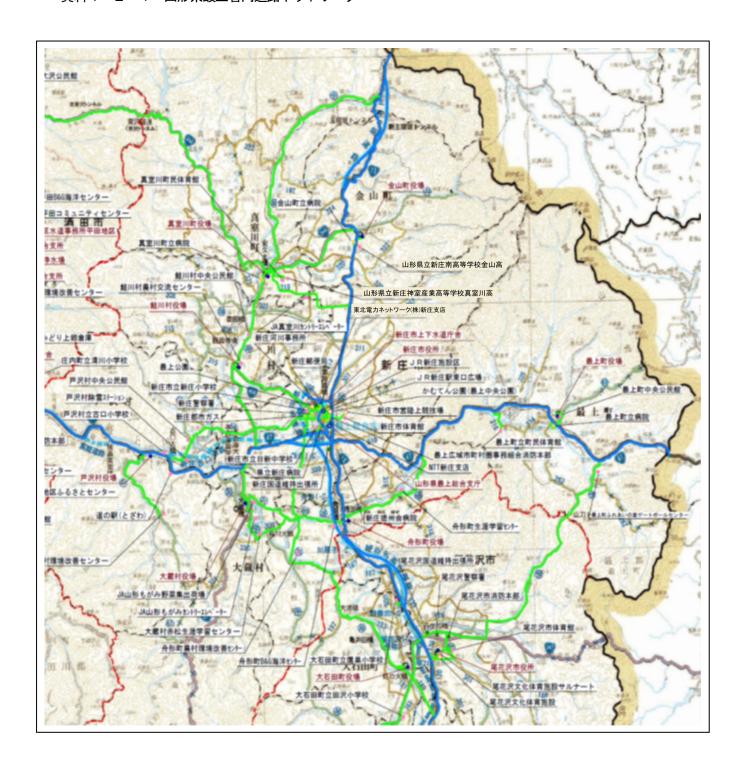
資料4-1 村保有車両状況

貝科4一	1 个体有单则认沉			
No.	車名	装備等	事前登録の 有無	備考
1	トヨタ ハイエース			公民館
2	トヨタ ハイエースバン			
3	トヨタ プレミオ			
4	ミツビシ アウトランダー	PHEV		
5	スズキ アルト			
6	トヨタ エスティマハイブリット			
7	ミツビシ パジェロ	ウインチ		
8	トヨタ ブィッツ			
9	ハイエースワゴン			
10	トヨタカローラ アクシオ			
11	ミツビシ ekワゴン			
12	スバル インプレッサ			
13	スズキ セルボG			
14	ホンダ アクティー			
15	スズキ エブリィ			鮭の子館
16	スズキ エブリィ			
17	スズキ エブリィ			エコパーク
18	ニッサン バネット			
19	スズキ キャリー			
20	スズキ キャリー			エコパーク
21	カローラ フィールダー	外部スピーカー		
22	ヒノ リエッセ			福祉バス
23	ヒノ リエッセ			福祉バス
24	ヒノ メルファ			スクールバス
25	ミツビシ フソーローザー			スクールバス
26	ミツビシ フソーローザー			スクールバス
27	ミツビシ フソーローザー			スクールバス
28	ミツビシ フソーローザー			スクールバス
29	ミツビシ フソーローザー			スクールバス
30	トヨタ コースターLX			スクールバス
31	トヨタ コースターLX			スクールバス
32	トヨタ コースターLX			スクールバス
33	トヨタ ハイエースコミューター			スクールバス
34	トヨタ ハイエースコミューター			スクールバス

資料:村資料(令和3年度村各会計歳入歳出決算書より)

資料4-2 緊急輸送道路及び避難路

資料4-2-1 山形県最上管内道路ネットワーク



資料4-2-2 村内の緊急輸送道路及び避難路一覧

No.	指定路線名	備考
1	国道 458 号	県緊急輸送道路ネットワーク路線
2	主要地方道 真室川鮭川線	県緊急輸送道路ネットワーク路線
3	主要地方道 新庄鮭川戸沢線	
4	一般県道 曲川新庄線	
5	一般県道 平田鮭川線	
6	一般県道 西郡居口線	
7	一般県道 神田川口線	
8	その他村道	

資料4-3 村防災行政無線等の整備状況

			名称・設置場所等	数量	備考
村防災行政無	同報系	無線子局	役場	1	
線			佐渡	1	
			鶴田野	1	
			上大渕1	1	
			上大渕2	1	
			真木	1	
			下絵馬河	1	
			上絵馬河	1	アンサーバック対応
			泉川	1	
			川口	1	
			左道	1	アンサーバック対応
			向居	1	アンサーバック対応
			段の下	1	
			中渡	1	アンサーバック対応
			清水田	1	
			小和田	1	
			羽根沢	1	
			温泉	1	アンサーバック対応
			上野	1	アンサーバック対応
			小杉	1	アンサーバック対応
			本村	1	アンサーバック対応
			中組	1	アンサーバック対応
			芦沢	1	アンサーバック対応
			田の沢	1	アンサーバック対応
			大芦沢	1	アンサーバック対応
			木の根坂	1	アンサーバック対応
			谷地	1	, , , , , , , , , ,
			岩木	1	
			岩下	1	
			高土井	1	
			西村	1	
			観音寺	1	
			石名坂	1	
			小反	1	
			下牛潜	1	
			水野新田	1	
			小舟山	1	アンサーバック対応
			上牛潜	1	7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
			新道	1	
			京塚	1	<u> </u>
			石名坂 2	1	<u> </u>
			小計	41	

			名称・設置場所等	数量	備考
村防災行政無	同報系	戸別受信機	上絵馬河	18	上絵馬河公民館 他
線			下絵馬河	16	下絵馬河公民館 他
			泉川	37	泉川中央公民館 他
			鶴田野	1	鶴田野公民館 他
			川口	32	川口公民館 他
			左道	1	左道公民館 他
			米	9	米公民館 他
			向居	21	向居公民館 他
			上大渕	32	上大渕公民館 他
			日下一区	2	農協鮭川支店 他
			目下二区	6	
			佐渡	2	佐渡公民館 他
			真木	18	真木公民館 他
			松沢	10	松沢公民館 他
			段の下	30	段の下公民館 他
			中渡	47	中渡公民館 他
			清水田	13	
			小和田	17	小和田公民館 他
			羽根沢	12	羽根沢公民館 他
			温泉	15	羽根沢温泉多目的集会所 他
			庭月	24	庭月公民館 他
			西村	11	西村公民館 他
			観音寺	36	観音寺公民館 他
			高土井	30	高土井公民館 他
			岩下	23	岩下公民館 他
			岩木	32	岩木公民館 他
			谷地	20	谷地公民館 他
			上野	14	上野公民館 他
			小杉	15	小杉公民館 他
			本村	23	本村公民館 他
			中組	31	中組公民館
			下芦沢	19	下芦沢公民館 他
			上芦沢	6	上芦沢公民館 他
			田の沢	15	田の沢公民館 他
			大芦沢	12	大芦沢公民館 他
			木の根坂	10	木の根坂公民館 他
			丸森	5	AT THE PARTY OF TH
			上石名坂	1	石名坂多目的集会所 他
			中石名坂	1	
			下石名坂	1	
			南石名坂		
			小反	2	小反公民館、農協大豊支店 他
			水野新田	13	水野新田公民館 他
			小舟山	8	小舟山公民館、ひめゆり荘 他

			T	I	
			名称・設置場所等	数量	備考
村防災行政無	同報系	戸別受信機	上牛潜	7	
線			下牛潜	19	下牛潜公民館 他
			新道	7	新道公民館 他
			府の宮	25	府の宮公民館 他
			上京塚	25	京塚多目的集会所 他
			中京塚	35	
			下京塚	25	
			山月立	19	山月立公民館 他
			公共施設等	8	中央公民館、鮭川小学校、鮭川中学校、
					保健センター、太陽館、エコパーク、鮭
					の子館、鮭川駐在所 他
			計	860	

資料:村資料(令和4年3月末現在)

資料4-4 最上広域消防本部の消防施設等整備状況

資料4-4-1 消防装備の概要

分類	名称	個数
放	ジェットシューター	58
放水器具	フォグガン	4
~	特殊ノズル	17
	高発砲器	2
	エアホームノズル	11
照	発電機	24
照明器具	投光器 500 w	6
~	投光器 300w・250w	9
	携帯用投光器	42
重	油圧ジャッキ	8
重量物排除器具	油圧スプレッダー	2
除器	可搬式ウインチ	2
具	救助用支柱器具	2
	ワイヤーロープ	12
切	空気鋸	2
切断器具	油圧切断機	5
	エンジンカッター	5
	ガス溶断器	2
	チェーンソー	5
	コンクリート・鉄筋切断用チェーンソー	1
破煙	万能斧	14
宏器 1	携帯用コンクリート破壊器具	1
	削岩機	2
	ハンマードリル	4
	ハンマー	15
呼吸	空気呼吸器	79
呼吸保護器具	酸素呼吸器	6
器具	防塵マスク	11
	送排風機	2
	エアラインマスク	2
	耐熱防火衣	8

分類	名称	個数
そ	高圧ガス防災工具	2
の	緊急用防災工具	7
他	マルチガス測定器	9
	小型動力ポンプ	10
	エアーテント	2
	送排風機	2
<u></u>	救命索発射銃	2
股 救 助	空気式救助マット	3
般救助器具	梯子(3 連式)	16
	梯子(2 連式)	2
	かぎ付き梯子	5
	救助用担架	6
	スノーボード	1
	耐電衣	2
水	救命艇(船外機付)	1
水難救助器具	救命胴衣	43
器具	救命浮輪	17
	ウェットスーツ	9
救	心電図計	8
救急用器買	自動心肺蘇生装置	7
貿	電動式吸引器	10
	ショックパンツ	8
	減圧式全身ギブス	5
	マジックギブス	4
	EOG減菌器	5
	減菌線ロッカー	1
	自動人工呼吸器	8
	携帯用人工酸素蘇生器	9
	除細動器(AED含む)	17
	伝送装置	2
	輸液ポンプ	3
	バックボード	20

資料:消防年報令和4年版第52号

資料4-4-2 消防車両一覧

所		J	動機	ポンプ性能		
属	車両名	出力 (PS)	排気量 (kw)	車名 型式	級 別 放水量	備考
本	司令車(トヨタマーク X)	203	2. 49L	土人	////工	
部	指揮車(三菱パジェロ)	190	3. 20L			
нь	予防車(日産エクストレール)	110	1. 99L			
	予防車(三菱デリカ)	110	2. 35L			平成 28 年度消防協会寄贈
	搬送車(トョタハイエース)	151	2. 75L			1774 = 1 × 114174 100 × 1474
	搬送車(トョタコースター)	150	4. 00L			
	事務連絡車(三菱ミニキャブバン)	64	0. 65L			
消	普通消防自動車(日野デュトロ)	150	4. 00L	モリタ 2 段バランス	A-2	
防	普通消防自動車(いすずエルフ)	140	4. 77L	モリタ2段バランス	A-2	
署	水槽・キャフス付消防車 (日野レンジャー)	220	6. 40L	長野ポンフ NF75	A-2	タンク水量 2,000L
	水槽付消防車(イスズ フォワード)	177	5. 19L	GM イチハラ GM12	A-2	タンク水量 5,000L
	救助工作車(日野レンジャー)	220	6. 40L			
	梯子車(日野プロフィア)	380	8.86L			30m
	救助支援車 (いすゞエルフ)	150	2. 99L			
	高規格救急車(日産パイメディック)	240	3. 49L			JA 共済寄贈高規格救急車
	高規格救急車(日産パイメディック)	240	3. 49L			
	高規格救急車(トョタハイメディック)	240	2. 69L			
北	普通消防自動車(三菱キャンター)	155	5. 24L	モリタ2段バランス	A-2	
支署	高規格教急車(トヨタハイメディック)	111	2. 69L			平成 28 年度アステラス製 薬寄贈
18	連絡車(ダイハツハイゼットカーゴ)	64	0. 65L			
南	普通消防自動車(日野デュトロ)	150	4. 00L	長野ポンフ NF75	A-2	1,600L 水槽付
支	高規格救急車(トヨタハイメディック)	111	2. 69L			平成23年度山形県高度救
署						急搬送整備事業補助金交付
	連絡車(ダイハツハイゼットカーゴ)	64	0. 65L	EBD-S331V		最上地区各農業協同組合寄 贈、山形県共済農業協同組 合寄贈
東	普通消防自動車(日野デュトロ)	150	4. 00L	長野ポンフ NF75	A-2	1,500L 水槽付
支	高規格救急車(トヨタハイメディック)	111	2. 69L			平成23年度山形県高度救
署						急搬送整備事業補助金交付
	連絡車(ダイハツハイゼットカーゴ)	64	0. 65L			
西	普通消防自動車(日野デュトロ)	150	4. 00L	長野ポンフ NF75	A-2	1,300L 水槽付
支	高規格救急車(トヨタハイメディック)	111	2. 69L			
署	連絡車(三菱ミニキャブバン゙)	64	0. 65L			
金	普通消防自動車(三菱キャンター)	155	5. 24L	モリタ 2 段バランス	A-2	
山 土	高規格救急車(トヨタハイメディック)	111	2. 69L			
支 署	連絡車(三菱ミニキャブバン゙)	64	0. 65L			

資料4-5 消防団の消防施設等整備状況

	小型ポンプ積載車	
村消防団	38 É	17

資料:村資料(R4.4.1現在)

資料4-6 水(消)防団員等の現況

			人数
村消	前防団員 (280	
役	職別	団長	1
		副団長	2
		分団長	7
		副分団長	5
		部長	11
		班長	36
		団員	257
組	織別	本部	8
		第1分団	46
		第2分団	68
		第3分団	53
		第4分団	66
		第5分団	27
最上点	域市町村	圏事務組合 消防吏員	119

資料:村資料(R4.4.1現在)

資料4-7 水防備蓄資器材等一覧

資料4-7-1 水防備蓄資器材一覧

		市町村備蓄分 (最上支部)	県管理水防倉庫 備蓄分(最上支部)	水防管理団体倉庫 備蓄分(最上支部)
器具	ペンチ等(丁)	35	7	6
	鎌(丁)	42	6	0
	鋸(丁)	7	5	0
	なた又は斧(丁)	34	6	0
	掛け矢等(丁)	42	8	7
	スコップ (丁)	215	22	35
	ツリハシ (丁)	29	14	5
	縫針 (丁)	0	12	0
	小車 (丁)	7	4	0
	その他	_	_	_
資材	鉄線籠又は蛇籠 (本)	0	0	
	フルコン又は麻袋等(袋)	_	_	3,000
	土のう類(枚)	32, 250	5, 700	
	むしろ又はシート (枚)	169	92	50
	縄 (kg)	28	30	20
	杉丸太 (本)	0	29	0
	木杭 (本)	363	58	100
	竹 (本)	0	11	0
	鉄線(kg)	35	5	10
	鉄杭 (本)	280	100	200
	塩ビ管(本)	22	10	5

資料: 県水防計画資料編(R2.1月末現在)

資料4-7-2 最上地区の河川水防ステーション等の整備状況

名称	概要	所在地
真室川河川防災ステーション	12, 900 m²	真室川町大字新町 460
	防災センター、ヘリポート、資材備蓄・作業スペース、	
	水防用樹木	
真室川水防資材倉庫	水防資機材備蓄	真室川町大字新町

資料4-8 危険物等施設一覧

#	重 別	件数	事業所名	住所	能力等
			鮭川工業	大字京塚1647-1	・エディフォーム(第3石 油) 16,500ℓ
	屋内貯蔵所	2	(有)ヤグチプレス	大字川口1224	・シンナー類(第1石 油)3,234ℓ ・塗料類(第2石油)1,180ℓ
			山形舞茸センター	大字中渡128	 重油 10,000@
			荒木バイオ	大字中渡2816	・A重油 10,0000
	屋外タンク	_	農事組合法人オークファーム	大字川口3397-1	・A重油 10,0000
	貯蔵所	5	縁の起	大字中渡473-1	・A重油 10,0000
			安彦園芸	大字京塚字牛潜 山3593-1	・A重油 12,0000
	屋内タンク 貯蔵所	0	_	_	_
			村役場	大字佐渡2003-7	・A重油 4,0000
			マルヨシ燃料	大字京塚1260-5	・灯油 30,0000
					・軽油 18,0000
危険物貯 蔵所	地下タンク 貯蔵所	7			・重油 48,0000
			深田きのこ栽培舎	大字中渡99	・重油 6,0000
			(合)加登屋旅館	大字中渡1312	・灯油 5,0000
			特別養護老人ホーム ひめゆり 荘	大字石名坂589- 7	・灯油 12,0000
			エコプラザもがみ	大字川口2756-	• 灯油 40,0000
				27	・重油 20,0000
					・重油 6,0000
			有限会社 あぐり大地	大字庭月2757	・重油 9,6000
	簡易タンク 貯蔵所	0	_	_	_
	移動タンク	4	マルヨシ燃料	大字京塚1260-5	・灯油・軽油 30000 ・灯油・軽油 30000 ・灯油・軽油 30000 ・灯油 30000
	貯蔵所		もがみ中央農協(鮭川支店)	大字川口3181	灯油・軽油 30000
			もがみ中央農協(大豊支店)	大字石名坂40-4	灯油・軽油 30000
			川田建設	大字庭月2922-1	灯油・軽油 30000
			もがみ中央農協(鮭川支店)	大字川口3181	・ガソリン 36,0000
					・軽油 22,0000 ・灯油 38,0000 ・廃油 1980
# n/ 4: =	給油取扱所	3	もがみ中央農協(大豊支店)	大字石名坂40-4	・ガソリン 48,0000 ・軽油 16,0000
危険物取 扱所			マルヨシ燃料	大字京塚1260-5	・ガソリン 40,0000 ・軽油 20,0000 ・灯油 10,0000
			マルヨシ燃料	大字京塚1260-5	・灯油 16,5000
			MWI	7 1 71 - 71 - 200 0	・軽油 3,2340
	一般取扱所	2			• 重油 1,1800
			村中央公民館	大字京塚1324-2	・灯油 5,0000

Ŧ	重別	件数	事業所名	住所	能力等
煙火製造施設・販売所・ 火薬庫		0	-	_	_
一般高圧	第二種製造 事業所	1	(有)荒木工業	大字曲川中沢 438-6	・液化窒素 ・貯蔵能力 8,519kg ・処理能力 108.5N㎡/日
ガス	第二種貯蔵 所	1	(有)荒木工業	大字曲川中沢 438-6	・液化窒素 ・貯蔵能力 8,519kg
液化石油ガ	ス事業者	2	マルヨシ燃料 もがみ中央農協 鮭川地区ガス センター	大字京塚1260-5 大字石名坂40-4	
圧縮アセチ (LPG)等所		10	(有) 紅葉館 鮭川中学校 鮭川小学校 (有) ヤグチプレス たちばなや漬物工場 村保健センター もがみ中央農協 (大豊支店) (有)鮭川ピックファーム (交配 妊娠豚舎棟) 特別養護老人ホームひめゆり荘	大字中渡1314-1 大字庭月2510-1 大字庭度2000-2 大字川口1224 大字佐渡1768 大字佐渡835-1 大字石名坂40-4 大字川口字山梨 沢山4325-1 大字石名坂589- 7 大字京塚1324-2	・LPG 300kg ・LPG 400kg ・LPG 400kg ・LPG 700kg ・LPG 400kg(アヒコ光学時) ・LPG 300kg ・生石灰 3,000kg ・上PG 1,600kg (50kg×32本) ・600kg
放射線使用加	施設	2	佐藤医院 鮭川歯科診療所	大字佐渡835 大字佐渡2007-6	レントゲン施設 レントゲン施設

資料:消防関係資料 (H20.1.31 現在)、村資料

資料4-9 災害対策用臨時ヘリポート登録状況

名 称	所 在 地	面積	地面状況	利用形態	水利 確保 可否	場外 離着 陸場 指定
鮭川中学校跡地グラウンド	鮭川村大字川口4455	10, 400 m²	整地	中型全日	可	無
鮭川小学校グラウンド	鮭川村大字佐渡2000-2	11, 750m²	整地	中型全日	可	有
村役場駐車場	鮭川村大字佐渡2003-7	9, 000 m²	整地	中型昼のみ	否	無

資料:県地域防災計画資料編

資料4-10 山形県ドクターへリ臨時離着陸場一覧

No.	名 称	所 在 地	冬期 使用	管轄 消防	備考
1	村役場駐車場	鮭川村大字佐渡2003-7	0	最上	災害対策用臨時心ポート
2	鮭川中学校跡地グラウンド	鮭川村大字川口4455		最上	災害対策用臨時心ポート
3	鮭川小学校グラウンド	鮭川村大字佐渡2000-2		最上	災害対策用臨時心ポート
4	鮭川村エコパーク	鮭川村大字川口4890		最上	
5	牛潜小学校跡地グラウンド	鮭川村大字京塚196		最上	
6	鮭川中学校グラウンド	鮭川村大字庭月2510-1		最上	
7	曲川本村グラウンド	鮭川村大字曲川地内		最上	
8	木の根坂分校跡地グラウンド	鮭川村大字曲川3262-5		最上	
9	鮭の子公園	鮭川村大字川口271-2	·	最上	_

資料:ランデブーポイント一覧(県HPより)

資料4-11 村内の医療機関一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号	診療科目	施設状況等
1	佐藤医院	鮭川村大字佐渡836	0233-55-2606	内科・外科	病床数0
2	鮭川歯科診療所	鮭川村大字佐渡2007-6	0233-55-4189	歯科	

資料:村資料

資料4-12 最上地域の救急告示病院一覧

No.	名 称	所 在 地	電話番号	告示	診療科目等
1	山形県新庄病院	新庄市若葉町 12-55	0233-22-5525	H23. 03. 11	内科、循環器内科、小児科、神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、産婦人科、 眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線 科、麻酔科 病床数:454(うち感染症2)
2	新庄徳洲会病院	新庄市大字鳥 越字駒場4623	0233-23-3434	H23. 06. 17	内科、外科、脳神経外科、整形外科、泌尿器 科、皮膚科、腎臓内科、耳鼻咽喉科、循環器 科、婦人科、歯科口腔外科、リハビリテーション科、放 射線科 病床数: 270(うち療養92)
3	最上町立最 上病院	最上郡最上町 大字向町64-3	0233-43-2112	H24. 03. 21	内科、外科、整形外科、産婦人科、眼科 病床数:60
4	町立真室川 病院	最上郡真室川 町大字新町 469-1	0233-62-2211	H23. 08. 02	内科、整形外科、耳鼻咽喉科 病床数:55
5	町立金山診 療所	最上郡金山町 大字金山548- 2	0233-52-2915	H23. 03. 11	内科、小児科、外科 病床数:19

資料: 救急告示病院・診療所一覧, 山形県病院一覧(令和2年4月1日現在 県 HP より) 町立金山診療所の概要(令和2年6月 金山町 HP より)

資料4-13 災害拠点病院一覧

貝介十4	一13 火音技	也从例此一見			
No.	名 称	所在地	開設者	電話番号	診療科目等
1	山形県新庄病院	新庄市若葉 町12-55	山形県	0233-22-5525	内科、循環器内科、小児科、神経内科、外科、整 形外科、形成外科、脳神経外科、産婦人科、眼 科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、放射線科、 麻酔科 病床数:454(うち感染症2)
2	山形県立中 央病院	山形市大字 青柳1800番 地	山形県	023-685-2626	内科、心療内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科、疼痛緩和内科、小児科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、救急科病床数:609(うち感染症2)
3	山形市立病 院済生館	山形市七日 町1-3-26	山形市	023-625-555	内科、消化器内科、呼吸器内科、循環器内科、糖尿病・内分泌内科、人造内科、血液内科、精神科、神経内科、小児科、皮膚科、放射線科、外科、内視鏡外科、血管外科、乳腺外科、整形外科、脳神経外科、脳・血管放射線科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科病床数:528
4	山形済生病 院	山形市沖町 79-1	社会福祉法 人恩賜財団 済生会	023-682-1111	内科、小児科、神経内科、リウザ科、外科、乳腺外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、脳神経リハヒッチョン科、呼吸器外科、心臓血管外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビッテーション科、放射線科、麻酔科、消化器内科、糖尿病内科、循環器内科、呼吸器内科病床数:473
5	公立置賜総合病院	川西町大字 西大塚2000 番地	置賜広域病院組合	0238-46-5000	内科、精神科、神経内科、消化器内科、循環器内科、小児科、外科、整形外科、消化器外科、脳神経外科、心臓血管外科、皮膚科、泌尿器科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、リハビリテション科、放射線科、歯科口腔外科、麻酔科、形成外科病床数:496(うち精神46、感染症4)
6	日本海総合病院	酒田市あき ほ町30番地	独立行政法 人山形県·酒 田市病院機 構	0234-26-2001	内科、小児科、精神科、神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、産婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリテーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科、消化器内科、乳腺外科、循環器内科、救急科、内視鏡内科病床数:630(うち感染症4)
7	鶴岡市立荘 内病院	鶴岡市泉町 4-20	鶴岡市	0235–26–5111	内科、呼吸器科、消化器科、循環器科、小児科、精神科、神経内科、外科、整形外科、形成外科、脳神経外科、呼吸器外科、心臓血管外科、小児外科、産科、婦人科、眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科、泌尿器科、リハビリラーション科、放射線科、麻酔科、歯科、歯科口腔外科病床数:521

資料:山形県病院一覧(令和2年4月1日現在 県HPより)

資料4-14 県内DMAT指定医療機関一覧

No.	名 称	所在地	開設者	電話番号	指定日
1	山形県立新庄病院	新庄市若葉町12-55	山形県	0233-22-5525	平成22年3月
2	山形県立中央病院	山形市大字青柳1800番地	山形県	023-685-2626	平成20年9月
3	山形大学医学部付属 病院	山形市飯田西2-2-2	国立大学法人山形大学	023-633-1122	平成20年9月
4	山形済生病院	山形市沖町79-1	社会福祉法人恩賜財団 済生会	023-682-1111	平成21年8月
5	公立置賜総合病院	川西町大字西大塚2000番 地	置賜広域病院組合	0238-46-5000	平成20年9月
6	日本海総合病院	酒田市あきほ町30番地	独立行政法人山形県・ 酒田市病院機構	0234-26-2001	平成20年9月
7	山形市立病院済生館	山形市七日町1-3-26	山形市	023-625-5555	平成25年3月
8	鶴岡市立荘内病院	鶴岡市泉町4-20	鶴岡市	023-526-5111	平成25年3月

資料:山形県病院一覧(令和2年4月1日現在 県田より)

資料4-15 村内の社会福祉施設等の状況

施設名	所在	管理者	連絡先	施設状況等
さけかわリハビリセンタ	鮭川村大字庭月 55-1	社会福祉法人	TEL:0233-55-2916	平成9年建築
<u> </u>		鮭川村社会福祉協議	FAX:0233-55-2916	木造
		会		
老人いこいの家	鮭川村大字佐渡893	村	TEL:0233-55-3653	昭和53年度建築
				木造
特別養護老人ホーム	鮭川村石名坂 589-7	社会福祉法人	TEL:0233-55-3480	平成 12 年建築
ひめゆり荘		鮭川厚生会	FAX:0233-55-3518	RC 造平屋建
鮭川保育所	鮭川村大字佐渡 2001-1	村	TEL:0233-55-2134	昭和61年度建築
				RC造
こまどり保育所	鮭川村大字京塚 1323-1	村	TEL:0233-55-2376	昭和53年度建築
				RC・S造

資料:村財産台帳、他村資料

資-193

資料4-16 村内の指定文化財一覧

指定 区分	No.	種別	指定文化財	所有者 (管理団体)	所有者住所	所有者 連絡先	備考
県	1	彫刻	向居薬師如来坐像	向居文化遺産本委員 会 会長 横山健一	大字向居 67	55-2193	
	2	無形民俗	鮭川歌舞伎	鮭川歌舞伎保存会会 長 佐藤誠一	大字京塚 1058	55-3111	事務局長:山科 裕一(京塚 1131 55-2753)
村	3	彫刻	延命地蔵菩薩坐像	雲徳寺 住職 諏訪部良寛	大字川口 1785	55-2130	
	4 5		如来形坐像 聖観音菩薩立像	月蔵院庭崎賢恵	大字庭月 2829	55-2343	
	6		薬師如来坐像	野尻和子	大字中渡 1187	55-2275	
	7		地蔵菩薩立像(粟蒔地蔵)	氏子会 代表 山石雄三	大字石名坂 43	55-2798	会計:矢口健二 (石名坂 362-2 55-2486)
	8		向居薬師堂山門仁王 像	向居文化遺産保存委 員会 会長 横山健一	大字向居 67	55-2193	
	9	古文書	吉田家文書	吉田安子	大字庭月 1042	55-2651	
	10		荒木家文書	荒木正人	大字中渡82	55-2071	
	11		柿崎七蔵家文書	柿崎美喜子	大字佐渡 1670	55-2410	
	12		阿部家文書	阿部久一	大字京塚 244	55-2949	
	13	考古 資料	石刀・石剣	氏子会 代表 黒坂峰昭	大字庭月 1978	55-3127	
	14		板碑	矢口義富	新庄市千門町 13-12	23-0520	
	15		上大渕追分石	上大渕区長 梅津義行	大字川口 2829- 28	55-3207	
	16		高土井八幡神社鰐口	高土井八幡神社神社 神主 髙嶋均	大字庭月 150	55-2729	
	16	有形 民俗	曲川人形芝居 人形・ 道具	鮭川村	大字京塚 1324-2	55-3051	鮭川村教育委員 会
	17		千本仏	月蔵院 庭崎賢恵	大字庭月 2829	55-2343	
	18		山神立像	五十嵐いよ子	大字曲川 595	55-3340	
	19	無形民俗	段の下田植え踊り	段の下田植え踊り保 存会 会長 土田 定幸	大字中渡 822	55-3645	
	20	史跡	経塚	佐藤一夫	大字京塚 1034	55-2412	
	21		庭月観音堂遺跡	月蔵院 住職 庭崎賢恵	大字庭月 2829	55-2343	
	22		源氏楯	安彦重藤	大字曲川 350	55-2680	
	23		熊野楯	氏子会 代表 土田与和	大字佐渡 911	55-2036	会計:土田清八 (佐渡 968 55-2066)
	24		向居薬師如来堂境内	向居文化遺産保存委 員会 会長 横山健一	大字向居 67	55-2193	

25	天然記	曲川の大杉 (神代杉)	沓沢恵子	大字庭月 3438	55-2713	
26	念物	ブナ (4本)	氏子会 代表 柴田 悦郎	大字川口 497	55-2383	
27		ギフチョウ属 (ギフチョウ・ヒメギフチョウ)	無主物			生物のため所有者なし
28		泉川の大モミジ (イロ ハモミジ)	横山小一郎	大字川口 312	55-3786	
29		藤九郎沢の千年カツ ラ	山形森林管理署最上 支署	真室川町新町下 荒川 200-11	62-2122	国有林内樹木

資料:村資料

資料4-17 空地(村有地)一覧

No.	名 称	所在地	規模	管理者	電話番号
1	ふれあいスポーツセンタ 一太陽館	大字佐渡821番地	10,583㎡ (敷地面積)	村(健康福祉課)	0233-55-2111
2	旧牛潜小学校	大字京塚196番地	5,045㎡ (敷地面積)	村 (総務課)	0233-55-2111
3	旧曲川小学校	大字曲川213番地7	3, 144㎡ (敷地面積)	村 (総務課)	0233-55-2111
4	旧曲川小学校芦沢分校	大字曲川513番地24	3,521㎡ (敷地面積)	村 (総務課)	0233-55-2111
5	旧鮭川中学校	大字川口4455番地	19, 237㎡ (敷地面積)	村 (総務課)	0233-55-2111

(注)1,000 m²以上の空地を抽出

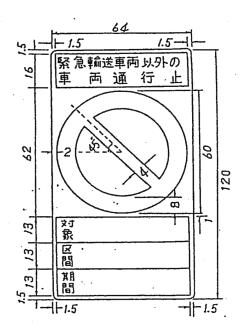
資料:村財産台帳

資料4-18 緊急通行車両確認標章



- 備考1 色彩は、記号を黄色、緑及び「緊急」の文字を赤色、「登録(車両)番号」、「有効期限」、「年」、「月」及び「日」の文字を黒色、登録(車両)番号並びに年、月及び日を標示する部分を白色、地を銀色とする。
 - 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施すものとする。
 - 3 図示の長さの単位は cmとする。

資料4-19 通行止標識



- 備考1 色彩は、文字、緑線及び区分線を青色、斜めの帯わくを赤色、地を白色とする。
 - 2 緑線及び区分線の太さは、1センチメートルとする。
 - 3 図示の長さの単位は、センチメートルとする。

資料4-20 最上広域市町村圏事務組合の一般廃棄物処理能力

区分	施設の名称	処理方法	管理体 制	処理能力等	敷地面積 建物面積	所在地等	備考
	エコプラザも がみ	全連	直営委託	90t/日 (45t×2炉)	60, 000 m ² 6, 684 m ²	最上郡鮭川村大字 川口字泉川前山 2756-27 TEL 0233-22-3838 FAX 0233-22-1441	
資源化施設	リサイクルプ ラザもがみ	選 別 圧 縮 減 容	一部委託	42 t/日	17, 244㎡ 2, 815㎡		対象廃棄物 不・資・直粗
+⊞ <i>- → b</i> ⊓ / \ + \	リサイクルプ ラザもがみ最 終処分場		一部委 託	188, 994m³	埋立面積	最上郡舟形町富田	埋立物:不燃・直搬処 渣・燃渣 埋立終了:S55.12
埋立処分地 施設	リサイクルプ ラザもがみ新 最終処分場		一部委託	全体谷重 197_000㎡	総面槓 71,000㎡ 埋立面積 21,200㎡		埋立物:不燃・直搬処 渣・燃渣 埋立終了:H25.3
し尿処理施 設	もがみクリー ンセンター	膜 分 離 高 負 荷 【高度処理】 凝集膜分離 活性炭吸着	直営	79k1/日	58, 660 m² 1, 400 m²	新庄市大字本合海 臼ケ沢1104-58 TEL 0233-26-2770 FAX 0233-26-2771	

資料:「平成27年度事業実績」「平成27年度一般廃棄物処理施設実績報告」山形県循環型社会推進課

資料4-21 県内の一般廃棄物処理施設一覧

資料4-21-1 ごみ焼却施設整備状況

具作十二二		TI //// C			
市町村·	施設の名称	処理方法	処理能力	敷地面積	所在地等
一部事務組合名	が回収。シンロ小り、	管理体制		建物面積	//日本64
	立谷川清掃工場	全連	180t/日	7, 074 m²	山形市大字漆山字中川原4019-7
山形市	立石/川月市上勿	直営	(90t×2炉)	2, 166 m²	TEL:023-686-6025 FAX:023-686-6026
Ш //> П	半郷清掃工場	全連	180t/日	28, 241 m ²	山形市蔵王半郷字八小路1738-乙
	十州相加 上物	直営	(90t×2炉)	2, 259 m²	TEL:023-688-2336 FAX:023-688-2338
西村山広域行政事務	寒河江地区クリー	全連	100t/日	6, 000 m ²	寒河江市大字日田字平田232番地
組合	ンセンター	直営	(50t×2炉)	5, 967 m²	TEL:0237-84-4225 FAX:0237-86-0218
東根市外二市一町共立衛生処理組合	カリーンピアサウ	全連	195t/日	8, 218 m²	東根市大字野田字シタ2038番地
立衛生処理組合	グリーンにア共立	直営	(65t×3炉)	3, 088 m²	TEL:0237-47-1321 FAX:0237-48-1841
尾花沢市大石田町環	環境衛生センター	ガス化溶融	30t/日	10, 134 m²	尾花沢市大字毒沢地内TEL:0237-25-2737
境衛生事業組合		直営	(30t×1炉)	1, 388 m²	FAX: 0237-25-2359
酒田地区広域行政組	ごみ処理施設	ガス化溶融	196t/日	16, 600 m ²	酒田市広栄町三丁目133番地
合	こみ処生旭政	委託	(98t×2炉)	4, 095 m²	TEL:0234-31-2882
始四士	鶴岡市クリーンセ	全連	165t/日	10, 819 m²	鶴岡市宝田三丁目13番6号
鶴岡市	ンター	直営	(82.5t×2炉)	4, 233 m²	
置賜広域行政事務組	千代田クリーンセ	全連	255t/日	30, 122 m²	高畠町大字夏茂2933
合	ンター	一部委託	(85t×3炉)	6, 260 m²	TEL:0238-57-4004 FAX:0238-57-4003

資料:「平成27年度事業実績」「平成27年度一般廃棄物処理施設実績報告」山形県循環型社会推進課

資料4-21-2 粗大ごみ処理施設(焼却前処理施設を除く)整備状況

				施設規模		選別の状況	敷地面積	
市町村·一部事	施設の名称	対象廃棄物	処理	旭以州关	選		建物面積	所在地等
務組合名	ACIDA DE LA	77200000	方式	管理体制	別数	選別の種類	(m²))) La 1
t mate to the Domitted to	立谷川リサ	粗大		130t/日		鉄類・アルミ・		山形市大字漆山字中川原
山形広域環境事	イクルセン	不燃	破砕		6	可燃物不燃物•	4, 900	4019-7
務組合	ター	資源	選別	一部委託		プラ類・切断物	2, 324	TEL:023-687-2040
								FAX: 023-687-2050
西村山広域行政	寒河江地区			30t/日		アルミ・鉄類・	23, 448	寒河江市大字日田字平田 232番地
事務組合	クリーンセ	不・直・粗	破砕		5	不燃物可燃物•	23, 440 973	Z5Z番地 TEL:0237-84-4225
尹7为//丘口	ンター			一部委託		プラ類固化物	910	FAX: 0237-86-0218
								東根市大字野田字シタ
東根市外二市一	クリーンピ			20t/日		鉄類・アルミ	1,700	2038番地
町共立衛生処理	ア共立	不・直・粗	破砕		4	可燃物•不燃物	1, 581	TEL: 0237-47-1321
組合	, , ,			直営		3,7,11,12	_,	FAX:0237-48-1841
尾花沢市大石田	rm (水/4: 4)。			19t/日				尾花沢市大字毒沢地内
町環境衛生事業	環境衛生 センター	粗	破砕	, ,	2	鉄類・可燃物・		TEL:0237-25-2737
組合	センター			直営		不燃物		FAX:0237-25-2359
			併用	12t/日				酒田市広栄町三丁目133
酒田地区広域行	粗大ごみ処	粗	設備	12t/ p	2	鉄類・可燃物・	16,600	番地
政組合	理施設	仕	破砕	委託		不燃物	860	TEL:0234-31-2882
			選別	安山				
			併用	30t/日		アルミ・鉄類・		長井市舟場30-1
置賜広域行政事	長井クリー	不・直・粗	設備	000/ H	5		16, 413	TEL:0238-84-6911
務組合	ンセンター		破砕	委託		プラ類固化物	1, 534	FAX:0238-88-5542
			選別	2,80		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,		

資料:「平成27年度事業実績」「平成27年度一般廃棄物処理施設実績報告」 山形県循環型社会推進課

資料4-21-3 資源化施設の整備状況

具作す とこ し	人工							
市町村・一部 事務組合名	施設の名称	対 象 廃棄物	処方	理 式	施設規模 管理体制	処理内容	敷地面積 建物面積	所在地等
		資・直	選	別	30t/目	資源ごみの選別資		東根市大字野田字シ
東根市外二市一		1	2	73.3	委託	源化等	1, 290 m²	タ2038番地
町共立衛生処理	クリーンピア共立		選	別	1.5t/日	ペットボトルの選		TEL:0237-47-1321
組合		PET	圧	縮	委託	別・圧縮減容	69 m²	FAX:0237-48-1841
			減	容	安癿	71 · /二和田/风台		
尾花沢市大石田		不•			11.5t/日	資源・粗大ごみ選	2 527m²	最上郡舟形町大字堀
町環境衛生事業	リサイクルプラザ	資・直	併	用	一部委託	別資源化	3, 527 III 1 779 m ²	最上郡舟形町大字堀 内字ユスナゴ1092
組合		粗			印安山	かり負が付し	1, 112111	
酒田地区広域行	リサイクルセンタ		選	別	40t/日	資源ごみの選別資	5, 217 m²	酒田市北沢字長面200
政組合	_	不	圧	縮	委託	源化等	1, 986 m²	番
以和口			棞	包	安癿	你儿守		TEL: 0234-94-2339
			選	別		資源ごみ(びん・	9, 770m²	鶴岡市水沢字水京68
鶴岡市	鶴岡市リサイクル	資	圧	縮	49t/日	缶・PET・プラ容	5, 252 m²	番地1
年別四111	プラザ	貝	棞	包	委託	器)・粗大ごみの選		
			破	砕		別資源化		
置賜広域行政事	千代田クリーンセ		圧	縮	13.5t/日	資源ごみ (PET・プ	5, 000 m²	高畠町大字夏茂2933
務組合	ンターリサイクル	資	掘	包	未北	ラ容器) の選別、資	3, 268 m²	TEL:0238-57-4004
7为水丘口	プラザ		1111	란	委託	源化		FAX:0238-57-4003

資料:「平成27年度事業実績」「平成27年度一般廃棄物処理施設実績報告」 山形県循環型社会推進課

資料4-21-4 埋立処分施設の整備状況

市町村・一部 事務組合名	施設の名称	埋立物	埋立場所 土地所有	埋立方式 管理体制	総面積 埋立地面積 (㎡)	全体容量 残余容量 (㎡)	所在地等
山形市	山形市上野 最終処分場	不燃・直 搬 燃査・他	山間 自己所有	セルー部委託	109, 983 43, 970	506, 471 305, 227	山形市蔵王上野字南坂738 TEL: 023-688-5727 FAX: 023-688-8275
西村山広域 行政事務組 合	大 平 埋立処分地	不燃・処 渣 燃査・他	山間 自己所有	#ンド 直営	53, 109 39, 665	175, 380 104, 380	寒河江市大字白岩字大平1719番地 1 TEL: 0237-87-1188
東根市外二市一町	原の内 埋立場	燃渣 処渣	平地 自己所有	サンド 直営	10, 706 7, 000	41, 390 794	
共立衛生処理組合	下 釜 最終処分場	燃渣・処 渣 灰固化物	平地 自己所有	セル 直営	66, 700 44, 300	181, 100 146, 879	西村山郡河北町谷地字下釜地内
尾花沢市 大石田町	白鷺埋立地	不燃·燃 渣	山間 その他	セル 直営	33, 558 6, 200	40, 230 21, 002	北村山郡大石田町大字年貢山地内
環境衛生 事業組合	毒沢埋立地	処渣	山間 自己所有	#ンド 直営	2, 130 1, 116	2, 360 0	
酒田市	新林埋立地	不燃・処 渣 粗・他	山間 自己 その他	#ント [*] 直営	82, 827 67, 996	557, 000 84, 373	酒田市浜中新林
酒田地区広 域行政組合	最終処分場	不燃・処 渣 燃渣	山間 自己所有	*1 委託	137, 020 34, 000	366, 000 140, 685	酒田市北沢鷹尾山 1-610
鶴岡市	岡山環境パ ーク	不燃·燃 渣	平地 自己所有	サンド 一部委託	105, 784 23, 400	225, 000 124, 382	鶴岡市岡山字大谷地16番地
置賜広域行 政事務組合	浅 川 最終処分場	不燃・処 渣 燃査・他	平地 自己所有	*1 一部委託	50, 300 40, 300	234, 100 66, 281	米沢市大字浅川1908 TEL: 0238-37-2012

*1: セル+サンドイッチ方式

資料:「平成27年度事業実績」「平成27年度一般廃棄物処理施設実績報告」 山形県循環型社会推進課

資料4-21-5 し尿処理施設の整備状況

市町村・ 一部事務組合名	施設の名称		処	理 方 式 高度処理	施設規模 管理体制	敷地面積 建物面積	所在地等
山形広域環境	山形広域クリー	標	脱	凝集沈殿・オゾン 酸化砂濾過・活	220k1/日	34, 845 m²	山形市大字沼木字高野内486- 3
事務組合	ンセンター	徐	ЛУЦ	性炭吸着	直営	,	TEL:023-644-5570 FAX:023-644-5780
西村山広域行政事務	寒河江地区クリ	1-385	PA0	凝集沈殿・オゾン	80kl/日	23, 448 m²	寒河江市大字日田字平田232 番地
組合	-ンセンター	標	脱	酸化・砂濾過	直営	<i>'</i>	TEL: 0237-84-4225 FAX: 0237-86-0218
東根市外二市一町共	クリーンピア共		->-	凝集沈殿・オゾン	160kl/日	8, 517 m²	東根市大字野田字シタ2038番地
立衛生処理組合	<u> </u>	標	脱	酸化・砂濾過	直営	5, 944 m²	TEL:0237-47-1321 FAX:0237-48-1841
尾花沢市大石田町環 境衛生事業組合		嫌	気		50kl/日 直営		最上郡舟形町大字堀内字ユス ナゴ1092
酒田地区広域行政組 合	し尿処理施設	高負	負荷	砂濾過 活性炭吸着	180k1/日 直営		酒田市広栄町3-133 TEL: 0234-31-2882
鶴岡市	鶴岡市クリーン	標	脱	凝集沈殿・オゾン 脱色砂濾過活性	152k1/日	4, 300 m	鶴岡市宝田三丁目13番6号
	センター			炭吸着	直営	3, 942 m²	

	長井クリーンセ ンター	嫌気		85kl/日	16, 413 m²	長井市舟場30-1 TEL:0238-84-6911
	ンター	州 八		直営	070111	FAX:0238-88-5542
置賜広域行政事務組 合	米沢クリーンセ	標脱	凝集浮上分離	140k1/日		米沢市春日4-1-20 TFI:0238-22-7445
合	ンター	1宗 加	オゾン酸化・濾過	直営	3, 015 m	TEL: 0238-22-7445 FAX: 0238-21-9654
	南陽クリーンセ ンター	古名世		85k1/日	14, 710m²	南陽市露橋620
	ンター	同 浿 何		直営	2, 642 m²	TEL: 0238-43-2564 FAX: 0238-43-6938

資料:「平成27年度事業実績」「平成27年度一般廃棄物処理施設実績報告」 山形県循環型社会推進課

資料4-22 最上地域の火葬場一覧

				haka Luta		炉	w - 11 -	
No.	名称	建設年	所在地	管轄 市町村	数	最大火 葬能力	その他の 炉	連絡先
1	新庄・最上		新庄市大字鳥越	新庄市			動物炉1	新庄市市民課
	さくらが丘	H10.3	字南沢山神沢	最上町	3	36 遺体	(24頭)	TEL: 0233-22-2111
	斎苑		3779	鮭川村				FAX: 0233-22-0989
2	金山町火葬		金山町大字上台	金山町				金山町町民税務課
	場	H7. 12	字向原 1268		1	2 遺体		TEL: 0233-52-2111
								FAX: 0233-52-2004
3	舟形町・大		大蔵村大字清水	舟形町				舟形町住民税務課
	蔵村共立う	H2. 3	山字独活山	大蔵村	2	4 遺体		TEL: 0233-32-0211
	ど山斎場		5708-101					FAX: 0233-32-2117
4	真室川町斎		真室川町大字新	真室川町				真室川町町民課
	場	H 元·2	町 794-2		2	8遺体		TEL: 0233-62-2111 (234)
								FAX: 0233-62-2731
5	戸沢村斎場		戸沢村大字古口	戸沢村				戸沢村住民税務課
		S57. 10	466-16		1	3 遺体		TEL: 0233-72-2111
								FAX: 0233-72-2116
		Ī	計		9	53 遺体	動物炉1	

資料: 県地域防災計画資料編 (H30.3月1日現在)

資料4-23 食料、飲料水、生活必需品等の備蓄状況

		最上総合支庁	村
食料	乾パン		
料	インスタント麺類		
	米		
	缶詰 (主食)		
	缶詰 (副食)		
	保存食(アルファ米)	5,750食	1,700 食
飲料水	ζ	3, 600 ^{ŋ y}	2, 664 h
生	ローソク(40 時間タイプ)		32 個
生活必需品等	懐中電灯		55 個
	毛布類	465 枚	70 枚
寺	テント (パーテーション)	10 張	200 張
	担架		4台
	トイレ(簡易トイレ等)	トイレセット 2,400	簡易トイレ(プラスチック製品)15 台
		簡易トイレ6個	簡易トイレ(排便収納袋) 3,800 袋
			ポータブル水洗トイレ 6台
	浄水装置		
	被服		
	医薬品		
	トイレットペーパー		トイレットペーパー 500 ロール
			ティッシュペーパー 50 箱
	防災シート	120 枚	ブルーシート 81 枚

資料: 県資料、消防防災・震災対策現況調査(消防庁) 令和 2 年 2 月 18 日現在

資料5 避難関係

資料5-1 鮭川村避難計画

鮭川村 災害時避難計画 (案)

令和5年3月

1. 村の災害特性

本村は、村の中心部を北から南へ一級河川鮭川が流下している。左岸側は、山がちながら、河岸段丘等に起因する比較的広い面積の平地部が広がり、村役場を始めとする村内の主要な公共施設が立地している。また、主要道路(国道など)により、新庄市、真室川町、戸沢村との往来が可能となっている。

一方、右岸側は、山が深く、谷筋に沿って中規模・小規模の集落が形成されている。右岸側の道路は、 鮭川に架かる橋梁から環状に整備された県道・市道と、そこから谷筋に沿ってそれぞれの集落と接続する 県道により構成されている。

集落へ接続する道路は狭隘であり、車両のすれ違いが困難な区間が多くある。また、がけ地や土石流の 危険地を通過している。また、集落の奥(山側)は道路が整備されていないか、整備されていても、冬季 の通行は困難な状況である。よって、土砂災害により集落間の道路の一部が途絶してしまうと、孤立する 可能性のある集落が多い。

本村では、このように鮭川の右岸・左岸で地形、道路などの災害特性が大きく異なっていることが、避難を考える上での要点となっている。

ここで、左岸、右岸の避難計画を考える上でのポイントを以下に整理する。

< 左岸>

- ・避難収容施設の多くが左岸側にある。
- ・土砂災害の危険区域は存在するが、代替ルートも複数ある地区が多いため、孤立の可能性は低い。

<右岸>

- ・集落が山間部に点在。集落間の道路は狭隘かつ、代替ルートがない。
- ・集落内または集落間道路上に土砂災害の危険区域が多く存在する。
- ・孤立の可能性がある集落が多い。
- ・右岸側は避難収容施設の絶対数が少ない。

本計画では、上記で整理した鮭川右岸、左岸の地域特性のポイントのほか、集落ごとのまとまりや災害特性等を踏まえ、同一な避難行動を取ると考えられる地区を設定(11 ブロック)し、検討を行うこととした。

次ページに、村内の避難施設と避難に係わる主要道路及び地区区分を示す。



2. 避難計画

(1) 地震時

①避難者は屋内に収容する。

地震時の避難にあっては、晴天時や夏季には、屋外 (グラウンド等) への一時的避難も想定されるが、降雨時や冬季の発災時には、短期間であっても屋外避難は災害時要援護者への負担が大きい。 よって本計画では、避難者は屋内に収容するものと考える。

②土砂災害(風水害)に適応性のない施設は、地震時の避難所として使用しない。

地震時の際には、土砂災害の発生も誘発される可能性があるため、現地調査において、土砂災害 (風水害) に適応性がない (×判定、△判定) とされた施設については、避難先として考えない。

③広域避難所へ避難する。

大規模な地震では、自宅の倒壊が発生するため、避難生活の長期化が想定される。

避難者の状況把握、救援物資や食糧など配給を限られた人員で、速やかに実施するために、また、 余震による孤立を防ぐために、基本的には一時避難所ではなく、広域避難所に避難することとする。

【鮭川右岸地区】

鮭川に架かる橋梁の安全性が確認できるまで、右岸地区内唯一の広域避難所である鮭川中学校に避難する。

道路が寸断されるなどして広域避難所に移動できない場合は、地区内の一時避難所(土砂災害時に利用可能な施設)に避難する。

避難所の収容容量が不足する場合には、鮭川に架かる橋梁の安全性が確認された後、左岸地区の広域 避難所等に移動する。

【鮭川左岸地区】

広域避難所(鮭川小学校、中央公民館)に避難する。道路が寸断され広域避難所に移動できない場合は、地区内の一時避難所(土砂災害時に利用可能な施設)に避難する。

広域避難所の収容容量が不足する場合は、農村交流センター、ふれあいスポーツセンター太陽館、鮭の子館、木の子館を避難所として開設する。

それでもなお、収容容量不足が懸念される場合は、その他の公共施設のうち、安全性が確保され、他の用途(災対本部、関係機関の拠点施設等)で使用していない施設を優先的に避難所として開放する。

- (2) 大雨時(風水害・土砂災害)
- ①避難者は屋内に収容する。
- ②鮭川右岸地区では、避難行動の開始時期に応じ2つのフェーズを考える。

孤立の可能性がある鮭川村右岸地区では、災害発生までまだ時間があり、避難のための時間が十分にある段階(避難準備情報発令時など)においては(フェーズ1)、孤立状態を避けるために孤立の可能性が低い左岸への避難を考える。

また、時間が経過し、災害発生の危険性が高まり、避難のための十分な時間がない状態(避難勧告・ 避難指示発令時など)となった段階(フェーズ2)では、避難途中の土砂災害や鮭川氾濫の遭遇を 避けるために、長距離の移動を避けた避難行動を考える。

【鮭川右岸地区】

<フェーズ1>

・鮭川左岸の広域避難所(農村交流センター、鮭川小学校)や予め定めたその他の公共施設に避難する。土砂災害や鮭川氾濫による長期孤立状態を避けるため、地区内の一時避難所には避難しない。

<フェーズ2>

・地区内の一時避難所 (大雨時に利用可能な施設) 又は鮭川中学校に避難する。 避難の途中で土砂災害に遭遇しないために、長距離の避難は避ける。

【鮭川左岸地区】

地区内の一次避難所(大雨時に利用可能な施設)又は左岸の広域避難所(農村交流センター、鮭川小学校)に避難する。

3. 避難収容計画

ここでは、避難施設の収容能力の確認と避難収容計画の検討を行う。 下表に対象とする避難施設の対応災害、収容人員数等の諸元を示す。

①最大収容可能人員

施設延床面積(既存避難所台帳及び村資料)を一人当たり必要面積4㎡で除して求めた。

②対応災害

現地所見より土砂災害、風水害、地震動による建物の影響を確認し、3段階で評価した。

	0	Δ	X
風水害	現地所見(建物構造や立地、健全性等)により、気象条件等の悪化時においても安全確保が出来ると想定される施設。	現地所見より、気象条件等の悪化時には、緊急性が極めて高い場合に使用する施設で、その他の施設が利用できる場合には使用しないことが望ましいと判断した施設。	現地所見より、気象条件等の悪 化時には、安全が確保できない と想定される施設。
地震動	現地所見(健全性等)及び建築 年代により、震度5弱~5強程 度の余震に対しても施設に被 害がなく、施設の安全が確保出 来ると想定される施設。ただ し、地震動により目視で使用が 出来ないと判断した時には絶 対に使用しないこと。なお、耐 震改修については、資料が無く 考慮していない	現地所見及び建築年代より、震度5弱~5強程度の余震では施設に多少の被害予測が出来るが、倒壊等に対して安全が確保出来ると想定される施設。ただし、地震動により目視で使用が出来ないと判断した時には絶対に使用しないこと。	現地所見及び建築年代より、震度5弱~5強程度の余震でも施設の安全性確保が困難であると想定される施設。
土砂災害	現地所見(建物構造、立地)及び 土砂災害の危険区域との位置 関係から、土砂災害の危険性が 低いと想定される施設。	現地所見(建物構造、立地)及び各種土砂災害危険区域との位置関係から、集落外に土砂災害による避難勧告が出た場合で、その地区に災害特性が似ている場合は使用しない施設。または、土砂災害時の避難施設として適さない施設。	土砂災害の危険区域内にある施設。または、現地所見(建物構造、立地)から、土砂災害の危険性が高いときは使用しない施設。

※災害別判定は現地所見(外周の目視)に基づいて実施しているため、災害時における建物の使用可否判断の際には、より詳細な建物調査の実施が必要であると考える。

③対応事象

土砂災害(がけ崩れ、地すべり、土石流)と風水害(風害、浸水害)は、それぞれ別の自然現象であるが、どちらも、梅雨前線や台風などに起因する大雨によって引き起こされることが多い。

本計画における避難施設の使用可否判断を行うにあたっては、各施設についての個別の災害の対応可否よりも、「大雨」や「地震」の事象下で、どの施設を使用可能と考えるかが重要であると考えるため、土砂災害と風水害については、「大雨時」の事象を想定し再整理した。

また、地震時には、同時に土砂災害が発生する事があるため、対応事象として地震を想定する際には、土砂災害・風水害に対応できる施設であることを条件とした。

④施設別収容可能人員

① 、③に基づき、対応事象別の収容可能人員を整理した。

地 区 No.		一時避難	所		対応災害	Ē	対応	事象	施設別.		地区別 能力	
地区名	NO	名 称	最大収容可能 人員(屋内・4 ㎡/人)	土砂 災害	風水害	地震動	大雨 (土砂·風 水害)	地震	大雨	地震	大雨	地震
1 木の根坂地区	45	木の根坂公民館	15	Δ	0	0	×	×	0	0	0	0
	41	下芦沢公民館	18	Δ	0	0	×	×	0	0		
2芦沢地区	42	上芦沢公民館	14	×	×	×	×	×	0	0	0	0
	43	田の沢公民館	22	×	Δ	0	×	×	0	0	U	U
	44	大芦沢公民館	23	×	0	0	×	×	0	0		
	37	上野公民館	18	0	0	0	0	0	18	18		
3	38	小杉公民館	29	0	0	0	0	0	29	29	148	148
曲川地区	39	本村公民館	31	×	Δ	×	×	×	0	0	140	140
	40	中組公民館	101	0	0	0	0	0	101	101		
	31	段の下公民館	30	0	0	×	0	×	30	0		
	_	中渡公民館	35	0	0	×	0	×	35	0		
4	33	清水田公民館	30	Δ	Δ	0	×	×	0	0	87	22
中渡地区	34	小和田公民館	22	Δ	Δ	×	×	×	0	0	07	22
	35	羽根沢公民館	17	×	Δ	0	×	×	0	0		
	36	羽根沢集会場	22	0	0	0	0	0	22	22		
5	26	岩下公民館	28	0	0	×	0	×	28	0		
岩下·岩木·谷地	27	岩木公民館	28	0	0	×	×	×	0	0	28	0
地区	28	谷地公民館	17	0	Δ	0	×	×	0	0		
6	25	観音寺公民館	10	×	0	×	×	×	0	0		
真木·松沢·観音寺	29	真木公民館	17	×	Δ	×	×	×	0	0	0	0
地区	30	松沢公民館	17	0	Δ	0	×	×	0	0		
7	14	日下公民館	25	0	0	×	0	×	25	0		
	15	鶴田野公民館	22	0	0	×	0	×	22	0	86	0
佐渡・日下・上大渕	16	佐渡公民館	17	0	0	×	0	×	17	0	80	U
地区	24	上大渕公民館	22	0	0	×	0	×	22	0		
	20	川口公民館	30	×	Δ	0	×	×	0	0		
8	21	左道公民館	23	0	0	×	0	×	23	0	23	0
川口·向居地区	22	米公民館	27	×	Δ	0	×	×	0	0	23	U
	23	向居公民館	27	×	Δ	0	×	×	0	0		
	5	庭月公民館	20	0	0	×	×	×	0	0		
	6	西村公民館	18	0	0	×	×	×	0	0		
	7	高土井公民館	26	0	0	0	×	0	0	26		
9	8	新道公民館	27	0	0	×	×	×	0	0		
京塚·庭月·石名坂	9	府の宮公民館	30	0	0	×	0	×	30	0	68	45
地区	10	京塚集会場	58	×	Δ	×	×	×	0	0		
	11	山月立公民館	19	0	0	0	0	0	19	19		
	12	石名坂公民館	56	Δ	0	0	×	×	0	0		
	13	小反公民館	19	0	0	×	0	×	19	0		
10	17	上絵馬河公民館	32	0	Δ	0	X	×	0	0		
 絵馬河・泉川地区	18	下絵馬河公民館	18	×	Δ	×	X	×	0	0	_	0
本商州·水川地区	19	泉川中央公民館	31	0	Δ	0	X	×	0	0		
	1	水野新田公民館	24	0	0	×	0	×	24	0		
11 牛潜地区	2	小舟山公民館	17	0	0	×	0	×	17	0	41	0
	3	上牛潜公民館	17	Δ	0	×	×	×	0	0	41	U
	4	下牛潜公民館	30	Δ	Δ	0	×	×	0	0		
_	_	計	1,179	-	-	_	_	_	481	215	481	215

	二次避難施設 (広域避難所)				対応災害			事象	施設別収容可 能人員	
NO	名	称	最大収容可能人員(屋内·4㎡/人)	土砂 災害	風水害	地震動	大雨 (土砂·風 水害)	地震	大雨	地震
46	鮭川小学校		1,238	0	0	0	0	0	1,238	1,238
47	47 鮭川中学校 1,025			0	0	0	0	0	1,025	1,025
48	鮭川村中央公	民館	928	0	0	0	0	0	928	928

	三次避難施設		対応災害	!	対応	事象	施設別	収容可	
NO	名称	最大収容可 能人員(屋 内·4㎡/人)	土砂 災害	風水害	地震動	大雨 (土砂·風 水害)	地震	大雨	地震
49	農村交流センター	372	0	0	0	0	0	372	372
50	鮭川村役場	697	0	0	0	0	0	697	697
51	ふるさと文化伝承館	118	0	0	0	0	0	118	118
52	老人いこいの家	79	0	0	0	0	0	79	79
53	ふれあいスポーツセンター太陽館	422	0	0	0	0	0	422	422
54	鮭の子館	92	0	×	0	×	×	0	0
55	木の子館	91	0	0	0	0	0	91	91
56	保健センター	125	0	0	0	0	0	125	125
57	こまどり保育所	122	0	0	0	0	0	122	122
58	鮭川保育所	197	0	0	0	0	0	197	197

表 避難施設諸元

(1) 要避難人口の想定

要避難人口については、地区毎に大雨時、地震時の2つの事象毎に設定する。

① 地震時

・全村域に甚大な被害を与える地震が発生した場合を想定し、平成 24 年度業務で実施された地震被害想 定により求めた村の建物全壊率 (80%) に基づき、建物全壊率=避難率=80%とする。

②大雨時

- ・孤立の恐れが中程度~高いと考えられる地区(右岸地区及び左岸の川口・向居地区)については、土砂 災害警戒区域内外の居住によらず、地区居住者全員を要避難者と考える。
- ・孤立の恐れが低い地区(主に左岸地区)については、土砂災害警戒区域を含む地区内に居住する者のみを要避難者と考える。

以下に想定される地区毎の要避難人口を示す。

	地 区 No.	鮭川	孤立の	地区	要避難	惟人口
	地区名	※エノリ	可能性	人口	大雨	地震
1	木の根坂地区	右岸	佢	26	26	21
2	芦沢地区	右岸	高	155	155	124
3	曲川地区	右岸	中	212	212	170
4	中渡地区	右岸	高	446	446	357
5	岩下·岩木·谷地地区	右岸	中	252	252	210
6	真木•松沢•観音寺地区	右岸	中	245	245	202
7	佐渡•日下•上大渕地区	左岸	低	508	508	406
8	川口•向居地区	左岸	中	217	217	174

表 地区每要避難人口

(2) 避難施設収容計画

以上を踏まえ、各地区における避難収容の計画を、次ページ以降に示す。

【地震時】



11 山月立公民館

7 高土井公民館

【大雨時】

●フェーズ 1

地 区 No.	//- III	孤立の	地区	要避難人			二次避難施設 (広域避難所)								避難施設 也公共施設)	
地区名	鮭川	可能性	人口	口 (a)				名	称	収容可能人員(b) [屋内・4㎡/人]			NO	名 称	収容可能人員(d) [屋内・4㎡/人]	収容容量余裕 (e=d-c)
1木の根坂地区	右岸	高	26	26]	47	鮭川中学校		1, 025	1,025	830	49	農村交流センター	372	
2 芦沢地区	右岸	高	155	155			46	鮭川小学校		1, 238	-830		53	ふれあいスポーツセンター太 陽館	422	-36
3曲川地区	右岸	中	212	212	1,336		48	鮭川村中央公	民館	928			54	鮭の子館	0	
4 中渡地区	右岸	高	446	446	1,330								55	木の子館	91	
5 岩下・岩木・谷地地区	右岸	中	252	252									50	鮭川村役場	697	
6 真木・松沢・観音寺地区	右岸	中	245	245									52	老人いこいの家	79	
7 佐渡・日下・上大渕地区	左岸	低	508	316								Ī	56	保健センター	125	
8川口・向居地区	左岸	中	217	217	一部※	 -							58	鮭川保育所	197	
9 京塚・庭月・石名坂地 区	左岸	低	938	198			※避難対	対象者の一部 (災害時要援	(護者とその援助者)	が先行避難		51	ふるさと文化伝承負	118	
10絵馬河・泉川地区	左岸	低	257	136-									57	こまどり保育所	122	
11牛潜地区	左岸	低	334	55								_				

●フェーズ 2

● / ± // ≥					Ī						
地 区 No.	/r.t. 1.1	孤立の	地区	要避難人						避難施設 避難所)	
地区名	鮭川	可能性	人口	口 (a)			NO	名	称	収容可能人員(b) [屋内・4㎡/人]	収容容量余裕 (c=b-a)
1木の根坂地区	右岸	高	26	26			47	鮭川中学校		1,025	-311
2 芦沢地区	右岸	高	155	155			46	鮭川小学校		1, 238	
3曲川地区	右岸	中	212	212	1,336	├	48	鮭川村中央公	公民館	928	1, 244
4 中渡地区	右岸	高	446	446	1 1 1 11		右岸	•		•	•
5 岩下・岩木・谷地地区	右岸	中	252	252				難施設(一時 ※大雨時利用		収容可能人員(b) [屋内・4㎡/人]	291
6 真木・松沢・観音寺地 区	右岸	中	245	245			NO	名	称	NO	名 称
7 佐渡・日下・上大渕地 区	左岸	低	508	316			37	上野公民館		31	段の下公民館
8川口・向居地区	左岸	中	217	217	022		38	小杉公民館		32	中渡公民館
9京塚・庭月・石名坂地 区	左岸	低	938	198	922		36	羽根沢集会場	見	27	岩木公民館
10絵馬河・泉川地区	左岸	低	257	136 ⁻			26	岩下公民館		40	中組公民館
11牛潜地区	左岸	低	334	55		;	左岸	•			
		•	•			>	一次避	難施設(一時	避難所)	収容可能人員(b)	309

者が鮭川中学 避難所を開設 容規模が小さ 合、鮭川中学	経ずにフェーズ 2 校に集中する事が としても大雨時に係 いため、十分な名 校の避難者一人当 る可能性がある。	が想定される。 (吏用できる避難所 対量を確保できな	右岸側の一時 が少なく、収 い。) その場

	左岸					
>	2	離施設(一時避難所) ※大雨時利用可	収容可能人員(b) [屋内・4㎡/人]	309		
	NO	名 称	NO	名 称		
	14	日下公民館	7	高土井公民館		
	15	鶴田野公民館	8	新道公民館		
	16	佐渡公民館	9	府の宮公民館		
	24	上大渕公民館	11	山月立公民館		
	21	左道公民館	13	小反公民館		
	5	庭月公民館	1	水野新田公民館		
	6	西村公民館	2	小舟山公民館		

		壁難施設 公共施設)	
NO	名 称	収容可能人員(d) [屋内・4㎡/人]	収容容量余裕 (e=d-c)
49	農村交流センター	372	
53	ふれあいスポーツセンター太 陽館	422	
54	鮭の子館	0	
55	木の子館	91	
50	鮭川村役場	697	
52	老人いこいの家	79	
56	保健センター	125	
58	鮭川保育所	197	
51	ふるさと文化伝承館	118	
57	こまどり保育所	122	

資料5-2 指定緊急避難場所一覧

		最大収容可能人員(屋	-	対応事象	, a		施設別収容可能人員		• 流 収	症発生 行期 容可能人 ・ 9 ㎡/	- •	地区名	
No.	名称	内・ 4 ㎡/人)	大雨	地震	災その害他	大雨	地震	災その害他	大雨	地震	災 そ		
1	上野公民館	18	0	0	0	18	18	18	8	8	8	#111145	
2	小杉公民館	29	0	0	0	29	29	29	12	12	12	曲川地区	
3	段の下公民館	30	0	×	0	30	0	30	13	0	13		
4	中渡公民館	35	0	×	0	35	0	35	15	0	15	中渡地区	
5	羽根沢集会所	22	0	0	0	22	22	22	9	9	9		
6	岩下公民館	28	0	×	0	28	0	28	12	0	12	岩下・岩木・谷	
7	岩木公民館	28	0	×	0	28	0	28	12	0	12	地地区	
8	日下公民館	25	0	×	0	25	0	25	11	0	11		
9	鶴田野公民館	22	0	×	0	22	0	22	9	0	9	佐渡・日下・上	
10	佐渡公民館	17	0	×	0	17	0	17	7	0	7	大渕地区	
11	上大渕公民館	22	0	×	0	22	0	22	9	0	9		
12	左道公民館	23	0	×	0	23	0	23	10	0	10	川口・向居地区	
13	庭月公民館	20	×	×	0	0	0	20	0	0	8		
14	西村公民館	18	×	×	0	0	0	18	0	0	8		
15	高土井公民館	26	×	0	0	0	26	26	0	11	11		
16	新道公民館	27	×	×	0	0	0	27	0	0	12	京塚・庭月・石 名坂地区	
17	府の宮公民館	30	0	×	0	30	0	30	13	0	13	石灰地区	
18	山月立公民館	19	0	0	0	19	19	19	8	8	8		
19	小反公民館	19	0	×	0	19	0	19	8	0	8		
20	水野新田公民館	24	0	×	0	24	0	24	10	0	10	上洪州 区	
21	小舟山公民館	17	0	×	0	17	0	17	7	0	7	- 牛潜地区	

 $[\]frac{1}{2}$ 1人4 $\frac{1}{2}$ 0居住スペースに感染症対策のために $\frac{1}{2}$ 1 $\frac{1}{2}$ 0

[※]その他災害は大規模火災を想定。

資料5-3 指定避難所一覧

No.	名 称	最大収容可能 人員	対応事象		感染症発生・流行期 収容可能人員 (屋内・9㎡/人)			
		(屋内・4 ㎡/ 人)	大雨	地震	その他災 害	大雨	地震	その他災 害
1	鮭川小学校	1, 238	0	0	0	550	550	550
2	鮭川中学校	1, 025	0	0	0	455	455	455
3	村中央公民館	928	×	0	0	0	412	412
4	農村交流センター	372	0	0	0	165	165	165

[※]村中央公民館には屋外避難所として多目的運動公園も含む

資料5-4 その他の公共施設一覧

£177 U	ー しいにのカバルに	5-2						
No.	名 称	最大収容可能 人員		対応事象		感染症発生・流行期 収容可能人員 (屋内・9 ㎡/人)		
110.	- 14	(屋内・4 ㎡/ 人)	大雨	地震	その他災 害	大雨	地震	その他災害
1	村役場	697	0	0	0	309	309	309
2	ふるさと文化伝承館	118	×	0	0	0	52	52
3	老人いこいの家	79	0	0	0	35	35	35
4	ふれあいスポーツセンター 太陽館	422	0	0	0	187	187	187
5	鮭の子館	92	×	×	0	0	0	0
6	木の子館	91	0	0	0	40	40	40
7	保健センター	125	0	0	0	55	55	55
8	こまどり保育所	122	×	0	0	0	54	54
9	鮭川保育所	197	0	0	0	87	87	87

 $[\]frac{1}{4}$ Mの居住スペースに感染症対策のために 1 mの距離を確保する。

資料5-5 村内の福祉避難所指定状況

No.	施設名		施設管	理者	所在地	収容可能人員
1	特別養護老人ホーム	ひめゆり荘	社会福祉法人	鮭川厚生会	鮭川村字石名坂 589-7	10名

 $[\]frac{1}{2}$ 1人4㎡の居住スペースに感染症対策のために1mの距離を確保する。

[※]その他災害は大規模火災を想定。

[※]その他災害は大規模火災を想定。

資料6 その他

資料6-1 孤立する可能性のある集落一覧

No.		集落の概要
1	集落名	下芦沢
	地区	芦沢地区
	戸数	17戸(R 2.8 現在)
	人口	46人(R 2.8 現在)
	アクセス道路	一般県道曲川新庄線 下・上芦沢、田の沢、大芦沢地 区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ
	小離着陸場	村道交差点/休耕田
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(一 方向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:曲川地区備蓄倉庫
3	集落名	田の沢
	地区	芦沢地区
	戸数	18戸(R 2.8現在)
	人口	51人(R 2.8 現在)
	アクセス道路	一般県道曲川新庄線 下・上芦沢、田の沢、大芦沢地 区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ
	小離着陸場	村道/休耕田/空地
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(双 方向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:曲川地区備蓄倉庫

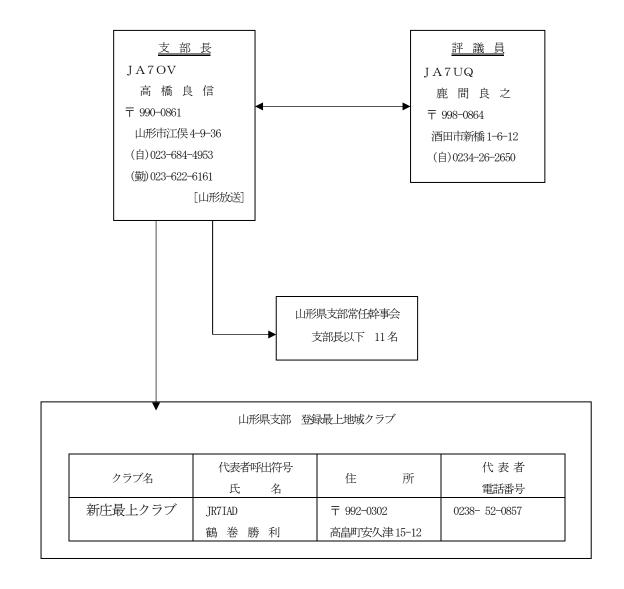
No.		集落の概要
2	集落名	上芦沢
	地区	芦沢地区
	戸数	7戸(R2.8現在)
	人口	28 人(R 2.8 現在)
	アクセス道路	一般県道曲川新庄線 県道曲川新庄線下上芦沢、田の 沢、大芦沢地区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ
	小雕着陸場	旧芦沢分校グラウンド
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(双方向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:曲川地区備蓄倉庫
4	集落名	大芦沢
	地区	芦沢地区
	戸数	13 戸(R 2.8 現在)
	人口	44人(R 2.8 現在)
	アクセス道路	一般県道曲川新庄線 下・上芦沢、田の沢、大芦沢地 区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ
	小郷着陸場	集落内畑地
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(双方向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:曲川地区備蓄倉庫

No.		集落の概要
5	集落名	木の根坂
	地区	木の根坂丸森地区
	戸数	9戸(R2.8現在)
	人口	25人(R 2.8現在)
	アクセス道路	一般県道西郡居口線
		丸森、木の根坂沢地区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ、土石流等
	小剛着陸場	旧木の根坂分校グラウンド
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(双方向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:曲川地区備蓄倉庫
7	集落名	羽根沢
	地区	羽根沢地区
	戸数	13戸(R 2.8現在)
	人口	40人(R 2.8 現在)
	アクセス道路	一般県道平田鮭川線 羽根沢地区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ
	小雕着陸場	元きのこ栽培所
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(一 方向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:中渡地区備蓄倉庫

No.		集落の概要
6	集落名	丸森
	地区	木の根坂丸森地区
	戸数	4戸(R2.8現在)
	人口	10人(R 2.8現在)
	アクセス道路	一般県道西郡居口線
		丸森、木の根坂沢地区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ、土石流等
	小離着陸場	休耕田/集落内村道
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(一方向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:曲川地区備蓄倉庫
8	集落名	羽根沢温泉
	地区	羽根沢地区
	戸数	16 戸(R 2.8 現在)
	人口	46人(R 2.8 現在)
	アクセス道路	一般県道平田鮭川線 羽根沢地区 冬期通行可
	孤立要因	土砂崩れ
	小雕着陸場	元スキー場駐車場跡地
	通信機器の配備	防災行政無線地区内放送塔(双方 向)
	非常通信機器	0
	携帯電話	0
	双方向通信	0
	備蓄状況	飲料水:84本(20換算) 食料:120食(アルファ化米) 医薬品:アルコール消毒液 他 毛布:65枚 テント:なし 保管施設名:中渡地区備蓄倉庫

資料:孤立可能性集落状況調査結果

資料6-2 (社)日本アマチュア無線連盟山形県支部 登録最上地域クラブ等



資料:山形県地域防災計画資料編

資料6-3 東北地方太平洋沖地震鮭川避難所設置・運営マニュアル



鮭川村災害対策本部

作成:鮭川村中央公民館

目 次

設置に係る基本事項(目的等)]
避難所のタイムスケジュール	2
スタッフ	3
避難施設の配置図	4
避難所本部	5
炊き出しセンター	6
居室・生活班	9
保健室班	1 0
物資受渡班	1 1
入浴班	1 2
情報班	1 3
ふれあい広場班	1 4



設置に係る基本事項(目的等)

1.目的

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震及び大津波による被災者の 救援のため避難所を設置し、避難者を支援することを目的とする。

2.設置場所及び避難所の名称

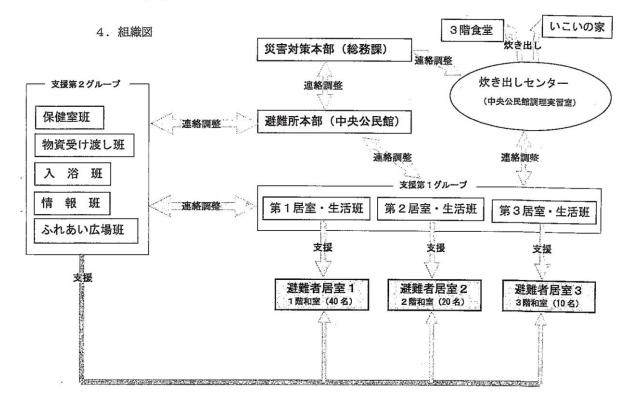
- (1) 設置場所は、鮭川村大字京塚1324番2 鮭川村中央公民館とする。
- (2) 名称は「東北地方太平洋沖地震鮭川避難所」(以下、「避難所」と呼ぶ。)とする。

3.組織及び支援スタッフ

- (1) 避難所の統括は、鮭川村災害対策本部(総務課)でおこなう。
- (2) 避難所の現地本部を、鮭川村中央公民館に置くものとする。
- (3)

施設に慣れるまで(入所1週間程度)は、村役場スタッフ及びボランティアによ支援スタッフは、村職員及びボランティアにより構成する。

(4) る支援型で運営するが、その後は徐々に避難者の自立運営に切り替えていくものとする。



~12時 時30分 5時以降は 時30分 避難所本部 保健室 5 班 合対応 ? ∞ 1時30分~5時 物資受け渡し 10時~12時 るれあい広場 9時~12時 1時~8時 情報コーナー 8時~11時 1時~5時 洗濯場 1時~4時 $^{\circ}$ 9 時~1 盐 生活スケジュール ・シャワー(ス・土) ミーティング (スタッフ& 炊き出し (朝食) 炊き出し (昼食) 炊き出し (夕食) 避難者代表) 避難所のタイムスケジュール(想定) 居室の清掃等 ・風呂(木) 消灯 30分 ~2郡 9時~10時 5分 噩 7時~9時 5時~7時 姆8~49 8時1 业 1.1時 , - 1 \vdash 业 4 汇 +溆

資-221

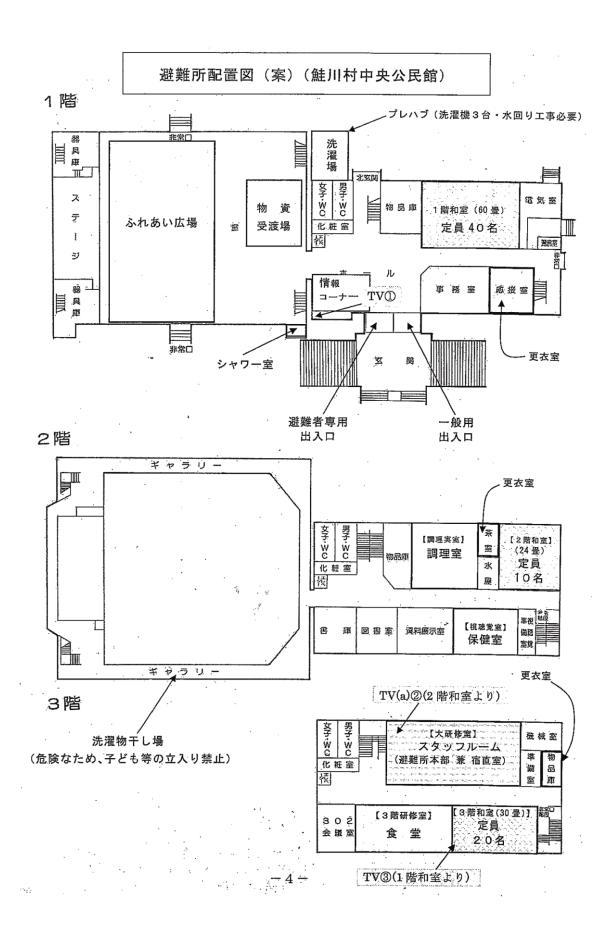
スタッフ

					*	ボランティア				
**************************************		役場スタッフ		連合婦人会	食改協議会	日赤奉仕団	友遊CL ove	一般ボラ	磁離右	Mary Commence of the commence
避難所本部	対策本部	公民館						予定	公	最初の1週間は災害対策本部・公民館で対応。 その後は、役場全体でローテーション。 (夜勤は、避難所本部で対応。)
第1居室・生活班								为尼	2名	
第2居室・生活班							1	別	22	
第3居室・生活班								予定	2名	
炊き出しセンター	婦人会担当	食改租当	日赤担当	79	67	Y9			2名× 3食	婦人会・食改・日赤は、ローテーションを組んで支援。 役場担当者は、約1週間、団体担当者3名でローテーション。
保健室班	保健師	保健師	保健師					予定	2名	最初の約3日は、保健師3名体制、落ち着いてきたら1名体制でローテーション
物資受渡班								予定	6名	
入 浴 班								予定	3名	
情 報 班								光	2名	
ふれあい広場班							2名	予定	2名	
対応人数	(本部・保修	6名 (本部・保健・仕出し担当者を除く)	5者を除く)	6人×7日	6人×7目	6人×7目	2名	予完	29名	
が、一方の一部の一方の			- 1 4 1 4 T							

※役場職員は、保健師・婦人団体担当を除く6名体制ローテーションで1週間避難所の運営を支援し、その後は避難者による自立運営を目指す。 ※自立運営に移行してからは、避難所本部に日勤2名(6:00~14:45)・夜勤2名(午後14:45~23:30)体制とする。

※(第2案)避難所本部・仕出しセンター・保健室班以外の班は、最避難者スタッフの人数を増やして、当初から自立運営する。

但し、夜勤については、勤務後、避難所内で翌朝まで宿直とする。



(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

避難所本部

場 所 3階大研修室

スタッフ 職員2名 避難者代表1名 その他ボランティア

◎中央公民館事務室は平常業務、事務機器等を使用する場合は事務室より借用。

●大研修室は、スタッフの打合せ及び休憩・宿直室、ボランティアの宿泊所として使用。 長机10個・イス20脚・座机8個・座布団10枚・毛布10枚・布団2組

テレビ1台(2階和室より移動) 卓球台4台(つい立として使用)

1. 村対策本部との連絡調整

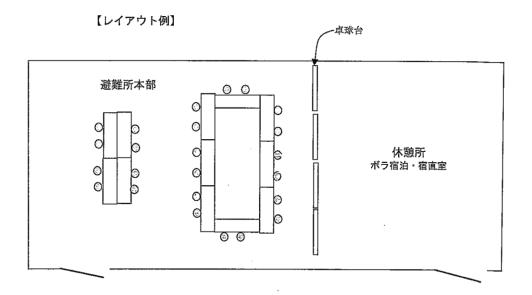
2. 避難者の受付及びリスト作成……災害対策本部

務 3. 避難所の統括及び各支援班との連絡調整。

内 4. 3階スタッフルームの設置及び運営

5. 3階食堂の設置及び運営

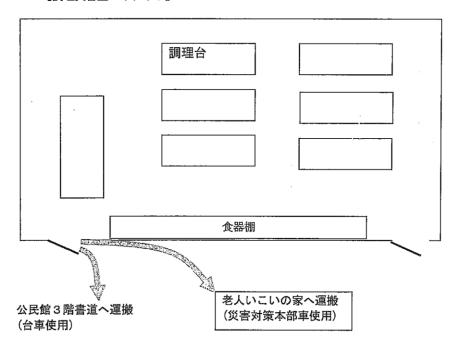
容



(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

	炊き出しセンター
場所	鮭川村中央公民館 2階調理実習室
	◎鮭川村連合婦人会・鮭川村食生活改善推進協議会・鮭川村赤十字奉仕団
スタッフ	※別紙のとおり、各団体より6名でローテーション
	◎避難者よりローテーションで2名参加。 ボランティア
	調理台7台(オープン1台・ガス2台付 、各台に鍋・蒸し器・フライパン収納)
単備物	電気釜(2合炊1台)、ガス釜(2合炊1台)、電気炊飯器(1合炊2台)
	保温ポット(新品)20個、やかん11個、冷水ポット10個、
	茶碗・コップ・箸・スプーンホーク等の食器類(避難者分は十分に有)
	台車3台(1階倉庫)
	미선당에를 들고 나이
業務内容	別紙詳細計画のとおり

【調理実習室レイアウト】



【炊き出しセンター詳細計画】

東北地方太平洋沖地震

避難者への炊き出しの提供に係る婦人団体の協力体制について

協力婦人団体

鮭川村連合婦人会
鮭川村食生活改善推進協議会
鮭川村赤十字奉仕団

避難所施設及び受け入れ人数

施設名	受入人数
1. 鮭川村中央公民館	70人
2. 老人いこいの家	30人
計	100人

≪調理予定数100食分≫

- 1. 避難者の避難所生活自主運営に向けて、当初の間、婦人団体のローテーションによる炊き出しの提供をお願いします。
- 2. 避難所が2カ所となった場合は、中央公民館で調理したものをいこいの家に運搬します。
- 3. 婦人団体ローテーション

3. 州人団体ロー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・				
	朝食	昼食	夕食	
提供目安時間	8:00	12:00	18:00	
1日目	婦人会	食改	日赤	
2日目	日赤	婦人会	食改	
3日目	食改	日赤	婦人会	
4日目	婦人会	食改	日赤	
5日目	日赤	婦人会	食改	
6日目	食改	日赤	婦人会	
7日目	婦人会	食改	日赤	

※最初の約1週間は、避難者と方々と一緒に作り、 その後は避難者の方々の自立を目指します。

- 4. 各団体からは、1回の炊き出しにつき6名の協力をお願いします。 避難者の方には、毎回2名参加してもらいます。
- 5. 献立については、ごはん、汁もの等で計画しています。状況により変更していきますので当日お知らせ します。
- 6. 朝食、昼食、夕食の協力団体の協力者は、役場駐車場に集合し、村職員が中央公民館に送迎します。 直接中央公民館に来られても結構です。その際は団体事務局にご連絡願います。

	朝食担当	6:30
集合時間	昼食担当	10:30
	夕食担当	16:30

#7.#La± 88	朝食担当	9:00
解散時間 目安	昼食担当	13:00
	夕食担当	19:00

- 7. 持ち物 エプロン、三角巾
- 8. 保険は、村で一括して「災害補償保険」に加入いたします。

問い合せ先 鮭川村災害対策本部 役場健康福祉課 55-2111(内線136)

東北地方太平洋沖地震避難者への炊き出しについて

協力婦人団体

鮭川村連	合婦人会
鮭川村食生	活改善推進協議会
鮭川村赤-	十字奉仕団

避難所施設及び受け入れ人数

施設名	受入人数
1. 鮭川村中央公民館	70人
2. 老人いこいの家	30人
計	100人

業務内容

1. 炊き出しの提供

(当面は婦人団体のローテーションにより対応し、長期になれば避難所生活自主運営が図られるように支援。) <婦人団体ローテーション並びに、タイムスケジュール>

へ帰入団体ロ プーンコン並びに、ブイムハブフェールン			
	朝食	昼食	夕食
調理場所	鮭川村	中央公民館	(調理実習室)
協力者数	6名(加えて地域	のボランティアの方を	2名くらい協力要請)
提供目安時間	8:00	12:00	18:00
集合時間	6:30	10:30	16:30
(役場)	(6:20)	(10:20)	(16:20)
解散時間	9:00	13:00	19:00
1日目	婦人会	食改	日赤
2日目	日赤	婦人会	食改
3日目	食改	日赤	婦人会

※公民館までの移動が困難な 方は、役場から公用車移動

※四日目以降繰り返す。

●避難所が2カ所となった場合は、中央公民館で調理したものを公用車でいこいの家に運搬。

献立計画

	朝	昼	タ
1日目	白飯 みそ汁 ゆで卵/煮びた し	おにぎり みそ汁 漬物	きのこと豚肉の丼汁物
2日目	白飯 みそ汁 野菜炒め	おにぎり 豚汁 漬物	炊き込みご飯 汁物 漬物
3日目	白飯 根菜汁 納豆	うどん 煮物	白飯 おでん 漬物
4日目	白飯 みそ汁 野菜シーチキンの和 え物	おにぎり きのこ鍋 和え物	白飯 カレー サラダ

※五日目以降繰り返す。 また、献立内容は、担当 団体、避難者の方の意 向、また救援物資等によ り随時変更有り。

食事提供までのながれ

避難者受け入れの連絡→ 食材発注→ 婦人団体への要請→ 調理器具機材準備、確認 受け入れ当日

(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

			居	室・生	活	班		1
ス	第 1 居室・生活	舌班 職	員1名	避難者2名	ボ	ランティ	ア	
タッ	第2居室・生活	舌班 職	員1名	避難者2名	ボラ	ランティ	ア	·
Ź	第3居室・生活	舌班 職	員1名	避難者2名	ボラ	ランティ	ア	
	室名	定員			準	備	物	
準	第1居室 (1階和室)	40 名	1	布団(人数分) (1個)ゴミ箱			・ほうき (1個 (***)	1)
備物	第2居室 (2階和室)	10 名		(「個) コミ科エンス (適数)				
	第3居室(3階和室)	20 名	※不足の	のある場合は、	避難所	本部にご	車絡調整。	

◎布団・座机等の必要物は、部屋の下座に準備。

(使用時には、避難者自らがセッティング)

- ◎避難者の受付及びリスト作成……災害対策本部
- ◎各居室の代表者を決めてもらい、避難者が自立して生活できるようサポートする。

業務

内

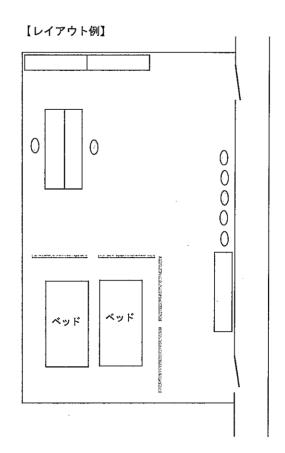
容

- 1. 就寝のサポート
- 2. 食事のサポート
- 3. 掃除・整理整頓のサポート
- 4. その他生活全般に関するサポート
- ◎各支援班と連絡を取り合い、各班の業務等を案内する。
 - 1. 洗濯・食事・入浴等の案内
 - 2. 保健室(健康・衛生)の案内
 - 3.情報の案内
 - 4. その他、避難者の要望に答え、各支援班に案内する。
- ◎1階応接室・2階茶室・3階物品庫を更衣室として使用するため、事前に片づけ、必要に応じて、椅子2個・つい立1個(学校保健室用)を配置。

なお、更衣室は、各居室1か所のため、男女一緒の使用となることから、**使用中の表示** 等を付けるなど配慮して下さい。

(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

	1	'呆	健	室	班
場所	2階視聴覚室				
スタッフ	役場保険師(当初約 避難者2名(保険的				いてきたら1名体制) ティア
準備物	医療用ベッド2台・	- 医療用征	新立4個・	事務用長	机5個・イスフ脚
	その他薬等医療用品	品一式			
	1. 避難者の健康	状態の把	握		
2. 避難者の健康相談及び衛生指導 3. 緊急時の応急処置					i
	※医療機関の受け	入れにつ	いて事前	こ調整し、	、緊急時の対応に備えておく。



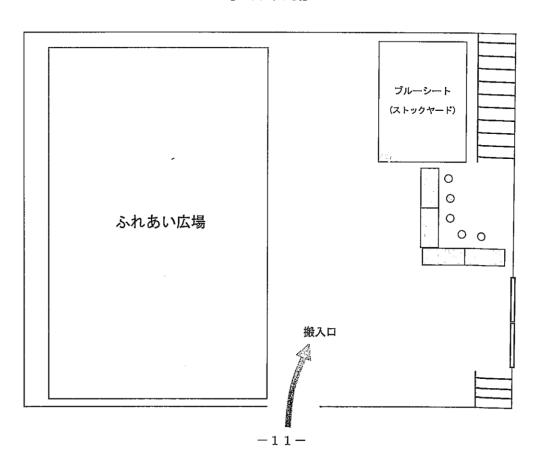
-10-

(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

		物	資	受	渡	班		
場所	体育室						.	
スタッフ	職員1名 避難	56名	ボ	ランテ	ィア			
	ブルーシート大1	枚:	長机 5 亿	固・イン	X 1 0 B	却		

- 村災害対策本部と調整し、農村交流センター物資受付所からの物資の受け渡しをおこなう。
 ※避難者への物資の提供は、個人にはせず、部屋代表者を通じて行うものとする。
 - ※物資によっては、避難所本部と協議して受け渡しを行うこととする。
- 2. 仕出しセンターと調整し、献立に基づく食材等の調達を行う。(対策本部と調整)

【レイアウト例】



(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

	入浴班
場所	風呂(羽根沢温泉) シャワー(体育室3基)
スタッフ	職員1名 避難者3名 ボランティア
準備物等	・入浴・シャワーのローテーション作成。石鹸・シャンプー各3個(シャワー室) ・対策本部と羽根沢温泉へ行くバス時間の調整。
業務内容	 ◎入浴については、災害避難者入浴サービス事業実施要領に基づき毎週木曜日に羽根沢温泉へ行く。 ◎シャワーについては、清潔かつ公平に使用できるよう避難者代表と協議してローテーションを組み体育室のシャワー3基(修理済)を火・土曜日の週2回使用する。 1.ローテーション及び時間をその日の正午まで食堂に掲示する。 2.羽根沢温泉への送迎バスの添乗業務。 3.シャワー利用時の受付整理業務(みまもり)。

【入浴】

ローテーション作成



【本日の入浴者掲示】

木曜日の昼まで食堂に掲示のこと

- 対象者
- ・バス出発時間及び場所
- 注意事項等その他



【集合・出発】

添乗業務

・人数の確認等

【シャワー】

ローテーション作成



【本日の利用者掲示】

使用日の昼まで食堂に掲示のこと

- 対象者
- 利用可能時間
- 注意事項等その他

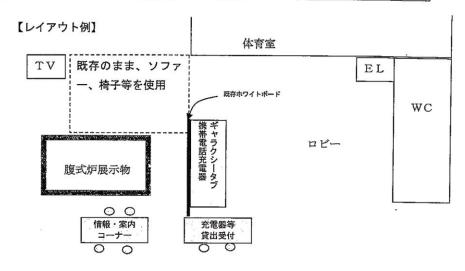


【見守り】

事故・トラブルの無いよう見守り

(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

	情報班
場所	1階ロビー
スタッフ	職員1名 避難者2名 ボランティア
準備物	・テレビ 1 台 (ロビーの既存TV使用) ・電話及びパソコン (公民館事務室より逐次借用) ・ギャラクシータブ (避難者の人数に応じてNTTで無料設置) ・形態電話充電器 (避難者の人数に応じてNTTで無料設置) ※ギャラクシータブ・形態充電器は、災害対策本部でNTTに依頼し設置。 ・長机5個、椅子6脚
業務内容	 ギャラクシータブ及び形態電話充電器の貸出し管理業務。 避難所内の案内業務 避難者の希望する情報の提供業務
	(災害対策本部に問合せ 55-2111 役場総務課内)

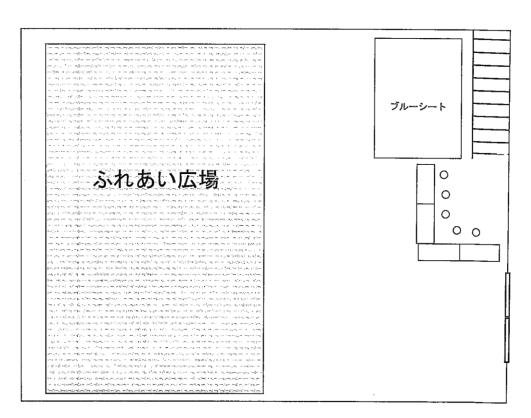


玄関

中央公民館事務室

(このシートは、参考であり、各班毎に詳細計画を作成し準備・運営にあたるものとする。)

	ふれあい広場班
場所	体育室
スタッフ	友遊C 'Love2名 避難者2名 ボランティア
準備物	スポーツ用具等
	◎避難者の方々は、相当のストレスを抱えているものと推測されることから、体育室にふれあい広場を設置し、遊んだり・スポーツが出来るようにする。(スポレック・囲碁ボール・バドミントン等)
業務内容	◎また、支援スタッフや村民の方も自由に出入り可能な交流の場にする。1. 自由に使えることを基本とするが、事故やトラブル防止のために見守り。2. 広場の掃除や整理整頓等、施設及び用具等の管理。3. 避難者の気持ちを和らげるためのプログラム等の実施



-14-

資料6-4 村内ボランティア団体等一覧

資料6-4-1 村内ボランティア団体等一覧

No.	名称	人数等	連絡先	備考
1	鮭川村連合婦人会	92 人 (うち役員 11 人)	村中央公民館	
2	鮭川村青年ボランティアサークル「ヤ ングサーモンズ」	4人	村中央公民館	
3	鮭川村高校生ボランティアサークル 「SAKEKKO」	5人	村中央公民館	
4	鮭川村中学生ボランティアサークル 「サケッコ Jr.」	0人	村中央公民館	

資料:村資料

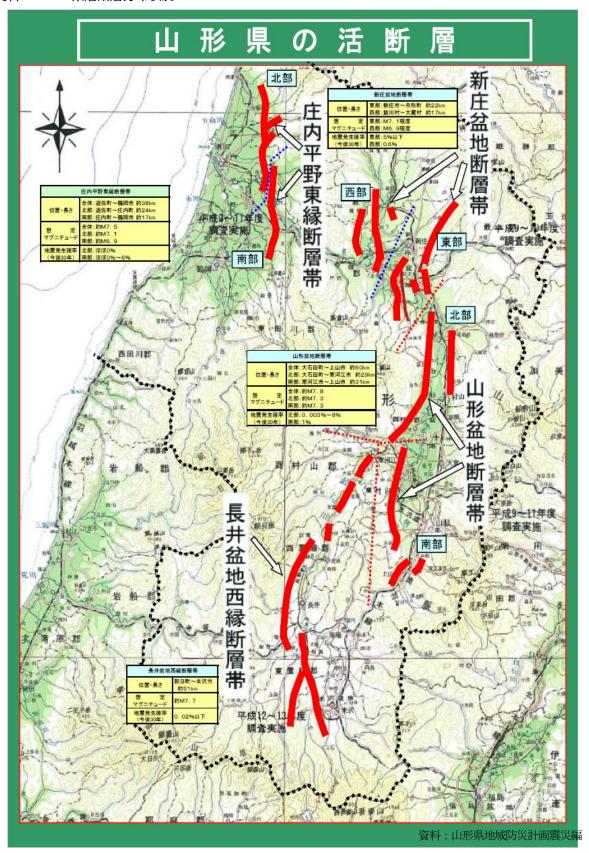
資料6-4-2 村内自主防災組織一覧

No.	自主防災組織名	会長	連絡先	世帯数	備考
1	上絵馬河地区自主防災会	阿部 次雄	0233-55-3779	20	
2	下絵馬河地区自主防災会	今田 喜一	0233-55-2522	16	
3	泉川地区自主防災会	柴田 悦郎	0233-55-2521	38	
4	鶴田野地区自主防災会	伊藤 勝男	0233-55-3137	22	
5	川口地区自主防災会	矢口 誠一	0233-55-2520	36	
6	左道地区自主防災会	関越 薫	0233-55-3822	15	
7	米地区自主防災会	矢口 覚	0233-55-3808	9	
8	向居地区自主防災会	横山 隆一	0233-55-2063	32	
9	上大渕地区自主防災会	梅津 義行	0233-55-3207	46	
10	日下一区地区自主防災会	矢口 丈二	0233-55-2552	46	
11	日下二区地区自主防災会	矢口 誠美	0233-55-2026	55	
12	佐渡地区自主防災会	土田 清八	0233-55-2066	33	
13	真木地区自主防災会	矢口 智夫	0233-55-2058	31	
14	松沢地区自主防災会	柿崎 善一	0233-55-3167	10	
15	段の下地区自主防災会	土田 吉弥	0233-55-2068	29	
16	中渡地区自主防災会	荒木 光幸	0233-55-3625	39	
17	清水田地区自主防災会	熊谷 篤雄	0233-55-2296	16	
18	小和田地区自主防災会	野尻 典佳	0233-55-3145	23	
19	羽根沢地区自主防災会	阿部 高雄	0233-55-3116	13	
20	温泉地区自主防災会	加藤 和也	0233-55-2272	17	

No.	自主防災組織名	会長	連絡先	世帯数	備考
21	庭月地区自主防災会	沓澤 正宏	0233-55-2441	23	
22	西村地区自主防災会	沓澤 信行	0233-55-2741	16	
23	観音寺地区自主防災会	五十嵐 洋一	0233-55-2658	34	
24	高土井地区自主防災会	高橋 喜孝	0233-55-2702	34	
25	岩下地区自主防災会	柿崎 光雄	0233-55-2643	23	
26	岩木地区自主防災会	黒坂 鋼一	0233-55-2830	39	
27	谷地地区自主防災会	井上 健	0233-55-2639	23	
28	上野地区自主防災会	五十嵐 隆大	0233-55-3390	11	
29	小杉地区自主防災会	五十嵐 直義	0233-55-2253	12	
30	本村地区自主防災会	安彦 一二	0233-55-2243	23	
31	中組地区自主防災会	工藤 吉久	0233-55-2159	27	
32	下芦沢地区自主防災会	新田 美智雄	0233-55-2140	18	
33	上芦沢地区自主防災会	五十嵐 喜七	0233-55-2123	7	
34	田の沢地区自主防災会	佐藤 寿栄	0233-55-3331	16	
35	大芦沢地区自主防災会	安彦 健一	0233-55-2040	11	
36	木の根坂地区自主防災会	井上 喜子夫	0233-55-2002	9	
37	丸森地区自主防災会	佐藤 健子	0233-55-2016	4	
38	上石名坂地区自主防災会	黒坂 力	0233-55-3129	29	
39	中石名坂地区自主防災会	黒坂 敏夫	0233-55-2890	27	
40	下石名坂地区自主防災会	畑崎 広子	0233-55-2357	16	
41	南石名坂地区自主防災会	山科 秀雄	0233-55-3510	27	
42	小反地区自主防災会	阿部 武雄	0233-55-3529	29	
43	水野新田地区自主防災会	高嶋 徳男	0233-55-2991	22	
44	小舟山地区自主防災会	土田 今朝継	0233-55-2980	22	
45	上牛潜地区自主防災会	齊藤 好弘	0233-55-2971	18	
46	下牛潜地区自主防災会	保科 貞勝	0233-55-2956	28	
47	新道地区自主防災会	佐藤 信勝	0233-55-2868	43	
48	府の宮地区自主防災会	高橋 民雄	0233-55-2590	32	
49	上京塚地区自主防災会	京郷 有一	0233-55-3566	25	
50	中京塚地区自主防災会	結城 三夫	0233-55-2758	30	
51	下京塚地区自主防災会	熊谷 勝好	0233-55-2695	22	
52	山月立地区自主防災会	井上 良一	0233-55-3114	17	

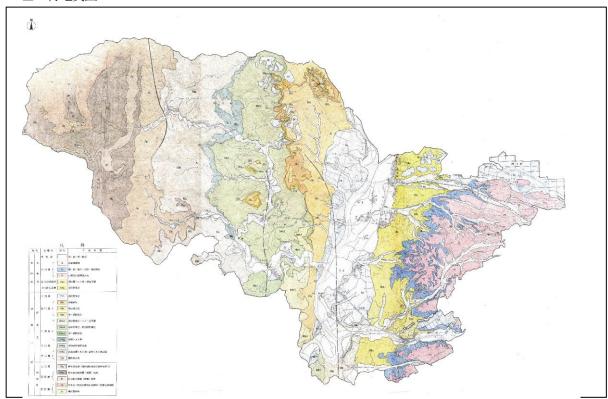
資料:村資料

資料6-5 県活断層分布状況



資料6-6 村地質図

□ 村地質図



資料:鮭川村基礎アセスメント調査報告(平成11年度)

資料6-7 防災関係機関等連絡先一覧

1 指定行政機関

名 称	所 在 地	電話
総務省消防庁防災課	東京都千代田区霞が関 2-1-2	03-5253-7525 (FAX 03-5253-7535)

2 指定地方行政機関

名 称	所 在 地	電話
東北管区警察局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-7181
東北財務局 山形財務事務所	山形市緑町 2-15-3	023-641-5177
東北厚生局 山形事務所	山形市香澄町 2-3-36	023-609-0140
東北農政局 山形地域センター	山形市松波 1-3-7	023-622-7231 (FAX 023-622-7256)
東北森林管理局 最上支署	最上郡真室川町大字新町字下荒川 200-11	0233-62-2122
東北経済産業局	仙台市青葉区本町 3-3-1	022-221-4856 (FAX 022-261-7390)
関東東北産業保安監督部 東北支部	仙台市青葉区本町 3-2-23	022-221-4943
東北運輸局 山形運輸支局	山形市大字漆山字行段 1422-1	023-686-4711 (FAX 023-686-5012)
山形地方気象台	山形市緑町 1-5-77	023-622-2262
東北総合通信	仙台市青葉区本町 3-2-23	022-221-0604
山形労働局 ハローワーク新庄	新庄市東谷地田町 6-4	0233-22-8609
東北地方整備局 新庄河川事務所	新庄市小田島町 5-55	0233-22-0251

3 自衛隊

名 称	所 在 地	電話
陸上自衛隊神町駐屯地第6師団	東根市神町南 3-1-1	0237-48-1151

4 県

名称	所 在 地	電話
山形県庁	山形市松波二丁目 8-1	023-630-2211
最上総合支庁	新庄市金沢字大道上 2034	0223-29-1300(代表)

5 指定公共機関

	名 称	所 在 地	電話
東日本旅客鉄道株式会社新庄駅		山形県新庄市多門町 1-1	0233-22-5580
日本貨物鉄道	山形営業所	山形市漆山二ツ段 2111-6	023-687-5855
東日本電信電話林	朱式会社 山形支店	山形市本町 1-7-54	023-621-9515
株式会社 エヌ 山形支店	・テイ・テイ・ドコモ東北	山形市幸町 18-9	023-615-1510
(株)KDDI エボルバ	仙台センター	仙台市宮城野区 榴岡 3-4-1	022-706-1122
日本銀行 山形	事務所	山形市七日町 3-1-2	023-622-4004
日本赤十字社	山形県支部	山形市松波 1 丁目 18-10	023-641-1353
ロナナレントカク	山形放送局	山形市桜町 2-50	023-625-9511
日本放送協会	新庄・最上地区報道室	新庄市五日町字宮内 225-4	0233-23-7930 (FAX 0233-23-7935)
日本通運株式会社	土 山形支店	山形県山形市本町 1-4-27-3F	023-623-4111
東北電力ネットリ	フーク㈱山形支店	山形市本町 2-1-9	023-641-1321
日本郵便株式会社 新庄郵便局		新庄市小田島町 4-18	0233-22-0902 (総務部)
社団法人山形県トラック協会		山形市流通センター4-1-20	023-633-2363
社団法人 新庄市	市最上郡医師会	山形県新庄市大手町 2-49	0233-22-1151

6 警察

名 称	所 在 地	電話
新庄警察署	新庄市大字松本 822	0233-22-0110 (FAX 0233-22-7564)
新庄警察署鮭川駐在所	鮭川村大字佐渡856-2	0233-55-2110

7 消防

名 称		所 在 地	電話
最上広域市町村圏事務組合	消防本部	新庄市金沢字中村 1279-1	0223-22-7521
取上/公坝川町 竹 四事物 和口	北支署	真室川町大字新町字上荒川 126-3	0223-62-2153

8 近隣市町村

名 称	所 在 地	電話
新庄市	新庄市沖の町 10-37	0233-22-2111 (FAX 0233-22-0989)
酒田市	酒田市本町 2-2-45	0234-22-5111
鶴岡市	鶴岡市馬場町 9-25	0235-25-2111 (FAX 0235-24-9071)

名 称	所 在 地	電話
金山町	金山町大字金山 324-1	0233-52-2111
最上町	最上町向町 644	0233-43-2111
舟形町	舟形町舟形 263	0233-32-2111 (FAX 0233-32-2117)
真室川町	真室川町大字新町 124-4	0233-62-2111 (FAX 0233-62-2731)
大蔵村	大蔵村大字清水 2528	0233-75-2111 (FAX 0233-75-2231)
戸沢村	戸沢村大字古口 270	0233-72-2111 (FAX 0233-72-2116)

9 報道機関

(1) テレビ・ラジオ

名 和	·	所 在 地	電話
山形放送株式会社	山形放送局	山形市旅篭町 2-5	023-622-6161 (FAX 023-632-5942)
山形狀矮林八云紅	新庄支社	新庄市小田島 3-40	0233-29-2625 (FAX 0233-23-5859)
株式会社山形テレビ	本社	山形市城西町 5-4-1	023-645-1211 (FAX 023-644-2496)
(株)(本仕川//) レし	新庄報道分室	新庄市大字升形 1675-6	0233-292875
株式会社テレビユー		山形市白山 1-11-33	023-624-8111 (FAX 023-624-8372)
株式会社さくらんぼテレビジョン		山形市落合町 85 番地	023-635-2111 (FAX 023-628-3910)
株式会社エフエム山形		山形市松山 3-14-69	023-625-0804

(2) 新聞

名	称	所 在 地	電話
	本社	山形市旅篭町 2-5-12	023-622-5271 (FAX 023-641-3130)
山形新聞	最北総支社	新庄市小田島 3-40	0233-22-3580 (FAX 0233-29-2540)

11 医療機関一覧

(1) 災害拠点病院(総合・医療圏)

名 称	所 在 地	電話番号
山形県立新庄病院	新庄市若葉町 12-55	0233-22-5525

(2) 鮭川村内医療機関

名 称	所 在 地	電話番号
佐藤医院	鮭川村大字佐渡835	0233-55-2606
鮭川歯科診療所	鮭川村大字佐渡 2007-6	0233-55-4189

Ⅱ 様式関係

様式1 共通

様式1-1 職員応援要請書

職員応援要請書

年月日

事務局長あて 班長

要請の理由			
職員別人員数		男	女
机员加入员数		人	人
期間	月日~月日日間		
作業内容			
勤務(従事)場所			
携帯品			
集合日時,場所			
その他参考事項			

様式1-2 救助実施記録日計票

(山形県災害救助法施行細則様式17と共通様式)

救	避	炊	水	救出	救助実施記録日計票
助の	修理	! 学	: 死捜	死処	
種	障	被用	旧 医	助産	責任者氏名 班 甸
類	埋葬	人	夫		(部落等責任者氏名
No.			()] [日 時 分)
員数	女(世	帯)			
品	目	()			
受	入	先			
払	出	先			
場		所			
方		法			
記	事				

- (注) 1 各救助の種類ごとに一葉作成すること。
 - 2 機械器具等を無償で借上げた場合についても記録日計票を作成すること。
 - 3 欄内該当欄に必要最小限度の事項を記入すること。

様式1-3 物品受払状況簿

(山形県災害救助法施行細則様式18と共通様式)

物品受払状況簿

救助の種目	年月日	品名	単位呼称	摘要	受	払	残	備	考
計									

- (注) 1 救助の種目別に作成すること。
 - 2 「摘要」欄に購入先及び払出し先を記入すること。
 - 3 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 - 4 最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。

様式1-4 臨時傭上人夫勤務状況表

(山形県災害救助法施行細則様式44と共通様式)

臨時傭上人夫勤務状況表

							月分	基本	本賃 会	È	割均	曾賃金	È		
住 彦	ī 氏	名	年齢	単価	日	日		日数	金	額	時間	金	好百	計	備考
					日	日		口剱	並	谼	时间	H	谼		
			歳	円						円			円		
計		名			名	名									

- (注) 1 救助種目ごとに別冊又は別頁とすること。
 - 2 時間外勤務に従事させた場合はその時間数を「日別」欄に記入しておくこと。
 - 3 必要に応じ「賃金」受領欄を設けて差し支えないこと。
 - 4 適当な箇所に、勤務証明の奥書をしておくこと。

様式2 医療·救助関係

様式2-1 救護班活動状況簿

(山形県災害救助法施行細則様式26と共通様式)

救 護 班 活 動 状 況 簿

救護班

班長 医師 氏

名印

月日	市町村名	患者数	措置の概要	死 体 検 案 数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

(注) 1 「備考」欄に班の編成、活動期間を記入すること。

様式2-2 救護班診療記録

救護班診療記録

○○救護班

班長医師氏名印

年月日	患者氏名	年令	病名	措置概要	備考

様式2-3 救護班医薬品衛生材料使用簿

(山形県災害救助法施行細則様式29と共通様式)

救護班医薬品衛生材料使用簿

救護班

班長 医師 氏

名⑪

医衛	生	· 薬 材	· 料	品	品名	単位呼称	単	価	摘	要	受	払	残	備	考
								円							

- (注) 1 本簿は、救護業務従事期間中における品目ごとの使用状況を明らかにするものであること。
 - 2 「摘要」欄に受入先を記入すること。
 - 3 「備考」欄に払高数量(使用数量)に対する金額を記入しておくこと。

様式2-4 病院診療所医療実施状況

(山形県災害救助法施行細則様式27と共通様式)

病院診療所医療実施状況

診療	男	診療期間	病名	診療	区分	診療点	報酬数	金額	備考
機関名	芯有以有	107年初刊	717) 4	入院	通院	入院	通院	並似	TIME 75
		月日				点	点	円	
計 機関	人			人	人				

(注)「診療区分」欄は該当欄に○印を記入すること。

様式2-5 助産台帳

(山形県災害救助法施行細則様式 30 と共通様式)

助 産 台 帳

分	べんき	者	分べんの	助産	바미티티	人加	/进	±z.
住 所	氏 名	年齢	日時場所	機関名	期間	金額	備	考
		歳						
	人			機関				
計								

様式2-6 り災者救出状況記録簿

(山形県災害救助法施行細則様式31と共通様式)

り災者救出状況記録簿

	救出	救出		救	出	用	機	械	器具		実支	
年月日				借	上	費		修繕	費	燃		備考
	地区	人員	名称	数量	所 有 者 (管理者) 氏 名	金額	修繕 月日	修繕費	修繕の概要	料費	出額	
		人				円	71 11	円		円	円	
					,							
計												

- (注) 1 他市町村に及んだ場合には「備考」欄にその市町村名を記入すること。
 - 2 救出用機械器具は、借上費の有無償の別を問わず記入するものとし有償による場合にのみ、その借上費を「金額」欄に記入すること。
 - 3 「故障の概要」欄は、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式3 避難所関係

様式3-1 避難所収容者名簿

(山形県災害救助法施行細則様式20と共通様式)

避難所収容者名簿

避難所

P	75	- ## 十丘々	世帯					避	難	戸	斤	収	容	į	期	間		
住	所	世帯主氏名	人員	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	月	日	
			人															
_																		
書	t	世帯																

- (注) 1 この名簿は、開設後できる限りすみやかに作成すること。
 - 2 収容人員を月日欄に記入すること。

様式3-2 避難所設置及び収容状況簿

(山形県災害救助法施行細則様式19と共通様式)

避難所設置及び収容状況簿

避難所の	種	別	開設期	間	実人員	延人員	物使	用:	品 状 況	実支出額	備	考
名 科						, , , , , ,	品	名	数量		P113	Ĵ
			月日	-	人	人				円		
			月	目								
			月日	\sim								
			月	日								
			月 日	\sim								
			月	目								
			月日	\sim								
			月	目								
			月日	\sim								
			月	日								
			月日	\sim								
			月	日								
			月日	\sim								
			月	日								
			月日	\sim								
			月	日								
計	既存建 野外仮											

- (注) 1 「種別」欄は、既存建物の場合と野外仮設の場合に区分すること。
 - 2 「計」欄には、既存建物利用の場合と野外仮設の場合の区分別に合計しておくこと。
 - 3 物品の使用状況は、開設期間中に使用した品目別、使用数量を記入すること。

様式3-3 避難所用施設及び器物借用整理簿

避難所用施設及び器物借用整理簿

鮭川村

名称	品名 (施 設)	数量	期間	1日当 借上料	金額	所有(管理 者)	備考

- (註) 1. 無料借用のものについても記入のこと。
 - 2. 借用期間等の明確でないものについては記入できる欄のみ記入しておき返還する時等において整理すること。

様式4 生活支援関係

様式4-1 飲料水供給簿

(山形県災害救助法施行細則様式22と共通様式)

飲料 水 供 給 簿

				給	水		用 柞	幾 械	器	具			
供給	対象		1	告			上		修	繕	燃料費	実支	備考
月日	人員	名称	数量	所	有	者	金額	修繕 月日	修繕費	故障の概 要	7,111X	出額	
	人						円		円		円	円	
計				/	/								

- (注) 1 給水用機械器具は、借上費の有償、無償の別を問わず作成するものとし有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。
 - 2 「故障の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

様式4-2 炊出し給与状況簿

(山形県災害救助法施行細則様式21と共通様式)

炊 出 し 給 与 状 況 簿

炊出の	月		日	月		日	月	日	5 小	日	間計	月	日	6 降	日.	以計	∧ ₹I.	実支	/
場所名称	朝	昼	夜	朝	昼	夜			朝	昼	夜			朝	昼	夜	合計	出額	備考
1																			

- (注) 1 「備考」欄には給食内容を記入すること。
 - 2 知事が特別基準を認めた場合は、「5日間小計」を「3日間小計」に、「6日以降小計」を「4日以降小計」にそれぞれ読み替え記入すること。

様式4-3 炊出用物品借用簿

炊出用物品借用簿

鮭川村

品名	数量	期間	金額	所有者氏名	使	用避難	所の名	称	備考

(註) 「期間」欄は「○月○日から○月○日まで○日間」と記入すること。

様式4-4 物資購入(配分)計画表

(山形県災害救助法施行細則様式24と共通様式)

物資購入(配分)計画表

全壊流失 (焼) 世帯分

	世帯区分	1	人	世	帯	2	人	†	世帯	3	人	世	帯		人	世	帯		言	+		備
		(基	- 準	質)	円	(基	ま 準	額)	円	(基	準	質)	円	(2	基準 8	頁)	円					
品名	単	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	考
	円				円				P				円				円				円	
計																						

- (注) 1 本表は、全壊 (焼)、流失世帯分と半壊 (焼)、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 - 2 「品名」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 - 3 各品目ごとの「備考」欄に県調達分と市町村調達分を明らかにしておくこと。

様式4-5 物資給与状況簿

(山形県災害救助法施行細則様式25と共通様式)

物資給与状況簿

住家被	皮害区分	7															地区	<u> </u>
り災	世帯	基礎と	給与		同差	生卢	寸訴	1	学	齢	ţ	物資	給与	手の	品名		実支	
台帳	主氏	なった 世帯構		大	人	小	人	乳	児	童								備考
番号	名	成人員	月日	男	女	男	女	別児	小	中							出額	
		人		人	人	人	人	人	人	人							円	
計	世帯																	

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(職名) 氏 名甸

- (注) 1 給与年月日は、り災世帯に対し最後に給与された物資の受領年月日とすること。
 - 2 本表は、全壊(焼)、流失世帯分と半壊(焼)、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 - 3 り災者から物資受領の確認を必要とする場合は、「備考」欄に押印させてもさしつかえない。

様式5 遺体の捜索、処理・埋葬関係

様式5-1 埋葬台帳

(山形県災害救助法施行細則様式38号と共通様式)

						埋		葬	台	帳			
死	亡	埋	葬	死	亡	者	埋えた。	葬を行っ 者	埋	葬		費	
				A st.	げ. タ	年	死亡者	分 式点点	棺	埋葬又は	骨	⇒ I.	備考
年月	日	年月	日日	住所	八石	齢	死者の係	住所氏名	(附属品) を含む)	火葬料	箱] 	
						歳			円	円	円	円	
					人								
計													

- (注) 1 埋葬を行なつた者が市町村長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入しておくこと。
 - 2 市町村長等が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにしておくこと。
 - 3 埋葬を行なつた者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入しておくこと。

様式5-2 死体捜索台帳

(山形県災害救助法施行細則様式39号と共通様式)

死 体 捜 索 台 帳

	捜索			捜 索	用	機	械 暑	景 具		実支	
年月日			借	上	費	修	善 繕	費			備考
	人員	名称	数量	所 有 者 (管理者) 氏 名	金額	修理月日	修繕費	修繕の概 要	燃料費	出額	
	人				円		円		円	円	
計											

- (注) 1 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄にその額を記入すること。
 - 2 「修繕の概要」欄には、故障の原因及び主な故障箇所を記入すること。

様式5-3 死体処理台帳

(山形県災害救助法施行細則様式40号と共通様式)

死 体 処 理 台 帳

処 理	死体発	死 亡	者	遺	族	洗置	争等σ)処 費	死体一	検案	実支	備
	見の日時及び	分 配氏/	年	住所氏名	死者の係	日夕	数	金額	時保存			
年月日	場所	住所氏名	齢	住別以名	の関係	品名	量	並領	料	料	出額	考
			歳					円	円	円	円	
		,										
31												
計												

様式6 住宅関係

様式6-1 応急仮設住宅入居該当者調

応 急 仮 設 住 宅 入 居 該 当 者 調

順	被災	世帯			世	職		被多	災 世	帯巾	了訳		市町	订村民	是税	
位	者台 帳番 号	主住所	氏	名	帯人員	業	波世 呆 護帯	身世 障帯	老世 人帯	母世 子帯	要世 保 護帯	その の世 也帯	非課税	均等割	所得割	備考
					人											
Ē	計		Щ	世帯												

様式6-2 応急仮設住宅入居者台帳

応急仮設住宅入居者台帳

山形県

鮭川村

応急仮設 住宅番号	住所	世帯主氏名	家族数	入居 年月日	敷地区分	摘要
			人			

- (註) 1. 本台帳は、市町村別とすること。
 - 2. 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、なお、参考として設置箇所を明らかにした簡単な図面を市町村別に作成し、添付しておくここと。
 - 3. 「住所」欄は、り災前の住所を記入すること。
 - 4. 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入。
 - 5. 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにしておくこと。
 - 6.「摘要」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと、例えば「昭〇〇〇公営 住宅に入居、現在空屋」等

様式6-3 応急修理該当者調

応 急 修 理 該 当 者 調

順	被災	世帯			世	職		被	災世	帯巾	勺 訳		市町	町村民	- R税	
位	者台 帳番 号	<u> </u>	氏	名	帯人員	業	波世 保 護帯	身世 障帯	老世人帯	母世 子帯	要世保	その 也帯	非課税	均等割	所得割	備考
					人											
Ē	十		#	世帯												

様式6-4 住宅応急修理記録簿

(山形県災害救助法施行細則様式32号と共通様式)

住宅応急修理記録簿

番	号	世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備	考
				月日	円		
音	+	世帯					

様式6-5 障害物除去の実施状況記録簿

(山形県災害救助法施行細則様式41号と共通様式)

障害物除去の実施状況記録簿

班

							171.
住家被害程度区分	住 所	氏 名	除去に要した 期 間	実支出額	除去を要すべき状態 の 概 要	備	考
			月日~月日	円			
			<i></i>				
計	半壊(焼)	世帯					
<u> </u>	床上浸水	世帯					

様式6-6 障害物除去該当者調

(山形県災害救助法施行細則様式42号と共通様式)

障害物除去該当者調

順	被災	世帯			丰	職		被纟	災 世	帯卢	寸 訳		市町	订村县	2税	
位	者台 帳番 号	主住所	氏	名	帯人員	業	 彼世 深帯	身世障帯	老世人帯	母世 子帯	要世保帯	その 也帯	非課税	均等割	所得割	備考
					人											
Ī	 		#	世帯												

様式7 教育関係

様式7-1 り災使用教科書等調

(山形県災害救助法施行細則様式34号と共通様式)

り 災 使 用 教 科 書 等 調

区	分	学	校	名	1年	2年	3年	4年	5年	6年	計
国	語										
			計								
算	数										
			計								
_	≟ I	₩		数							
	計	実	人	員							

(注) 内訳は、様式7-4 (山形県災害救助法施行細則様式第37号) のとおり。

様式7-2 被災教科書一覧表

(山形県災害救助法施行細則様式35号と共通様式)

被災教科書一覧表

年 月 日現在

学 校 分

学年	発行者名	教 科 書記号番号	教科書名	冊数	単価	金	額	被害区分	備	考
					円		円			

- (注) 1 給与対象者分のみ。
 - 2 学校別に記載のこと。

様式7-3 学用品購入(配分)計画表

(山形県災害救助法施行細則様式36号と共通様式)

学用品購入 (配分) 計画表

	小中学区分	小	学		生	中	学	生	合		計	- 備 考
品名	単価	児童数	数量	金	額	生徒数	数量	金額	数量	金	額	7 個
	円	人			円	人		P			円	
計												

(注)本表は、学用品のうち、文房具及び通学用品のみとし、教科書(教材を含む。)については、別途適宜作成するものであること。

様式7-4 学用品給与状況簿

(山形県災害救助法施行細則様式37号と共通様式)

学 用 品 給 与 状 況 簿

学校名

学	児童	親権者	給与				給	与	品 0	D P	勺 貳	尺 尺			実支	
				教	(科		書	実支	学	, J	Ħ	品	実支		備考
年	(生徒)					理科				鉛筆	ノート	ナイフ			出額	
			月日						円					円	P	
	Ē	計														

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者(学校長)

氏 名@

(注) 1 給与月日は、その児童(生徒)に対して最後に給与した給与月日を記入すること。 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

様式8 輸送関係

様式8-1 輸送記録簿

(山形県災害救助法施行細則様式43号と共通様式)

				輎	ì	送	記	録	簿				
輸送		輸送	借	上	等		修		糸	善		実支	備
	目的	区間	使車両	用斯等	A store	故障	車両等	修繕	/ / - / - / - - - - - - 	故障の	燃料費		
月日		(距離)	種類	台数	金額	名称 番号	所有者 氏 名	月日	修繕費	概要		出額	考
		km			円				円		円	円	
計				台									

- (注) 1 「目的」欄は主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 - 2 県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
 - 3 借上車両等による場合は、有無償の別を問わず記入すること。
 - 4 借上等の「金額」欄は、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
 - 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

様式9 公用令書等様式

様式9-1 公用令書(災害対策基本法施行規則第7条 別記様式第5~7)

様式9-1-1 別記様式第5

我9一1一1 別記	7休八男 3
従事第 号	
	H
	公 用 令 書
	住所
	氏名
	N/H
《公本丛林甘土》)	は 冬の担党に其づき、次のしわり 従事 たみボス
火告对束基本法第 (71条の規定に基づき、次のとおり 協力 を命ずる。 協力
年	月 日
	加八长老、爪、女
	[7]
従事すべき業務	
従事すべき場所	
従事すべき期間	
出頭すべき日時	
出頭すべき場所	
備考	

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

ŧ式9−1−2 別記様式第	有 6					
保管第 号						
	Ži.	、 用 名	書			
				住所 氏名		
災害対策基本法 第 71 第 78	条 条第1項	の規定に基づ	き、次のとおり)物資の保管を命	うずる	
年 月	日					
				処分権者 」 印	氏 名	
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき	場所 保管	音すべき期間	備	考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式9-1-3 別記様式第7

管理第

公 用 令 書

住所 氏名

第 71 条 災害対策基本法

第11 年 第78 条第1 項 の規定に基づき、次のとおり を

管理 使用 する。 収容

年 月 日

処分権者 氏 名 囙

名称	数量	所在場所	範	囲	期	間	引渡月日	引渡場所	備	考

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式9-2 公用変更令書(災害対策基本法施行規則第7条 別記様式第8)

変更第 号

公 用 変 更 令 書

住所 氏名

第78条第1項 の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号)に係る 災害対策基本法 処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名

印

変更した処分の内容

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式9-3 公用取消令書(災害対策基本法施行規則第7条 別記様式第9)

取消第

公 用 取 消 令 書

住所 氏名

処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。

年 月 日

処分権者 氏 名

印

備考 用紙は、日本工業規格A5とする。

様式 10 り災証明書等様式

様式 10-1 り災証明書

り 災 証 明 申 請 書

	9	少く III	. 191	Т	1月 日				
4+ III++ F + ~	_					令和	年	月	H
鮭川村長 あて			申請者	住所	τ <u></u>				
									印
				電記	i <u> </u>				
			記						
被災年月日	平成 年	月	日		時頃				
被災場所	鮭川村								
	□住家(□持刻	京□借家)		[□非住家()
	□人的被害								
	□その他の物的	勺被害()				
被災者	住所				生年月日	年	E.	月	日
	氏名				職業				
被災の種類	□地震	□風水	害		□その他				
り災内容	7+++-+	□全壊・全	焼	□ī	充出	_ 2	半壊	半鐘	
	建物被害状況	□床上浸水			末下浸水				
	人的被害状況	□死亡		□ ?	· 方		負傷		
	その他の物的								
	被害状況								
申請理由	□被災者生活鄆	 耳建支援制度							
	□その他()

(下欄には記入しないでください。)

り災証明書

上記のとおり、相違ないことを証明します。

令和 年 月 日

証明第 号

鮭川村長

様式 10-2 り災届出証明書

り 災 届 出 証 明 申 請 書

			, ,	· /µ, ,		71	1 413	Ħ			
								令和	年	F]
魚	圭川村長 あて				申請者	住所	Í				
						氏名	, 1				印
							£				
					記						
	被災年月日	平成	年	月	日		時頃				
	被災場所	鮭川村									
		(□持刻	え □借家)		□非住家()	
		□人的被害									
		□その他の物的被害()									
	被災者	住所					生年月日	4	年	月	日
		氏名					職業				
	被災の種類	□地震		□風水害		□その他					
	り災内容	建物被害状況		□全壊・全焼				□半壊・半鐘			
				□床上浸水		□床下浸水					
		人的被	害状況	□死亡		□行方不明		 □負傷			
	その1		の物的								
		被害状	況								
	申請理由	□被災	者生活頁	 耳建支援制	度						
		口その	他()
	提出資料	□被害状況が確認できる写真				□修繕等にかかる費用の見積書等				等	
		□診断	書等			口そ	の他()

(下欄には記入しないでください。)

り 災 届 出 証 明 書

上記のとおり、り災届出がなされたことを証明します。

令和 年 月 日

証明第 号

鮭川村長

様式 11 自衛隊災害派遣要請書

自衛隊災害派遣要請書

発第号年月日

知事あて

村長名

自衛隊の災害派遣要請について

災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づき下記のとおり派遣を要請します。

記

- 1. 災害の状況および派遣を要請する事由 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする) 派遣を要請する事由
- 2. 派遣を必要とする期間
- 派遣を希望する勢力およびその任務
 水防,消防,通信,防疫,給水,輸送,道路啓開等人員

装備の概要(特に船舶,航空機等特殊装備を必要とするとき)

- 4. 派遣を希望する区域および活動 派遣を希望する区域,連絡場所および連絡者 活動内容
- 5. その他参考となるべき事項